

平成27年 9 月 定例会 厚生常任委員会記録

平成27年 9 月14日（月）

平成27年 9 月16日（水）

平成27年10月 1 日（木）

平成27年10月 2 日（金）

平成27年10月 5 日（月）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

平成27年 9 月14日（月）		7 頁
平成27年 9 月16日（水）		47頁
平成27年10月 1 日（木）		65頁
平成27年10月 2 日（金）		167頁
平成27年10月 5 日（月）		217頁

平成27年 9 月 定例会 審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	9 月 14 日（月）	開会 審査日程の決定、その他 健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第20号 市民環境部関係議案審査 議案乙第20号、議案乙第33号 議案甲第24号 議案乙第21号、議案乙第22号 〔説明、質疑〕
第 2 日	9 月 16 日（水）	現地視察 鳥栖市衛生処理場 議案審査 議案乙第20号、議案乙第33号 議案甲第24号 議案乙第21号、議案乙第22号 〔総括、採決〕 報 告（健康福祉みらい部子ども育成課、健康増進課、スポーツ振興課） 待機児童等解消のための保育所等整備について 保健センター玄関庇の修繕のための予備費充用について パブリック・コメントで提出された意見と市の考え方について 〔報告、質疑〕
第 3 日	10 月 1 日（木）	審査日程の決定、その他 健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第27号 〔説明、質疑〕 市民環境部関係議案審査 議案乙第27号 〔説明、質疑〕

第 4 日	10月 2 日（金）	市民環境部関係議案審査 議案乙第28号、議案乙第29号 〔説明、質疑〕 健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第27号 〔説明、質疑〕
第 5 日	10月 5 日（月）	報 告（健康福祉みらい部スポーツ振興課） （仮称）健康スポーツセンター整備に伴うアンケート調査報告書について （仮称）健康スポーツセンター整備に伴う子ども向けプール配置案について 〔報告、質疑〕 議案審査 議案乙第27号、議案乙第28号 議案乙第29号 〔総括、採決〕 閉会

9 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔平成27年 9 月11日付託〕

議案甲第24号 鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例 〔可決〕

議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号） 〔可決〕

議案乙第33号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第 3 号） 〔可決〕

議案乙第21号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） 〔可決〕

議案乙第22号 平成27年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） 〔可決〕

〔平成27年 9 月16日 委員会議決〕

〔平成27年 9 月30日付託〕

議案乙第27号 平成26年度鳥栖市一般会計決算認定について 〔認定〕

議案乙第28号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について 〔認定〕

議案乙第29号 平成26年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について 〔認定〕

〔平成27年10月 5 日 委員会議決〕

2 報 告

待機児童等解消のための保育所等整備について（健康福祉みらい部子ども育成課）

保健センター玄関庇の修繕のための予備費充用について（健康福祉みらい部健康増進課）

パブリック・コメントで提出された意見と市の考え方について（健康福祉みらい部スポーツ振興課）

（仮称）健康スポーツセンター整備に伴うアンケート調査報告書について（健康福祉みらい部スポーツ振興課）

（仮称）健康スポーツセンター整備に伴う子ども向けプール配置案について（健康福祉みらい部スポーツ振興課）

平成27年 9 月 14 日 （月）

1 出席委員氏名

委員長 古賀 和仁

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 飛松 妙子 伊藤 克也

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

健康福祉みらい部長 篠原 久子

健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 岩橋 浩一

社会福祉課参事 松隈 義和

社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長 吉田 忠典

社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 緒方 守

社会福祉課長補佐兼保護係長 久保 雅稔

社会福祉課地域福祉係長 八尋 茂子

こども育成課長 石橋 沢預

こども育成課子育て支援係長 田中 大介

こども育成課鳥栖いづみ園長 西村 洋子

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

文化芸術振興課長 村山 一成

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 石丸 健一

スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 大石 泰之

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長 宮原 信

市民協働推進課地域づくり係長 犬丸 章宏

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室長兼相談係長 天野 昭子

市民協働推進課男女参画国際交流係長 下川 有美

市 民 課 長 補 佐 兼 市 民 係 長	徳 淵 悦 子
市 民 課 整 備 係 長	原 隆 士
国 保 年 金 課 長	吉 田 秀 利
国 保 年 金 課 健 康 保 険 係 長	古 賀 友 子
税 務 課 長	平 塚 俊 範
税 務 課 管 理 収 納 係 長	豊 増 裕 規
税 務 課 市 民 税 係 長	槇 浩 喜
税 務 課 固 定 資 産 税 係 長	佐 々 木 利 博
市 民 環 境 部 次 長 兼 環 境 対 策 課 長	槇 原 聖 二
環 境 対 策 課 長 補 佐 兼 環 境 対 策 推 進 係 長	竹 下 徹

4 議会事務局職員氏名

議事調査係主任	大塚 隆正
議事調査係主査	武田 隆洋

5 審査日程

審査日程の決定、その他

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

〔説明、質疑〕

市民環境部関係議案審査

議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第33号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案甲第24号 鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例

議案乙第21号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案乙第22号 平成27年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

古賀和仁委員長

今、副委員長から報告がありました。

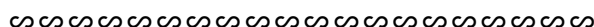
衛生処理場視察ということで、いかがでしょうか。（「私は、ちょっともう、行かんでいい」と呼ぶ者あり）衛生処理場の予算が、今回おりておりまして。それで、現地を視察しようということで、お話をしております。（「行きたいです。勉強したいです」と呼ぶ者あり）

いかがでしょうか。（「個人的に行ってくれて」と呼ぶ者あり）（「行きますか」と呼ぶ者あり）じゃあ現地視察は、衛生処理場。

その他に何かありましたら、副委員長のほうで調整をいたしますので、よろしく、きょうまでぐらいに申し出をいただければ、調整をしたいと思います。

それでは、執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時 3 分休憩



午前10時 4 分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

審査に入ります前に、健康福祉みらい部長から挨拶の申し出がっておりますので、これを受けたいと思います。

篠原久子健康福祉みらい部長

今議会における、健康福祉みらい部関係の議案といたしましては、乙議案 1 件を御提案いたしております。議案乙第 20 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、健康福祉みらい部関係分につきましては、歳入 8,772 万 5,000 円、歳出 5,737 万 1,000 円となっております。

歳入につきましては、国・県の補助金の決定及び鳥栖地区広域市町村圏組合負担金還付金による補正を行うものでございます。

歳出につきましては、国民健康保険特別会計繰出金、地域医療介護総合確保基金事業補助等について補正を行うものでございます。

これらを既決の予算と合わせますと、健康福祉みらい部関係の予算額は 97 億 2,891 万円となり、一般会計に占める健康福祉みらい部関係予算の割合は、42.4%となります。

続きまして、款 16. 県支出金、項 2. 県補助金、目 2. 民生費県補助金、節 1. 社会福祉費県補助金につきまして、5,169 万 6,000 円の補正をお願いいたしております。

これは、地域における医療介護の総合的な確保を推進するため、新たな財政支援制度として県に設置されました地域医療介護総合確保基金から地域密着型の介護施設の整備を行う事業者に経費を補助するための地域医療介護総合確保基金事業補助金でございます。

今回、平成 27 年 7 月 31 日付けで県から内示がございましたので、補正するものでございます。

補助率は 10 分の 10 となっております。

後ほど、歳出の項目でも出てまいります。

続きまして、款 21. 諸収入、項 6. 雑入、目 4. 雑入、節 4. 雑入のうち、平成 26 年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金 3,504 万 4,000 円が、介護保険特別会計分の鳥栖市分返還金となっております。

介護保険特別会計への返還金につきましては、当該特別会計の決算によりまして構成自治体の負担金を精算するものでございます。

返還の主な理由といたしましては、介護給付費が見込みより少なかったことによるものでございます。

続きまして、2 ページ目をお願いいたします。

歳出でございます。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 1. 社会福祉総務費、節 28. 繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

平成 27 年度地方交付税普通交付税の額の確定に伴い、今回補正をお願いするものでございます。

続きまして、款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 3. 老人福祉費、節 19. 負担金補助及び交付金 5,169 万 6,000 円につきましては、地域医療介護総合確保基金補助金となっております。

地域密着型サービス等の助成事業といたしまして、定期巡回随時対応型訪問介護事業所 1 カ所と、小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所を対象に、施設の整備と開設の準備に要する補助金となっております。

詳細につきましては、別紙の 9 月補正予算主要事項説明書の 5 ページに補助の内容について記載しておりますので御参照ください。

石橋沢預こども育成課長

続きまして、項 2. 児童福祉費、目 5. 子育て世帯臨時特例給付金給付費について御説明

いたします。

これは、歳入で御説明いたしましたように国の平成 27 年度の給付事務費にかかる補助金交付要綱の制定により、実施事務経費の交付額の算定方法が確定したことを受けて、補正を行うものでございます。

内容といたしましては、節 11. 需用費につきまして支給決定通知書等の郵送用の封筒代、節 12. 役務費につきましては、支給決定通知書発送用郵便料等に係る経費の補正をお願いするものでございます。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

続きまして、参考資料の御説明を申し上げます。

まず、1 ページ目でございます。

24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスについてでございます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護ですけれども、急速な高齢化に伴いまして高齢者の単身世帯や夫婦世帯が急増いたしております。

老老介護や認知介護という言葉が社会問題になっておりますように、在宅での介護を支える体制が求められております。

特に、重い介護が必要な高齢者が安心して在宅生活を続けていくには、高齢者向けの住まいの整備とともに 24 時間切れ目のない、介護看護サービスが必要となっております。

このような中で、平成 24 年 4 月に施行されました改正介護保険法で、住みなれた地域において在宅で暮らし続けるための地域密着型サービスの 1 つといたしまして、24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスが新設されております。

従来の在宅介護が、あらかじめヘルパーが利用者宅を訪問する日時、サービスを決められていた定時サービスなのに対しまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、介護や看護スタッフが一体的に、または連携しながら短時間の巡回型訪問サービスを提供いたしまして、夜間でも何かあれば随時駆けつける体制を 24 時間整えているのが特徴でございます。

これまでは、夜間に体位変換やおむつ交換が必要な要介護の被保険者が在宅生活を続けるためには、昼間と夜間に別々のサービスを契約いたしておりましたけれども、この定期巡回・随時対応型訪問介護看護におきましては、医療と介護が一体となりまして 24 時間の切れ目のないサービスが提供されることとなっております。

続きまして、2 ページ目でございます。

小規模多機能型居宅介護の概要でございます。

小規模多機能型居宅介護は、通いのデイサービスを中心として要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問介護や泊まり——ショートステイですけれども——を組み合わせるサービス

を提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するものでございます。

このサービスが創設される前では、通い、訪問と泊まりなどの介護サービスをそれぞれ別の施設で受けることになっておりまして、それぞれの場面で利用者に対応するスタッフが異なり、なじみの関係やケアの連続性が保たれないなどの問題がございました。

特に、認知症高齢者の場合、記憶や認知機能の障害のため自分の行き場所がわからなくなったり、周囲の環境の変化に対応ができなくなるなど、不安や混乱から症状の悪化を引き起こすことが見られました。

小規模多機能居宅介護を提供する施設は、地域に根差した小規模の施設であるため、通い、訪問、泊まり等のサービスを利用するときに同じスタッフが対応できますので、連続性のあるケアができるという利点がございます。

以上、2つのサービスの概要についての説明を終わります。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

飛松妙子委員

おはようございます。

御説明ありがとうございました。

今、御説明いただいた健康福祉みらい部の地域医療介護総合確保基金事業所の介護施設の整備事業の補助金についてなんですけれども、まず、この定期巡回・随時対応型の訪問介護看護が、社会福祉法人健翔会さんでされてあると思うんですけれども、24時間対応の事業所は、鳥栖ではここ1カ所になるのでしょうか。

今、地域包括支援センターが4つできていると思うんですけれども、それごとにできるのかと、あと、ニーズがどのくらいあるのか把握されていたら、その人数も教えていただきたいんですけれども。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

施設としては、今回の健翔会が最初でございます。

したがって、人数の把握までには至っておりません。

飛松妙子委員

ニーズの把握が取れていないっていうことは、ここに示されている健翔会さんの定期巡回訪問型介護は、想定されている人数とかもないんでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

介護保険の事業計画がございまして、その中では、約 10 名の利用を見込んでいるというところでございます。

飛松妙子委員

初めてだと思うんですけど、10 人で機能していく……、ニーズが 10 人で成り立つ仕組み。

今後、ふえる可能性があるってことだと思うんですけど、その辺とかも何か考えていらっしゃるれば教えていただければと思うんですけど。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

ニーズとしては、県内で小城市のほうで 1 カ所、既に 24 時間の訪問看護介護をやっているところがございます。

健翔会のほうもそちらのほうにいろいろお話等をお聞きになって、ニーズ的には非常に苦しいのではないかと。あまりないのではないかとというような感触は持たれているようでございますが、健翔会自体が社会福祉法人ということであること、そして、今後地域包括ケアを進めていくに当たっては、24 時間対応っていうのはどうしても進めていかなければならないというところもございまして、健翔会さんのほうでは、やるというふうに決意をさせていただいたという経緯でございます。

古賀和仁委員長

ほかに何かありますか。

松隈清之委員

今の件で、ニーズが正確には把握できてないということなんですけれども、こういうサービスができれば今後そのプランの中でそれを入れていこうと。マネジャーさんの中でそういうのが必要だとなれば、そういうニーズっちゅうのが今後出てくると思うんですよね、場合によっては。そのときに、この施設でどれくらいまで対応……、施設の人は雇ったりしてふやせるかもしれんですけど、設備とかね、そういったのはここで 50 人、100 人とかっていうレベルで、ずっと一つの施設でいくっていうことはできるんですか。

それとも、もう一個できたらそういうサービス受けたいっていうニーズが出てきて、出てきたらまた別の所がやりましょうか、みたいな感じになることを想定しているのですか。

いかがでしょう。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

どのくらいまで、キャパシティーといいますか、一つ一つの事業所で受け入れが可能かということにつきましては、訪問看護、訪問介護ということで、非常にマンパワーによるところが大きいというところでございますので、施設自体は職員様のいらっしゃる、ふだんおら

れる詰所とか、あるいは通報とかを受けるコールセンターみたいな所で、施設のには十分。大した設備投資はいらないんですけれども、マンパワーのところが一番多く関わってきますので、それだけニーズがふえれば、法人さんのほうとしても人をふやして対応していきたいということは、おっしゃっているところでございます。

松隈清之委員

サービスの的には介護保険のサービスとなると思うんですけれども、こういう施設をこんだけのサービスが要りますよみたいな計画って広域のほうでつくるじゃないですか。そういった中には、こういうサービスがどれくらい必要だとか、あるいは今度つくろうとしたときに、それだけのニーズはないからつくらないでくださいだとか、ほかの施設とかだったらありますよね。こういう施設つくろうと思っても、いや、そんだけのニーズはないんでつくらないでくださいとかっていうのが。

そういうところっていうのは、いわゆる広域のほうとの関連は、今後どうなっていくんですか。

広域のほうでは、そういうサービスはこんだけぐらい要るだろうなっていう計画っていうのは、もうつくられているんですか。このサービスについて。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

この定期巡回型のサービスにつきましては、地域密着型のサービスということで分類がなされておりまして、この地域密着型のサービスにつきましては、いわゆるグループホームの定員以外は、制限はないという形になっております。したがって、事業所のほうから開設したいという申し出があれば介護保険課のほうとしては、認めるというようなスタンスになっているというところでございます。

介護事業計画の中では、先ほど私、10人と申し上げましたけれども、それは健翔会のほうが、事前に計画の策定前から平成28年度ぐらいからやりたいということをおっしゃっていましたので、その中で10人という数字を事業計画の中に上げているというところでございます。

尼寺省悟委員

どっちもそうなんですが、小規模多機能型居宅介護の場合は、利用者の平均要介護度は3.5程度が想定されていたと。

定期巡回型については、要介護高齢者という書き方をしとるけれども、介護度の条件、介護度が幾ら以上なければならないと、このサービス受けるには、そういったものはあるんですか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

定期巡回型につきましては、要介護1以上という形になっています。

小規模多機能型につきましては、制限はございません。

要介護認定、要支援認定をいただいた方につきましては、利用できるという形になっております。

尼寺省悟委員

あとのほうがちょっと聞こえなかったけれど。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

小規模多機能型につきましては、要支援認定、要介護認定を受けてあれば、利用できるという形になっております。

尼寺省悟委員

小規模多機能型のところで、様態や希望により泊まりとなってるけれども、泊まりの日数については、何か制限というか、そういうのはあるんですか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

泊まりにつきましては、基本、制限というのはございません。

本来ならば、通いを中心とした施設でございますけれども、泊まりをずっと続けていらっしゃる方もいるということは、実態的にございます。

尼寺省悟委員

それから、さっきの話に戻りますけれども、定期巡回型で要介護度が1以上と言われたんですが、そうでなかったって、それ以下の人だって、こうしたことを希望するとか、必要だと。そうなっても、やっぱり要介護度が1でないといかんと。

そういうような強い何かがあるんですか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

制限が決まっておりますので、もし要支援の方で利用されたいということであれば、自費利用、100%御自身で負担されてという形になるかと思います。

伊藤克也委員

教えていただきたいのが、今回、健翔会さんが予定をされております地域医療介護総合確保基金事業におけます定期巡回・随時対応型というものだと思うんですが、その中で訪問介護と訪問看護の両方ということなんですが、看護については、健翔会さんの中に一緒にそういうスタッフの方がいらっしゃって、ニーズに応じた看護をされるのか。それとも、看護については別の医療関係機関と提携されて、そちらのほうから派遣をしていただくのか。

その辺を教えていただきたいと思います。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

この定期巡回型訪問看護介護につきましては、御自身の所で医療機関を持っているところ

であれば御自身の所でできるんですけれども、健翔会のほうは医療機関がございませんので、提携した医療機関のほうと連携をしながら対応していくというふうに聞いております。

伊藤克也委員

ということは、看護については定期的に巡回という形ではなくて、依頼があって初めて対応されるという認識の仕方よろしいわけですね。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

看護の場合は、医師、主治医の方から定期的な訪問看護が必要というような意見書をいただいて、その上でケアマネのほうでプランをつくるというふうな形になっております。

古賀和仁委員長

ちょっと1点確認をしたいんですけれども、これ、介護と医療一緒にやって、保険適用の場合はどういうふうな形を取ってやられるんですか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

看護につきましては、医療による看護と介護による看護というふうにございます。

今回の場合は、介護による看護というところが、定期巡回型の事業所で実施する事業になりますので、基本的には介護保険から給付されるという形になります。

古賀和仁委員長

そうすると、保険適用で介護と医療では、違いますから、単価が。

それは、同じようなサービスだったら別々になるんですか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

介護保険の中で見ますけれども、介護のみ、あるいは介護プラス看護というときには、単価が変わってきます。

伊藤克也委員

もう一回、追加で確認なんですけど、ケアマネジャーがプランを立てられて、この介護が必要な方には、これとこれの介護してくださいというプランが立つと思うんですが、随時、その都度また新たに発生した病状とか、病状の悪化とか、新たな病状が出たとか、そういった場合は、随時看護師さんに相談して、またはケアマネジャーに相談して追加していくっていうふうな考え方でよろしいんですか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

介護保険で見る場合につきましては、あらかじめ症状とかが固定をされていらっしゃる方になります。それで、急変した場合とかには医療による看護のほうになるかと思えます。

慢性的な、症状が固まってきて、それでも以前より症状が変わった場合には、介護保険等の認定区分の変更とか、あるいはプランの変更とか、そういったところに対応すると。こう

いうふうな形になるかと思います。

飛松妙子委員

もう一つ教えていただきたいんですが、先ほど提携した医療機関ということだったんですけども、サービスを受けたい方が、提携されている医療機関以外の病院で要介護認定を受けて、ここで24時間サービスを受けたいっていう場合も受け入れて、さらにその提携した機関との医療機関同士の連携もとれるっていうことでよろしいのでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

医療機関と提携をしながらというところで、看護師等の派遣とか、あるいは、自前の看護師も用意といたしますか、雇用されて看護に当たるとは考えておるところでございますけれども、基本的には、定期巡回の訪問看護介護というのは、今、鳥栖ではこの事業所1カ所になるというところでございますので、医師会等も含めながら、在宅医療、在宅介護の連携のほうは図っているところでございますし、そういった中で顔の見える関係性というものもつくっていったところでございますので、連携はそちらのほうでも十分図っていったと考えております。

飛松妙子委員

先ほど10人っていうことだったんですけど、健翔会さんが把握している人数で10人、でも他の医療機関を受けてらっしゃる中で、そういうことがあるんだったらサービス受けたっていうところまでは人数の把握ができていないと思うんですね。

もし、それが10人以上、オーバーしても対応は可能でしょうか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

先ほど10人と申し上げましたのは、介護事業計画の中で行政のほうが想定している利用人数ということでございます。

健翔会様につきましては、全くニーズがどのくらいかわからないというようなことで、不安がっているところではございます。

こういった事業は、スケールメリットが生かせるところが十分にありますので、人数が多ければ事業所等といたしましても十分対応できるように、人員の配置等は私たちのほうからも十分をお願いをしていきたいと考えております。

飛松妙子委員

もう一点だけ。

もし健翔会さん以外の所でもまたそれをやりたいってことであれば、市からのこういう補助金というのは、市というか県というか国というか、できるんでしょうか、今後。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

国のほうといたしましては、この小規模多機能型をはじめ、24 時間定期巡回型という地域密着型のサービスにつきましては、積極的に進めていくという方針は出しておりますので、今後要望があれば県を通じて国のほうとかにも要望していきながら、引き続き——国から県への予算措置等はされると思いますけれども——明確に何年度までとか、そういったのは今のところでは決定をされていないということでございます。

ないようですので、質疑を終わります。

~~~~~

**午前10時37分休憩**



– 24 –



号及び議案甲第 24 号の 5 議案であります。

それでは、議案乙第 20 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）及び議案乙第 33 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 3 号）、以上の 2 議案を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

#### **宮原 信市民協働推進課長**

それでは、ただいま議題となっております議案乙第 20 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）及び議案乙第 33 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 3 号）について御説明を申し上げます。

お手元に配付させていただいております厚生常任委員会資料及び厚生常任委員会参考資料に基づきまして御説明を申し上げます。

では、厚生常任委員会資料の 1 ページ目をお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款 16. 県支出金、項 2. 県補助金、目 1. 総務費県補助金、節 1. 総務管理費県補助金の身近なユニバーサルデザイン（トイレ洋式化）推進事業補助金につきましては、県が行う公共施設等のトイレ洋式化推進事業の補助金でございまして、町区の公民館のトイレ洋式化に要する費用に対して助成をさせていただくものでございます。県の補助率は 10 分の 10 となっております。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 10. 市民協働推進費、節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、県補助金のさが段階チャレンジ交付金を活用いたしまして、住民団体やその他組織等が行う地域や集落の維持及び活性化を図ることを目的といたしました事業に対して補助するための交付金でございます。県の負担割合は、補助対象事業費の 10 分の 9 となっております。

今回、県の採択を受けております事業につきましては、曾根崎町の伝統芸能や地域資源を生かした拠点づくりという事業でございます。

続きまして、その下でございますが目 11. まちづくり推進センター費でございます。

節 15. 工事請負費につきましては、用途廃止をいたしました麓のまちづくり推進センターの浄化槽等を撤去するものでございます。

その下、節 19. 負担金補助及び交付金のトイレ洋式化推進事業補助金につきましては、先ほど歳入で申し上げました身近なユニバーサルデザイン（トイレ洋式化）推進事業補助金を活用いたしまして、公民館類似施設、町区の公民館等の和式トイレを洋式に変更するための

経費の一部を助成するものでございます。今回補助対象となります施設は、本鳥栖町公民館でございます。

その下、公民館類似施設整備補助金につきましては、鳥栖市公民館類似施設に対する補助金交付規則に基づきまして、町区等の公民館を改修するための経費の一部を助成するものでございます。今回、補助対象となりますのは、柳区、原町、一本杉区、西新町の公民館の4施設でございます。

#### **平塚俊範税務課長**

その下でございます。

項2. 徴税費、目2. 賦課徴収費、節13. 委託料につきましては、平成26年の地方税法改正により軽自動車について初めての車両番号の指定を受けた年から13年を経過した車両は、平成28年度から税額が上がることになっているため、軽自動車協会から車ごとの初年度登録情報等を市の情報端末に連携させるためのシステム改修委託料でございます。

以上でございます。

#### **徳淵悦子市民課長補佐兼市民係長**

3ページお願いいたします。

続きまして、市民課でございます。

同じく、項3. 戸籍住民基本台帳費、目1. 戸籍住民基本台帳費、節14. 使用料及び賃借料につきましては、事務機借上料として12万3,000円の補正をお願いするものでございます。

この事務機器借り上げは、転入転居等があった場合にマイナンバー制度の個人番号の通知カードや個人番号カードの裏書き用カードプリンターを借り上げるものでございます。

以上でございます。

#### **榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

同じく3ページでございます。

その下になります。

款4. 衛生費、項3. 清掃費、目3. し尿処理費、節13. 委託料540万円の補正につきましては、し尿等下水道投入施設整備に伴う基本計画策定業務委託料でございます。詳細につきましては、予算説明関係資料の主要事項説明書の6ページをごらんいただければと思います。よろしくお願いいたします。今回、お願いしておりますし尿等下水道投入施設整備に伴う基本計画策定業務委託料につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の処理量の減少と、し尿処理施設の老朽化に伴い、新たに整備する施設に関する基本計画の策定業務委託料でございます。

現在のし尿及び浄化槽汚泥の処理の状況について若干申し上げますと、し尿及び浄化槽汚

泥の処理量につきましては、下水道の普及に伴い、ピーク時の5分の1程度に、日量20キロリットルというふうに5分の1程度に減少してきております。

また、あの施設自体も昭和60年の稼働から30年を経過しており、建物の躯体や設備類の傷みが激しい状態となっております。

このようなことから、し尿及び浄化槽汚泥を処理する新たな投入施設を整備する必要があり、今後のし尿及び浄化槽汚泥の発生量の推計やその性状などを調査し、将来にわたって適正かつ効率的に処理するための基本的な計画を策定するものでございます。

それによりまして所要の額を計上させていただいてるところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

#### **平塚俊範税務課長**

その下です。

議案乙第33号 平成27年度鳥栖一般会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

款2．総務費、項2．徴税費、目2．賦課徴収費、節23．償還金利子及び割引料の補正額につきましては、法人市民税の確定申告について、中間申告をすべきでない業者が中間申告をしていたため、還付金請求があったことから、補正したものでございます。

以上で説明を終わります。

#### **古賀和仁委員長**

執行部の説明が終わりました。これより、一括質疑を行います。

#### **尼寺省悟委員**

ちょっと二つほど。

1つはページ3ですね、事務機借上料ということで、マイナンバーの関係で言われたんですが、いまひとつわからなくて、もう一回言ってください。

#### **徳淵悦子市民課長補佐兼市民係長**

尼寺議員から御質問の事務機借上料につきましては、転入、転居等があった際に、マイナンバー制度に伴いまして個人番号の通知カードや個人番号カードの住所等の変更を記載しないといけませんので、その裏書の借上料でございます。

#### **尼寺省悟委員**

それから、その下のし尿等下水道投入施設整備の基本計画策定業務委託料のところ、最近5分の1に減少しているということと、施設が老朽化してるからどうのこうの言われたわけですね。ちょっとその辺をもう少し詳しく。

#### **槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

し尿処理場につきましては、日量であの施設が 100 キロリットル、日量ですね。100 キロリットルの処理能力はあると。今現在、大体 20 キロリットル、日量処理をしておるといような状態で、下水は、今後将来にわたって必要ではありますが、量的には今後も徐々に減少していく状況にありますということと、処理施設が昭和 60 年に建設をされて、30 年を経過しておるといことで、今年度、し尿処理施設の精密機能検査というのをやっております。

それにつきましては、設備がどのくらい傷んでおるかとかそういうふうなことを検査するものでございますけれども、そういう検査をいたしまして、処理施設の中に設備機器がございますけれども、それが老朽化して、長期には長寿命化といいますか、次の長期にはもたないというような状況でございますので、この際、新たな施設への建てかえを検討するというこで、基本的な考え方について、計画を策定するというふうに考えておるところでございます。

#### **尼寺省悟委員**

だから、その計画に当たっては、現状が 5 分の 1 に減少してると。それに見合った形で、新しく計画を立ててやっていくと。そういうことなんですか。

#### **榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

そのとおりでございます。その規模に合ったような施設にしたいということで考えております。

#### **松隈清之委員**

今の質問と関連なんですけれど、規模に合った施設にしたいというのは、今回のやつは、下水道施設に、処理施設に投入する設備の検討をするというやつですよ。

だから、今の所に、今の規模に合わせた施設をつくり直すっちゃうわけじゃないですよ。

#### **榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

そのとおりでございます。

#### **松隈清之委員**

つまり、今の施設は、ここに今回出される計画では、今の処理場はもうなくしてしまうと。それで、今の下水道の処理施設に新たな設備を追加するということですよ。

今の衛生処理場はなくなるといいですか。

#### **榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長**

現在の施設を最終的には取り壊しとなって、今考えておるのは、浄化センターの敷地内にそうした処理の投入施設を設置できればというふうに考えておりまして、それも含めたところでの計画を立てさせていただくということで考えております。

### **松隈清之委員**

あんまり誰も聞かないんで、追加の分ですね、還付の分。資料をいただいております。

中間申告する必要がある所がしていたので還付をするということでございますが、説明を見ると、平成 26 年 6 月 30 日に廃止されとったということなんですけれども、平成 27 年 2 月 25 日に中間申告納付をしていたためにと。

これは、平成 27 年 2 月 25 日時点で中間申告しなくていいっていうことは、当該の事業所ちゅうのはわからないんですか。

### **平塚俊範税務課長**

その件につきまして、当事者であります株式会社サンセールミキさんのほうの税理士とお話をさせてもらったんですけれども、ちょうどその当時税理士の交代がっております。交代があったときに、本来前年度の納付をされてある場合については、同じようにされるケースがあるということでございましたので、間違えて申告をされたということでございます。

### **松隈清之委員**

ということは、間違っていることがわかったのが、これでいうと本年の 8 月 31 日。うちに還付してくださいという連絡があったのは、8 月 31 日になんですか、それとも 9 月 1 日ですかね。

### **平塚俊範税務課長**

うちのほうに上がってきていますのは、9 月に入ってからになります。

### **松隈清之委員**

届け出は、これを見ると、設立届は平成 26 年 7 月 1 日、設立年月日は平成 26 年 4 月 1 日ですけれど、平成 27 年 8 月 30 日に届け出をされているんですよ。

これは、管轄は県ですかね。この一般社団法人の届け出の管轄って。

### **平塚俊範税務課長**

管轄といいますか、法人税につきましては、県のほうと市のほうに両方届け出をしていたく形になっております。

### **松隈清之委員**

税の関係の届け出はもちろんそうですけれども、一般社団法人としての新たな法人格の取得に関しては、勝手に一般社団法人になりますっていうか、一応、その許可はないですけれど、届け出要りますよね、県か何かに。

### **平塚俊範税務課長**

そのとおりでございます。県のほうに届け出は必要でございます。

### **松隈清之委員**



新たな一般社団法人としての届け出自体はされなかったけれども、いわゆる税関係の届け出がされてなかったの、市としては通常どおり課税をしたということであるのか、この一般社団法人としての届け出自体がされてなかったのかはどちらかわかりますか。

#### **平塚俊範税務課長**

法人として登記上の申請は昨年7月にされてありますけれども、その他税に関するものの届け出は、県も鳥栖市のほうでも国税についても、ことしの8月31日付けということで申請がございました。

#### **松隈清之委員**

登記する時には、例えば、一般社団法人って、今、届け出だけでつくれると思うんですけども、登記はいわゆる法務局じゃないですか。登記する時に、例えば、県から一般社団法人として、これもう認可じゃ多分なかったんですよ、届け出だけでできたと思うんですけど、届け出自体はその時点で、一般社団法人にしますっていう届け出はされとるんですか。された上で、登記がなされてるのか。自己申告で、ただ一般社団法人にしますっていう登記だけがされているのか。

#### **平塚俊範税務課長**

株式会社サンセールミキさんのほうに確認したところ、登記だけをされとって、その他のもろもろの手续、一切合財今年度の8月になってやっとしたというところがございます。

#### **松隈清之委員**

うがった見方をすることもできるわけですね。例えばこれが、極論すると、いやもう5年前からしとった、と言われると、5年前までさかのぼって納税した分返せっていうことも言えるわけですか。

要は、いわゆる登記はしましたと。ただ、実際の届け出自体はしてないわけですよ。

要はわからんわけですよ、登記しとっても、一般社団法人なのか通常の株式会社なのか。

ということは、さかのぼって一般社団法人にしてみましたとかって言われると、そこまで返さないかんということもあり得るわけですか。

#### **平塚俊範税務課長**

悪意を持って、税の知識がない方が、そういったことをするケースがあるかもしれません。

ただ、今回の場合については、税理士さんがついてありますので、5年もさかのぼってするちゅうことはあり得ません。

というのが、登記等の届け出をされるときに、毎年確定申告をされるんですけども、税理士の業務の中に報告義務が入っておりますので、5年もさかのぼるようなことは、通常はございません。

### **松隈清之委員**

今回、還付されている分というのは、株式会社から一般社団法人になったことで変わっているということですよね、税額が。

具体的に、株式会社から一般社団法人になったところで、還付する分、減額になる分っていうのは、どういった部分になるかわかりますか。

### **平塚俊範税務課長**

うちのほう、減額になる分は、法人市民税で、そのうちに鳥栖市に籍を置いております 104 人分の法人税が、大野城市のほうに移行されることで、大野城市のほうに 3,000 万円を申告されて、うちのほうは 3,000 万円が減るという形になります。

### **伊藤克也委員**

さが段階チャレンジ交付金についてお伺いをいたします。

6 月補正にも 2 件か 3 件、この交付金については上がっていたと思うんですが、ごめんなさい、その時にちょっと聞いていたら二重ということになってしまって申しわけないんですが、この交付金が出る年数、何年までこの交付金を出していただけるということなのか。

それと、今回、曾根崎町の伝統芸能や地域資源といったところで提出をされているっていうことなんですが、そもそも、この交付金の曾根崎町につきましては、町自身が、例えば、事業計画等を書かれて、県のそういう事業計画といったものがあるのかもしれないですが、そういったものを町独自で出されているのか。それとも、各地区にあるまちづくり推進協議会を中心として、そこがメインっていうか、中心になってこういう事業交付金の申請というか、事業計画を立てられて申請をされているのか。とても、伝統芸能とかそういったものを継承していくということは大事なことでありますので、その辺の経緯とか流れを御説明いただければといふうに思います。

よろしく願いいたします。

### **宮原 信市民協働推進課長**

さが段階チャレンジ交付金事業につきましては、事業実施期間は平成 27 年度中ということになってございまして、平成 28 年 3 月末までに事業完了ということで事業を進めていただくことになってございます。

先ほど伊藤議員がおっしゃったように、6 月に 3 件事業を出ささせていただいておりまして、今、それぞれ進めていただいているところでございます。

今回、曾根崎町で伝統芸能や地域資源を生かした拠点づくりということで取り組んでいただいております、その事業計画につきましては、まちづくり推進協議会等を通じてではなくて、曾根崎町からこちらのほうに。

その中では、担当の職員のほうで、そちらの課の職員のほうで、中身につきましては、御相談を受けながらとか、こういったこと、書き方ですとか。

このさが段階チャレンジ交付金といいますのが、総合政策課のほうで取りまとめて、県には出しておりますものですから、そちらも相談をしながらの作成をしていただいたということになってございます。

#### **伊藤克也委員**

ありがとうございます。

今年度中で終わりということなので、こういった交付金があるということは、まちづくり推進協議会等を通して広報とかはされてあるのでしょうか。

#### **犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長**

この段階チャレンジ交付金の広報につきましては、先ほど宮原課長が申しましたとおり、総合政策課のほうで取りまとめをしている関係もありますので、総合政策課のほうで各地区の嘱託員会のほうにお邪魔させていただいて、説明をさせていただいていると。

まちづくり推進協議会等につきましては、市民協働課の職員のほうがそれぞれまちづくり推進協議会のほうにお話をして、内容等の御説明をさせていただいております。

以上でございます。

#### **伊藤克也委員**

ありがとうございます。

各地区に伝統芸能がありますし、しっかりと継承していただきたいんですが、例えば、この交付金が今年度で終了し、その後については、鳥栖市でほかにそういったことを継承するために少しこういう予算を分けてよ、とかっていうふうな依頼が、例えばまち協を通じてあったりとかすることも今後考えられると思うんですね。

そういったときに、今後、鳥栖市としてそういったことを事業化していくっていうか、そういう方向性はお持ちなんでしょうか。その辺をお伺いいたします。

#### **宮原 信市民協働推進課長**

今回、この交付金といいますのは、県の10分の9ということで、事業負担自体は10分の1を下の事業者様のほうに負担していただいておりますけれども、平成28年度以降、今のところ市の単独でこの事業続けていくという計画はございません。

#### **伊藤克也委員**

わかりました。

せっかく各地区にまち協があるわけですよね。そういったところを通じて、例えば、町として何か取り組みたいといったときには、今後そういった事業化をするための予算等を考え



個人番号カード 800 円というのが示されております。

県内他市及び近隣の久留米市、小郡市に照会した結果、各市とも上記の金額で、今申し上げました 500 円、800 円の金額で設定される予定であります。

また、この再交付手数料については、全額を委託先である地方公共団体情報システム機構に支払うことになっておりますので、仮に金額を低く設定した場合は、差額分については本市が負担することになります。

なお、初回の交付手数料相当経費については、国が負担することとなっております。

通知カード、個人番号カードについては、お配りしておりますチラシを開いていただき、ごらんいただきたいと思います。個人番号カードは、通知カードに添付されている交付申請書——青で 2 番としている部分ですね——そちらに写真を添付の上申請することで、平成 28 年 1 月以降に交付されるプラスチック製のものです。

以上でございます

#### **古賀和仁委員長**

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

#### **松隈清之委員**

この通知、10 月に送るんですよね。さっき、この予算も上がってますけれど、転居とか、入ってきたりとかってあるじゃないですか。それで、転居にしても転出にしても、その時点で発行している番号ってありますよね。

例えば、転出であれば、ある時点で発行するわけじゃないですか。それで、郵送するわけじゃないですか。でも、そのときにはもう転居されているっていうこともあり得るわけですかね。

#### **徳淵悦子市民課長補佐兼市民係長**

最終の情報としては、10 月 2 日現在のものを 10 月 6 日に J - L I S のほうに持ち込むようになっておりますので、それ以降の異動に関しては、それぞれ異動に伴う、どういう手続きをしなければならないっていうふうな、マニュアル的なものっていうかフローみたいなものが送ってきておりまして、それに基づいて処理をさせていただくようになります。

#### **松隈清之委員**

転居するときに、次ここに郵便物送ってくれとかって言われたら、その転居したところに勝手に送られていくんですかね。郵送したやつっていうのは。

#### **徳淵悦子市民課長補佐兼市民係長**

簡易書留で送られるんですけども、転送はできないような形で送られることになっております。

### **松隈清之委員**

ということは、返ってきて、そのときに転出の届けとかが出とったら、そこにまた鳥栖市から送るっちゅうことになるんですかね。その返ってきたカードは。

### **徳淵悦子市民課長補佐兼市民係長**

一旦、不在票が入るようになっておりまして、不在票での対応ができなかった場合には市のほうに返戻されてくることになります。

転出の状態にもよるんですけども、世帯全員で提出された場合には、お受け取りが、例えば久留米市とかであれば、通知を送って取りに来ていただくことも可能かと思うんですけども、遠方の場合には、その処理ができませんので、うちのほうに届いているものは、廃止の処理っていうか、一旦、もうそれを没にしていまして、転入されたところで新たに御手続をしていただくような形になると思います。

一部のみ転出された場合には、こちらのほうにいらっしゃるどなたかがお受け取りになられているかもしれませんので、もし、受け取られる方がある場合には、その方から送ってもらうなりっていう御手続をしていただく形になります。

### **松隈清之委員**

悪意がどうあるかどうかは別としても、わからんで、カードが向こうに来るとか手続しよる間に向こうで勝手に、じゃあないけん申請するとか、なったらカードが2つになることもあり得るんですか。

言うたら、突合できるようにしているのがこのシステムやけん、2つ発行されるっちゅうことは基本的にないと思っていいんですよ。

### **徳淵悦子市民課長補佐兼市民係長**

2重に発行されるということは、基本的にはあり得ないことかと思います。転出証明書のほうに個人番号が必ず入ったものをお持ちいただいて、転入先で手続をしていただくようになりますので、同じ番号で、両方で通知カードなり個人番号カードが発行されるということはないと思います。

### **松隈清之委員**

ということは、紛失とかの場合、再発行することになるじゃないですか。その番号自体っていうのは、この一番最初に発行された番号というのがずっと引き継がれていくということになるんですよ。

そうすると、紛失しましたと。で、再発行しましたと。前のがどっかに、誰か持ったと。落としたとかで、誰かが持ったとなったら、その前のカードっていうのは使えないようになっているんですか、その時点で。新しいカードを発行した時点で。

### **徳淵悦子市民課長補佐兼市民係長**

前のカードにつきましては、廃止の手続をとることになると思います。暗証番号を設定しますので、本人でないと使えないようにはなっているんですけども。だから、同じ番号で発行してもその暗証番号知り得ない限り、ただの身分証明書としては使えるかもしれないんですけども、個人番号そのものは本人さんじゃないと使えない。顔写真も付いておりますので、その部分でチェックがかかるのではないかと思います。

もし、盗難とか紛失とかで悪用される恐れがあるような場合には一旦、前の番号を廃止して新しい番号を取り直すことも可能となっております。

### **古賀和仁委員長**

ちょっと1点だけ確認で聞きたいんですけど、これは本人が申請するということでしょう。送ってきた物を持って、市民課のほうで申請をすると。

仮に、本人がその場に行けない状態っちゃうですか、具合が悪いとか、そういう場合はどういう形をとられるんですか。

### **徳淵悦子市民課長補佐兼市民係長**

委任状等をお持ちいただいて、代理での申請も可能でございます。

### **古賀和仁委員長**

済みません、その代理の条件というのはいろいろあるわけですか。

### **徳淵悦子市民課長補佐兼市民係長**

本人さんとの御関係をきちんと証明できるようなものであったりとか、本人さんからの委任状、それから代理でお越しになられる方の身分証など、確認させていただくことになります。

### **飛松妙子委員**

同じ質問なんですけれど、この資料を1枚めくったら、表面のところに、この図の中に「左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます」ということなんですけれど、顔写真とかはどのようにするのでしょうか。

### **徳淵悦子市民課長補佐兼市民係長**

スマートフォンで顔写真をとっていただいて、そのまま送っていただけるようになっております。

ただし、写真については結構厳しいチェックが入るものと思われます。6カ月以内に写っていたいたもので、背景が何も無いもので、帽子をかぶっていないものということが条件になっております。

### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

その内容は、入っていくことによってそういう情報が出てくる……。スマートフォンで申請する場合、そういう情報があるっていうことでよろしいのでしょうか。この中にはそういうのがないので。各家庭に配布されていますけれど。

**徳淵悦子市民課長補佐兼市民係長**

その部分については、こちらのほうには何も、アプリケーション自体が示されたりとか  
がしていないので、詳しい状況はわからないんですけれども、入っていけば、恐らくできる  
ような形になっているのではないかと思います。

申しわけございません。

**古賀和仁委員長**

あと一点よかですか。

現在使われている住基カード、これについてはどういう形になるわけですか。その有効期間とかあると思うんですけども、それはもう自然的に来年から廃止ということになるのかどうか。

**徳淵悦子市民課長補佐兼市民係長**

住基カードにつきましては、現在の有効期限内まではお使いいただくことができます。

ただし、個人番号カードを申請されますと、個人番号交付時もしくは申請時、どちらか市役所のほうにお見えいただいた際に、住基カードは回収させていただくようになります。

古賀和仁委員長

ほかに何かありませんか。

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

**午前11時30分休憩**



午前11時35分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。





執行部の説明を求めます。

今回の補正につきましては、平成 26 年度決算及び平成 27 年度高齢者関係納付金の額の確定に伴うものでありまして、歳入につきましては、国民健康保険税医療給付費分現年課税分、前期高齢者交付金等を補正し、歳出につきましては、高齢者関係納付金及び前年度繰上充用金の確定に伴い、補正をいたしました。

補正の主なものにつきましては、厚生常任委員会資料により御説明をさせていただきます。

まず資料の 1 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款 1. 国民健康保険税、項 1. 国民健康保険税、目 1. 一般被保険者国民健康保険税、節 1. 医療給付費分現年課税分につきましては、前年度繰上充用金、前期高齢者交付金及び納付金、後期高齢者支援金等の確定に伴い、財源調整を行うものでございます。

次にその下、款３．国庫支出金、項１．国庫負担金、目１．療養給付費等負担金、節１．現年分及びその下の、項２．国庫補助金、目１．財政調整交付金、節１．普通調整交付金につきましては、前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金の確定に伴うものでございます。

次に、款４．県支出金、項２．県補助金、目１．財政調整交付金でございますが、これにつきましても、国庫支出金と同様に、前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金の確定に伴うものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

款 5. 療養給付費交付金、項 1. 療養給付費交付金、目 1. 療養給付費交付金、節 1. 現

年度分でございます。

療養給付費交付金は、退職被保険者とその扶養者の医療費を退職被保険者の保険税と保険からの拠出金によって賄います退職者医療保険制度に基づきまして、社会保険診療報酬支払い基金から交付されるものでありまして、後期高齢者支援金が確定したことに伴いまして補正を行うものでございます。

次に、款 6. 前期高齢者交付金、項 1. 前期高齢者交付金、目 1. 前期高齢者交付金、節 1. 前期高齢者交付金でございます。前期高齢者交付金は、65 歳から 74 歳の方を対象とした被用者保険と国民健康保険間の医療費負担の不均衡を調整するための前期高齢者医療制度に基づくものでありまして、鳥栖市の国民健康保険の前期高齢者加入率が全国平均より低いことから、支払い基金から交付されるものであります。この前期高齢者交付金が確定したことに伴いまして、補正を行うものでございます。

次に、款 9. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、目 1. 一般会計繰入金、節 1. 一般会計繰入金につきましては、当初予算で本年度見込みとして 5,800 万円を計上しておりました財政安定化支援事業繰入金の確定に伴うものでございます。

次にその下、款 10. 繰越金、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金、節 1. 繰越金につきましては、当初予算に 1,000 円の頭出しをしておりましたが、平成 26 年度の決算におきまして繰越金が生じませんでしたので減額するものでございます。

次に、3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 3. 後期高齢者支援金等、項 1. 後期高齢者支援金等、目 1. 後期高齢者支援金、節 19. 負担金補助及び交付金、及びその下の目 2. 後期高齢者関係事務費拠出金、節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、支払基金へ拠出したします後期高齢者支援金及び病床転換支援金、並びにこれらに関する事務費の確定に伴いましてそれぞれ補正を行うものでございます。

次に、款 4. 前期高齢者納付金等、項 1. 前期高齢者納付金等、目 1. 前期高齢者納付金、節 19. 負担金補助及び交付金、及びその下の目 2. 前期高齢者関係事務費拠出金、節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、前期高齢者納付金及び関係事務費拠出金の確定に伴いまして補正を行うものでございます。

次に、4 ページをお願いいたします。

款 5. 老人保健拠出金、項 1. 老人保健拠出金、目 2. 老人保健事務費拠出金、節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、老人保健事務費拠出金の確定に伴いまして補正を行うものでございます。

次に、款 6. 介護納付金、項 1. 介護納付金、目 1. 介護納付金、節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、介護納付金の確定に伴う補正でございます。

次に、款 8. 保健事業費、項 2. 保健事業、目 3. 健康推進事業費、節 13. 委託料につきましては、人間ドック、脳ドックの受診希望者が多く、事業費が不足しましたので、増額補正をするものでございます。

次に、款 12. 前年度繰上充用金、項 1. 前年度繰上充用金、目 1. 前年度繰上充用金、節 22. 補償補填及び賠償金につきましては、平成 26 年度決算の確定に伴い、前年度繰上充用金を減額補正するものでございます。

以上、説明を終わります。

### **古賀和仁委員長**

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

### **飛松妙子委員**

御説明ありがとうございました。

人間ドックの委託料がふえたってことでしたけれど、最初どのくらいの予算を……、人数を立てていて、現在どのようになっているか教えていただいてよろしいでしょうか。

### **吉田秀利国保年金課長**

当初、人間ドック、脳ドック合わせまして 190 人程度の予算で計上いたしておりました。

ところが、5 月から始めたんですけれども、今現在のところ約 15 人の待機者がおられまして、その方にもぜひ受けていただきたいということで、今現在キャンセル待ちの方が 15 人おられます。その方も受けていただくということで、今回、15 人分の補正をお願いしているところでございます。

### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

15 人プラスってということですね、予定よりも。

### **吉田秀利国保年金課長**

そうです。

### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

すごく、人間ドックを受けていただくことはいいことだなと思いますので、また来年に向けて、ぜひたくさんの方に受けていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございます。

### **松隈清之委員**

今の人間ドックの件なんですけれども、15人待機者おるんで、今回、15人分の予算が上がったんですけれども、また来たらまた追加で上げるっていうことでもいいんですか。

もう最初にあったら後はもうほとんど来ないから、今回、待機者の分をやったら、今まで経験的にもほとんど来ないとかいうことで、15人分しか、待機の分しか上げてないということですか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

当初、5月から始めますので、4月に市役所に来ていただいて受け付けをします。その段階では、定員は余っていたんですけれども、例年受けるつもりで受けられない方、キャンセルをする方が10人弱程度必ずおられますので、キャンセルも見越したところでです。

今現在、待ってある方は15人にして、あと、これから先に希望される方があれば、キャンセルの方が出ればその方の分で受けていただくという形で考えておりますので、15人分です。としいっぱい乗り切れるんじゃないかなという見込みで15人分の補正をさせていただいております。

人間ドックを受ける期限としましては、12月末までとしておりますので、12月補正をした後に受けるとなると難しくなりますので、もう12月には補正を行う予定はございません。

以上です。

#### **松隈清之委員**

キャンセル待ちの人っていうのは、その間人間ドックは受けられない、今回、予算が通るまでは受けられないと。受けたくても、受け入れられないということになるんですね。なるほど。

いろんなタイミングもあろうかと思うし、どうでんことし受けんでも来年受けてもいいちゅうこともあるかもしれんけれども、待っている間に、やっぱり受けるのやめようかなとかかって思われることってないんですか。言いよったけれど、やっぱりいつまでもキャンセル待ちやったら、もうやめとこうみたいなことってないですか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

そういう方もおられまして、人間ドックと特定検診を同時に受けるというのがだめなものですから、もう人間ドック来年受けて、ことしは特定検診を受けようっていう方も中にはおられると思います。

#### **小石弘和委員**

ちょっとお伺いしますが、これ締め切りは決めてないわけですか。その点、お伺いしたいんですけれども。

人間ドック、脳ドックの4月から8月なら8月、9月というふうな締め切り日は設けてい

ないわけですか。

### **吉田秀利国保年金課長**

当初の申し込みは市役所に来てしていただくんですけれども、それ以降については随時ということで、窓口での対応で、その締め切りをいつまでっていう申請の期限は設けていない状態です。

ただ、先ほど申し上げましたように、キャンセルの方、受けようと思ってもちよつと体調を崩したとか、そういう形で受診をされない方もおられます。

そうすると予算が余りますので、そういうこともありまして、期限を設けてないということでございます。

### **小石弘和委員**

じゃあ15人待機がいらっしゃるというふうなことも、190人かな、その時点で定員ちょっとオーバーしているわけですね、予測とすれば。ある程度の期間というなことも設けたほうがいいかと私は思うんですけれど。

例えば、そのあとずっと補正をどんどんどん、これが、15人補正が通って、この次また申し込みが例えば20人来るとか。そうすると随時補正を組んでいかないかんというような状況になると思いますので。

ある程度期限を決めたほうがいいかなと私は思うんですけれど、その点をお伺いしたいと思います。

### **吉田秀利国保年金課長**

一応の期限としましては、予算がなくなった段階で終了はいたします。

ただ、そのあとに問い合わせ等があったときに、キャンセルの方とかおられたときには受けることができますよっていうことで、キャンセル待ちを受け付けているっていう状況でございます。

ですので、最初私が言った期限を設けてないっていうのが、ちょっと間違いにはなりますけれども、基本的には最初予算規模としていっぱいになった段階で受け付けはとりあえず終了するという形をとっております。

ですので、最初の説明がちょっと間違っって申しわけなかったと思いますが、よろしく御理解をお願いいたします。

### **古賀和仁委員長**

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



古賀和仁委員長

次に、議案乙第 22 号 平成 27 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。執行部の説明を求めます。

吉田秀利国保年金課長

ただいま議題となりました議案乙第 22 号 平成 27 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして御説明をさせていただきます。

資料につきましては、厚生常任委員会資料の5ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、平成 26 年度決算に伴う繰越金に係る補正を行うものでございまして、歳入歳出とも 142 万 2,000 円を計上し、補正後の既決予算との総額は、歳入歳出とも 7 億 3,751 万 6,000 円となっております。

それでは歳入のほうから説明させていただきます。

款 4. 繰越金、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金、節 1. 繰越金でございます。これにつきましては、平成 26 年度後期高齢者医療特別会計の決算が歳入総額 7 億 1,968 万 8,567 円、歳出総額 7 億 1,826 万 6,083 円、歳入歳出差引額 142 万 2,484 円と確定いたしましたので、当初予算 1,000 円の頭出しに加え、142 万 2,000 円を補正させていただくものでございます。

次に歳出でございます。

款 2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1. 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1. 後期高齢者医療広域連合納付金、節 19. 負担金補助及び交付金でございます。

これにつきましては、歳入で御説明いたしました繰越金を佐賀県後期高齢者広域連合に過年度の保険料といたしまして納付するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

### **古賀和仁委員長**

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、あさって 16 日は現地視察の予定となっておりますので、午前 10 時出発となっておりますので、委員の皆さんの御参集をよろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

**午前11時54分散会**





平成27年 9 月 16 日（水）



## 1 出席委員氏名

委員長 古賀 和仁

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和      尼寺 省悟      飛松 妙子      伊藤 克也

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 委員会条例第19条による説明員氏名

健康福祉みらい部長 篠原 久子

健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 岩橋 浩一

社会福祉課地域福祉係長 八尋 茂子

こども育成課長 石橋 沢預

こども育成課子育て支援係長 田中 大介

こども育成課子育て支援係主任 安永 伸也

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

文化芸術振興課長 村山 一成

文化芸術振興課文化芸術振興係長 久保山智博

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 石丸 健一

スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 大石 泰之

スポーツ振興課スポーツ振興係長待遇 時田 丈司

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長 宮原 信

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室長兼相談係長 天野 昭子

国保年金課長 吉田 秀利

税務課長 平塚 俊範

市民環境部次長兼環境対策課長 榎原 聖二

## 4 議会事務局職員氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

議事調査係主査 武田 隆洋

## 5 審査日程

### 議案審査

議案乙第20号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第33号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案甲第24号 鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例

議案乙第21号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案乙第22号 平成27年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

〔総括、採決〕

報告（健康福祉みらい部子ども育成課、健康増進課、スポーツ振興課）

待機児童等解消のための保育所等整備について

保健センター玄関庇の修繕のための予備費充用について

パブリック・コメントで提出された意見と市の考え方について

〔報告、質疑〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし

自 午前 9 時 54 分

## 現地視察

鳥栖市衛生処理場

至 午前10時45分

~~~~~

午前10時58分開議

古賀和仁委員長

今日の厚生常任委員会を開きます。



自由討議

古賀和仁委員長

それでは、委員間の自由討議を行いたいと思います。

今回付託された甲乙議案を含めて、議員間で協議したいことがございましたら、発言をお願いいたします。

何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

自由討議を終わります。

総括

古賀和仁委員長

これより、総括を行います。

古賀和仁委員長

次に、議案乙第33号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、当厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第33号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、当厚生常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

議案甲第24号 鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例

古賀和仁委員長

次に、議案甲第 24 号 鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第21号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

古賀和仁委員長

次に、議案乙第21号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~


この資料の提案概要をごらんください。

提案がありましたのは、ここに挙げております四つの事業者からでございます。

上三つにつきましては、保育所の新設でございます。

一番下の学校法人神辺学園につきましては、既存の幼稚園を認定こども園に移行するものでございます。

いずれも供用開始の時期は平成 29 年 4 月からになっております。

場所につきましては、まだ土地の売買契約等整ってないところもございますので、提供地区として中学校区でお示しをしております。

下の段、保育供給量の確保見込みにつきまして、事業所ごと年齢層ごとに分けての定員を上げております。

一番右端の合計の欄が定員になりまして、この 4 つの事業者の新設あるいはこども園への移行に伴いまして、266 名の保育供給量の確保が見込めるものでございます。

一番下の中学校区別での保育供給量充足見込みの資料につきまして、中学校校区ごとに分けて、記載をしております。

在宅で子育てをされている御家庭——1 号になりますけれども——1 号につきましては、この供給量の確保見込みの中で、過不足数が、1 番下の段を見ていただきたいと思いますけれども、1 号認定の子供さんにつきましては、292 名の過剰供給となります。

2 号認定につきましては、3 歳児から 5 歳児までの子供さんについてでございますが、2 名の不足が予測されます。

それから、3 号認定——0 歳児から 2 歳児までで、保育が必要な子供さんたちでございますが——これにつきましては、403 人の不足数となります。

これは、あくまでも潜在的な待機児童ということでありますので、現在、市のほうに申し込みをされている入所待ちとか待機児童の数ではございません。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

それでは、資料の 2 ページ目をお願いいたします。

保健センター玄関ひさしの修繕のための予備費充用についての御報告でございます。

まず、経過でございますが、保健センターは平成 2 年に建設をいたしまして 24 年が経過しております。平成 27 年 7 月 22 日、23 日の大雨の後に相次いで玄関ひさしの天井材が落下をいたしました。ひさしの屋根材の鉄板が腐食して穴があいておりまして、雨が天井材にしみ込み、落下したものでございます。

当面の利用者の安全確保のため、天井材を全面撤去いたしました。屋根については手が

つけられず、その後も雨漏りが続く状態でした。

今回の予備費充用の理由につきましては、天井材を撤去し、鉄骨がむき出しの状態であり、下記のようなことが考えられることから、早急な玄関ひさしの修繕が必要でした。

しかし、既決予算が不足しておりましたために、予備費を充用し、対応いたしました。

考えられることといたしましては、まず、ひさしが落下した後の時期につきましては、台風接近も考えられ、強風で屋根が吹き上げられる恐れがありました。

また、雨漏りにより、保健センターの入り口床面がぬれて滑りやすくなっておりまして、来所される子供連れや高齢者などが転倒する危険がございます。屋根下地材の鉄板のさびが少しずつ剥落しておりまして、また、鉄板及び鉄骨に吹き付けられていたロックウールの外観がアスベストととても似ていたため、来場者に心理的な不安を与えかねないということがございます。

予備費充用額といたしましては、修繕費用の全額を予備費充用いたしまして、金額は 248 万 4,000 円でございます。

工期は平成 27 年 8 月 6 日から。8 月 31 日に完了いたしております。

以上、御報告いたします。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

スポーツ振興課でございます。

3、4 ページをお願いいたします。

8 月中に行いました（仮称）健康スポーツセンター整備基本方針（案）のパブリック・コメントについて御報告いたします。

期間中、4 人の方から 7 件の御意見をいただきました。うち、1 件は陸上競技場に関するものでございましたので、その他の意見としております。

それぞれ、市の考え方を記載しておりますが、まとめて申し上げますと、予定しております現在の市民プールの北側の敷地で使用料やハード、ソフト面でも、健康づくりはもとより子供たちも楽しめる施設となるよう検討してまいりたいと考えております。

また、同時に行いましたアンケート調査につきましては、集計分析ができ次第、別途御報告させていただきます。

なお、基本設計につきましては、これまでの議会での御意見、今回のパブリック・コメント及びアンケート調査などを勘案しながら、屋内外を活用した素案を検討中でございます。御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

非常に簡単ですが、以上でございます。

古賀和仁委員長

ありがとうございました。

この際ですので、報告について確認したいことや意見等がありましたらお受けしたいと思
います。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございました。

済みません、1 ページ目の待機児童のところなんですけれども、勉強不足で、1 号、2 号、
3 号の違いを教えてくださいよろしいでしょうか。

石橋沢預こども育成課長

1 号認定につきましては、3 歳から 5 歳までのお子さんで、保育が必要とされていないお子
さん、いわゆる幼稚園に通っているお子さんたちが対象になります。

2 号認定につきましては、3 歳から 5 歳児までのお子さんで、保育が必要なお子さんです。

それから、3 号につきましては、0 歳児から 2 歳児までで保育が必要なお子さんというこ
とになります。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

3 号の 0 歳から 2 歳のところが不足しているっていうことでよろしいですね。

石橋沢預こども育成課長

3 号認定のお子さんが特に不足をしているということになります。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

済みません、続けてよろしいでしょうか。

2 ページ目の保健センターの玄関の修繕なんですけれども、点検とかそういう……、建物の
はどのような計画というか、建った後の、何かされてありますでしょうか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

現在のところ、点検等は定期的につていうのは行っておりませんで、既にもう 24 年が経過
しておりますので、細かい修繕は、その都度行ってきているところでございますが、今回の
ように玄関施設の落下のような大きな修繕というのは初めてでございますので、今後は建物
全体を見ながら、上の緑生館とも御相談をしながら修繕計画等を立てていかなければいけな
いとは考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

まず、保育所の整備についてなんですが、ちょっと私が聞き漏らしたかもしれんけれども、事業採択は、平成 28 年度施設整備というふうに書いてあるんですが、いつ事業採択はするわけですか。

石橋沢預こども育成課長

事業採択につきましては、既に委員審査を終えまして、市の中の内部の決裁は完了しております。委員会のほうで御報告をさせていただいた後に、事業者の方に採択をしましたという通知を発送する予定でございます。

尼寺省悟委員

委員会に報告して、後で事業者に言うということですね。

それと、下のほうに、さっきも話あったんですが、3号認定が 283 人まだ不足していると。

たしかあの当初の新制度のところで 500 人ぐらい待機者があって、平成 30 年度までには解消していきたいということですが、特に 3 号のほうに 283 人ということで、この辺の平成 30 年度までの解消するめどちゅうか、その辺、どうですか。見通しちゅうか。

石橋沢預こども育成課長

今回、御提案を受けた分につきましては、本年 8 月までに御提案を受けた分でございますので、今後も新設、それから移行、あるいは定員増等について御提案を引き続き、随時受けていくようにしております。その中で、また調整をしていきながら、事業者の方々にもこちらのほうから呼びかけていきたいと考えております。

尼寺省悟委員

その辺は、見通しとしては、市としては楽観的に、できると。その辺はどうですか。

石橋沢預こども育成課長

決して楽観的には考えておりませんが、できるだけ待機児童ゼロを目指して、いろんなところにお声掛けをしたり、対策を検討してまいりたいと考えております。

尼寺省悟委員

あと、プールの件ですけれども、たしか前々回の一般質問のときに、いろいろ検討して複数案ぐらい出していくというふうな、あったですね。その考えは変わらないのかということと、実際にどれぐらいまでにそういったものは提案していくというめどちゅうか、その辺は。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

素案については複数案、御提示させていただきたいというふうに思っております。

それで、先ほど若干御説明申し上げましたが、アンケート調査を現在、集計分析中でございます。アンケート調査は、これまでの議会での御意見、それから今回のパブリック・コメントの御意見等を勘案しながら検討をしてまいりたいと思っております。

今、素案の素案のもういっちょ手前の素案を検討しておりまして、その時期については、ちょっとははっきり言えませんが、できる限り早い段階でお示しできるかというふうに思っております。

以上でございます。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

松隈清之委員

保育所整備の今後のことについて、今回、この資料を見ると、もともと1号は供給過剰ですよ。

今回、幼稚園から認定こども園になるということで40人減って、2号、3号で40人ふえているんですけども、恐らく、特に3号。ここは多分、今の幼稚園が認定こども園になっていかんとふえていかないと思うんですよ。

今の幼稚園のそれぞれのやってあるところの、意向とかっていうのって……、間に合わんけれども、要は、給食の施設とか準備せないかんと思うんで。

認定こども園していきたいとかっていう意向ってあるんですか。

全部新設で保育所っていったら多分、ずっと1号が供給過剰になるんですよ、2号とかがどんどん供給過剰になってくるわけじゃないですか。新設、新設ってしていけば。

今でも今回もともとそんなに供給不足でもなかったところが一気に144人ふえているわけでしょう。だから、つくっていけばいくほど多分、2号はふえていくんですよ。だから、やっていくとしたら、恐らく現実的には、0歳から2歳だけの保育所ができるのか。

あるいは、今の幼稚園が0歳から2歳を受け入れる仕組みをつくるかしかないと思うんですよ。

どんなですかね、そこら辺の見通しは。

石橋沢預こども育成課長

新制度に移行しまして、今年度当初に市内の保育所、それから幼稚園、事業をされているところに対しまして新制度の御説明をするとともに、定員増あるいは新設あるいは認定こども園の移行ということで、まずは説明をさせていただいております。その中で、実際8月までに平成29年4月から供用開始をしたいという意向で手を挙げてこられたのは、この4者でございますので、まだ既存の保育所あるいは幼稚園に関しましては、例えば認定こども園への移行を今現在考えておられたりとか、さらに説明を求められて、うちのほうの職員が説明に行ったりとか、そういうことがあっておりますので、今後、もう少しこの辺が出てくるのではないかと。

松隈清之委員

さっきの平成 30 年、平成 30 年って言ったら、もうこれ、今ここに提案あっているやつも、平成 29 年 4 月ですよ。

だから、この 3 号をどうにかしていこうと、結局 3 号が一番足りないわけだから、現時点で。もう 3 号しかないですよ。ここをどうにかしていこうと思うと、もう既存の幼稚園が移行したところでこれが全部消化できるとは思わないんだけど、移行するところが少なければ、ここの課題っていうのは時間的にもう、新設とかだともうことし、来年とかに事業採択してとかっていう話じゃないと間に合わないですよ。

だから、そこら辺が平成 30 年にどこまで本気で解消する……、まあ、子供が今後、今までどおりのペースでふえていかないこともあり得ると思うんですよ。住宅もそんなに今後、だーっとまた建ち続けるわけではないかもしれない。

ただ、この 288 人という数字が、これ平成 29 年 4 月から見込みとしてこれくらいになるかもしれないけれども、そうそう減らないですよ、多分。

だから、何かこう具体的に平成 30 年に向けた策っていうのを……、例えば、認定こども園でどのくらい移行できるのかとかっていう策をつくっておかないと、待っていても多分、現実的ではないかなと思うわけですよ。そこら辺は今後、平成 30 年ってすぐ来ますから。具体的な策を考えておられたほうがいいと思います。

答弁要らないです。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

伊藤克也委員

済みません、今のに関連だと思うんですが、大変無知なのでお叱りを受けるかも知れませんが、今回、新設で二つの社会福祉法人と東佐賀自動車学校さんが新設ということなんです。例えば 3 号が足りないということで、供給量確保見込みというふうにはなっていますが、学校区で振り分けもされておりますが、例えば、車社会なので多少遠くてもそこまで送り迎えというのは、お母さん、お父さん並びにおじいちゃん、おばあちゃんなり可能だというふうに思うんですが。

例えば、0 歳から 2 歳までの供給量を意図的にふやしていただくようなことはできないんですか。やっぱり、0 歳から 5 歳までバランスよく人員配置というかそういったことが必要なんですか。

そういう基本的なところをまず教えていただければと思います。

田中大介こども育成課子育て支援係長

保育所のクラス編成上の都合がございまして、0歳、1歳、2歳児のみを厚くするようなクラス編成をしますと、その方たちが年を追って進級されていきました際に、ちょっといびつな関係になるようなところがございます。

あと、0歳、1歳、2歳児につきましては、必要とする保育士数も厚く配置する必要がございまして、保育士確保の観点からも、なかなか0歳、1歳、2歳児を現状の施設で厚くしていく、定数をふやしていくっていうことは難しいと聞いております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

現状の施設は、恐らく、今言われたとおりだと思うんですね。

新設に関しては、例えば、意図的にそこは少し多く確保っていうか入れていただいて、4歳くらいになったら地域のそういう保育所に移っていただくとか、そういったことは考えられないのかなと思うんですが。

その辺についてはいかがでしょうか。

田中大介こども育成課子育て支援係長

0歳、1歳、2歳児のみをお預かりする地域型保育事業という事業類型もございます。

市内でも、認可外保育所さんを中心といたしまして、平成27年4月から複数そういう事業類型組まれておりますけれども、一つ問題としてございますのが、お子さんが2人以上いる世帯の場合に上の子は3歳以上、下の子が2歳児以下っていうことになりました際に、朝の時間帯で2つの園に通園させないといけないということがネックになってくる場合がございます。

そういった関係から、0歳から5歳まで一括して対応できる施設が求められているところでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

今の御説明よくわかりました。

確かに、2人とか3人とかお持ちの家庭にとっては、そういうデメリットっていうか、そういうところでなかなか難しい面があるというのはわかりました。

だから、その3歳から5歳を受け入れないということではなくて、0歳から2歳をちょっと分厚く受け入れていただいて、そういう事情があるときには3歳から5歳ももちろんを受け入れていただけますよっていうふうな考え方であれば、今後、いいのかなっていうことも考えられると思いますので、そこら辺は今後どうなっていくのか、私もちょっと現時点では

何とも言えないんですが、そういう思いがいたしております。

以上です。

松隈清之委員

さっき、考えてくれっていうのは、多分、今の説明もそのとおりだと思うんですよ。

今受けた説明、そのとおりだと思うんですけど、でも現実、恐らくはニーズ的には全然供給側の体制と合っていないのが現実ですよ。

だから、その考えでいくと、絶対に0歳、1歳、2歳っていうのは、足りなくなるんですよ。もうそれは、現状のニーズからしたら絶対足りなくなるのは、もう見えているわけですよ。

だから、さっき言われたように、0歳、1歳、2歳をどうやってやっていくのか、全部受け入れるけれども、今回、門司先生のところですよ健翔会は、どちらかというとそういう感じですよ。

0歳、1歳、2歳が人数多いわけだから、そういうことをやってくれているとは思いますが、けれども、もう、言うたら2号はもう余っているのにある意味つくらざるを得るところでつくつとるわけじゃないですか。

逆に保育士も人がいっぱいいるところだから0歳、1歳、2歳だけやっても採算がとれんかもしれんし。

だから、採算も含めて、既存の供給側の仕組みでは、絶対0歳、1歳、2歳が現状のところ足りなくなるのは見えとるわけなんで、0歳、1歳、2歳をどうにか考えて、例えば、2人目が来たときはどうするかも含めて、2人目が来たときは、2カ所に預けないかんなら困るねとかってなったときには、2人目ができたら、5歳まで預かれるところに移るとかさ。そういうことも含めて仕組みを考えていかんと、今の現状、よくわかってるんですよ。こうなったらこうなるっていうのは、課題はわかってる。だからその課題を、0歳、1歳、2歳の供給いかにふやすかっていう課題に対して答えを出していかにと、課題が課題でそのままやっていったって多分、解消されないの。だからそこは、伊藤委員が言われたけれどね、課題があるのはわかっているんです。

ただ、そこをいかに……、例えば、利益は出らんかもしれんけん、その分利益を、補助金出してでも0歳、1歳、2歳だけやってくれるところをつくるとか、それはやり方ですたい。結局、新設で5歳まで預かる所っていうところではもう2号が供給過剰になって逆に受け入れはできるけれど、人はおらんとか預ける人がおらんとかっていうことになったら逆に園も困るけんね、人はおるけれど、本当は10人預かれるけれど2人しかおらんなら。逆に赤字になる可能性だってあるわけだから。だから、ニーズに合わせた供給も、園のためにも考えて

そこは知恵を出していただきたいなというお願いです。

ほかにありますか。

以上で、各課からの報告を終わります。

古賀和仁委員長

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

古賀和仁委員長

以上で、本日の日程は終了しました。

これにて、本日の厚生常任委員会を散会いたします。

午前11時31分散会

平成27年10月 1 日（木）

1 出席委員氏名

委員長 古賀 和仁

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

2 欠席委員氏名

なし

3 説明員氏名

健康福祉みらい部長 篠原 久子

健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 岩橋 浩一

社会福祉課参事 松隈 義和

社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長 吉田 忠典

社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 緒方 守

社会福祉課長補佐兼保護係長 久保 雅稔

社会福祉課地域福祉係長 八尋 茂子

こども育成課長 石橋 沢預

こども育成課子育て支援係長 田中 大介

こども育成課鳥栖いづみ園長 西村 洋子

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

健康増進課保健予防係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長 名和 麻美

文化芸術振興課長 村山 一成

文化芸術振興課文化芸術振興係長 久保山智博

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 石丸 健一

スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 大石 泰之

スポーツ振興課スポーツ振興係長待遇 時田 丈司

市民環境部長 橋本 有功

市 民 協 働 推 進 課 長	宮 原 信
市民協働推進課地域づくり係長	犬 丸 章 宏
市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室長兼相談係長	天 野 昭 子
市民協働推進課男女参画国際交流係長	下 川 有 美
市 民 課 長	岡 本 昭 徳
市 民 課 長 補 佐 兼 市 民 係 長	徳 淵 悦 子
市 民 課 整 備 係 長	原 隆 士
国 保 年 金 課 長	吉 田 秀 利
国 保 年 金 課 健 康 保 険 係 長	古 賀 友 子
国 保 年 金 課 年 金 保 険 係 長	山 内 一 哲
税 務 課 長	平 塚 俊 範
税 務 課 管 理 収 納 係 長	豊 増 裕 規
税 務 課 市 民 税 係 長	槇 浩 喜
税 務 課 固 定 資 産 税 係 長	佐 々 木 利 博
市民環境部次長兼環境対策課長	槇 原 聖 二
環境対策課長補佐兼環境対策推進係長	竹 下 徹

4 議会事務局職員氏名

議事調査係主任	大 塚 隆 正
議事調査係主査	武 田 隆 洋

5 審査日程

審査日程の決定、その他

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第27号 平成26年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

市民環境部関係議案審査

議案乙第27号 平成26年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午前 9 時 57 分

開議

古賀和仁委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。

本日より、平成 26 年度の決算の審査に入ります。

委員の皆様、また執行部の皆様におかれましては、スムーズな審査に御協力をいただきますようお願いいたします。

ss

審査日程の決定、その他

古賀和仁委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、３件でございます。

審査日程につきましては、本日 10 月 1 日は、議案乙第 27 号の審査を行い、明日 10 月 2 日は議案乙第 28 号及び議案乙第 29 号の審査を行い、10 月 5 日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということをお願いしたいと思います。

なお、現地視察につきましては、後ほど副委員長のほうから御説明をいたします。

審査日程についてお諮りします。審査日程については以上のとおり決したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおり決しました。

続きまして、副委員長から現地視察等につきまして、御説明をお願いいたします。

松隈清之副委員長

説明といいますか、特に用意をしておりますが、委員の皆様から何かあれば準備いたします。

ありますか。よろしいですか。これといってなかったんですが、

古賀和仁委員長

ありませんか。

〔発言する者なし〕

あれば、本日中に副委員長のほうに言えればいいですけども。

事前になれば、調整したいと思いますけれども。

〔発言する者なし〕

松隈清之副委員長

じゃあ申し出てください。以上。

古賀和仁委員長

それでは、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前10時休憩

~~~~~

午前10時 1 分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

審査に入ります前に、健康福祉みらい部長から挨拶の申し出がっておりますので、お受けしたいと思います。

篠原久子健康福祉みらい部長

おはようございます。

健康福祉みらい部関係の平成 26 年度の決算審査に当たり、一言御挨拶と概要を申し上げます。

健康福祉みらい部は、本年 7 月 6 日の機構改革に伴い、市長部局の社会福祉課、子ども育成課、健康増進課の 3 課、そして教育委員会部局から文化芸術振興課とスポーツ振興課の 2 課、あわせて 5 課で構成されたところでございます。

この5課において、高齢者や障害者、児童、生活困窮者などの福祉に関する業務、子育て支援に関する業務、健康づくりに関する業務、文化芸術に関する業務、スポーツに関する業務など日常生活にかかわりの深い業務の執行に当たっております。

まず歳入では、保育所保育料、体育施設等各種使用料、各種国県負担金補助金、市債など

また、歳出は 97 億 1,331 万 9,534 円でございます、一般会計全体に占める割合は約 39% となっております。

以上、決算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。

古賀和仁委員長

~~~~~

議案乙第27号 平成26年度鳥栖市一般会計決算認定について

健康福祉みらい部関係の議案は議案乙第 27 号の 1 議案であります。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

鳥栖市歳入歳出決算書の 57 ページ、58 ページをお開きください。

石橋沢預こども育成課長

- 73 -

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、款 14. 使用料及び手数料、項 1. 使用料、目 2. 民生費使用料、節 1. 社会福祉使用料でございます。

主なものといたしましては、地域活動支援センター及び鳥栖・三養基地区総合相談支援センターをそれぞれ N P O 企業法人が使用しておりますので、その使用料、また、老人福祉センター使用料などでございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

健康増進課でございます。

同じページの下段、目 3. 衛生使用料、節 1. 保健衛生使用料の休日救急医療センター使用料につきましては、休日救急医療センターの診療報酬と窓口での受診者の自己負担分でございます。

村山一成文化芸術振興課長

続きまして、59 ページと 60 ページのほうをお願いいたします。

真ん中になりますが目 5. 教育使用料、節 1. 社会教育使用料でございます。

このうち、市民文化会館使用料、定住・交流センター使用料につきましては、それぞれの施設のホール、会議室等の諸室使用料でございます。

以上です。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

同目、節 2. 保健体育使用料につきましては、株式会社サガンドリームスのベストアメニティストadium事務所使用料、それから、常設看板やピッチ看板等のスタジアム広告物等特別使用料及びスタジアムを初めといたします 18 施設の体育施設使用料でございます。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、61 ページ、62 ページをお願いいたします。

款 15. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目 1. 民生費国庫負担金、節 1. 社会福祉費国庫負担金でございます。

主なものといたしまして、低所得者に対する国民健康保険料軽減分を国県で負担することにより、国保基盤を安定させるための国民健康保険基盤安定負担金、そして、心身に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者、障害児に対して支給しております特別障害者手当等の国庫負担分、また、障害者の介護及び訓練等給付費、療養介護医療費、補装具など、障害者自立支援給付費に係る国庫負担分となっております。身体障害者の障害軽減、機能回復の障害者自立支援医療費に係る国庫負担分、そして、障害児の通所、相談支援に伴う障害児施設措置費に係る国庫負担分でございます。

石橋沢預こども育成課長

続きまして、次のページ、63 ページ、64 ページをお願いいたします。

節 2. 児童福祉費国庫負担金のうち、1 行目の児童運営費負担金につきましては、民間保育所の運営費に対する国庫負担金で、負担率は2分の1となっております。

上から3行目の児童扶養手当費負担金につきましては、ひとり親家庭に支給する児童扶養手当の国庫負担金で、負担率は3分の1でございます。

その2行下、児童手当費負担金でございますが、中学生までの児童を養育している方に次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として支給される手当でございます。

負担割合につきましては、交付区分に応じて45分の37から3分の2の負担率となっております。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、節 3. 生活保護費国庫負担金につきましては、生活扶助、医療費扶助等に伴います国庫負担金でございます。

続きまして、項 2. 国庫補助金、目 1. 民生費国庫補助金、節 1. 社会福祉費国庫補助金のうち主なものとしたしましては、消費税率の引き上げによる影響を緩和するために、低所得者に対して制度的な対応を行うまでの間、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給する事業の実施に伴います臨時福祉給付金給付事業費補助金及び次でございます、障害者総合支援法に基づき、障害のある人がその能力や適正に応じて自立した日常生活、または社会生活を営むためのサービスを提供する事業の実施に伴います地域生活支援事業補助金でございます。

石橋沢預こども育成課長

続きまして、節 2. 児童福祉費国庫補助金のうち、1 行目の母子家庭自立支援事業補助金につきましては、ひとり親家庭の父または母が資格取得のため、2 年以上資格養成機関で修業する場合に、就業期間中の生活費、入学金等の負担軽減に対する国庫補助金で、補助率は4分の3となっております。

その下の行、保育緊急確保事業補助金につきましては、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、新制度における教育、保育給付事業や地域子ども・子育て支援事業等に係る事業を先行的に支援するもので、保育士等处遇改善臨時特例事業や、地域子育て支援拠点事業などが対象となっております。補助率は、事業の区分によって異なりますが、4分の3または3分の1となっております。

その2行下、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金につきましては、消費税率引き

上げの影響を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特例的な給付措置として支給される給付金給付事業に係る国庫補助金で、補助率は10分の10となっております。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、節3. 生活保護費国庫補助金につきましては、セーフティネット支援対策である生活保護適正実施推進事業に伴う国庫補助金となっております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

続きまして、目2. 衛生費国庫補助金、節1. 保健衛生費国庫補助金の主なものを申し上げます。女性特有のがん検診推進事業補助金は、がん検診のうち、子宮がん検診、乳がん検診に対する補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

石橋沢預こども育成課長

続きまして、次のページへ65ページ、66ページをお願いいたします。

目4. 教育費国庫補助金、節1. 教育総務費国庫補助金のうち、幼稚園就園奨励費補助金につきましては、私立幼稚園に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るものでございます。補助率は3分の1以内となっております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

次に67、68ページをお願いいたします。

目3. 衛生費委託金、節1. 保健衛生費委託金のアスベスト健康調査委託金は、一般環境を経由したアスベストの曝露による健康被害の調査に対する委託金でございます。

次に、款16. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 民生費県負担金、節1. 社会福祉費県負担金につきましては、国民健康保険軽減分に対する国民健康保険基盤の安定負担金及び障害者自立支援給付費、障害児施設措置費、障害者自立支援医療費に係る負担金等、国県の負担割合に伴うものとなっております。

石橋沢預こども育成課長

続きまして、節2. 児童福祉費県負担金のうち、1行目の児童運営費負担金につきましては、国庫負担金と同様に民間保育所の運営費に対する負担金で、県の負担分は4分の1となっております。

同じ節の一番下の行の児童手当費負担金につきましても、国庫負担金と同様、児童手当のうちの県負担分となっております。負担割合につきましては、交付区分に応じて45分の4から6分の1の負担率となっております。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、節3. 生活保護費県負担金につきましては、生活保護法第73条に規定されております居住地在外保護費等の保護費等に要する県負担金でございます。

次に、項 2. 県補助金、目 2. 民生費県補助金、節 1. 社会福祉費県補助金につきましては、主なものといたしまして民生委員・児童委員活動費等交付金、次のページでございますけれども、重度心身障害者医療助成事業費補助金、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業補助金などでございます。

石橋沢預こども育成課長

続きまして、節 2. 児童福祉費県補助金のうち、1 行目のひとり親家庭等医療費補助金でございますが、補助率は 2 分の 1 でございます。

その下、子どもの医療費助成事業補助金につきましては、補助率は 2 分の 1 となっております。

その下、保育対策等促進事業費補助金につきましては、延長保育や休日保育等に対する補助で、補助率は 3 分の 2 でございます。

その 2 つ下、保育緊急確保事業費補助金につきましては、補助率が事業の区分によって異なりますが、8 分の 1 または 3 分の 1 となっております。

一番下の安心こども基金事業補助金につきましては、子ども・子育て支援新制度への円滑な施行の準備を行うため、支給認定や施設入所調整等の管理システム導入に対する県補助金で、補助率は 10 分の 10 でございます。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、節 3. 生活保護費県補助金につきましては、住宅支援給付等事業実施に伴う県補助金となっております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

続きまして、目 3. 衛生費県補助金、節 1. 保健衛生費県補助金の主なものを申し上げます。健康増進事業費補助金は、健康手帳の交付、健康教育、健康相談や健康診査、訪問指導に対する補助金でございます。補助率は 3 分の 2 でございます。

石橋沢預こども育成課長

目の一番下、教育費県補助金、節 1. 教育総務費県補助金のうち、次のページになりますが、73 ページ、74 ページの一番上でございます。被災幼児幼稚園就園奨励費補助金は、県安心子ども基金を財源といたしまして、10 割補助となっております。平成 25 年度は対象者が 7 名おりましたが、平成 26 年度の対象者は 5 歳児 1 名のみとなりました。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

五つ下でございます。

同目、節 5. 保健体育費県補助金につきましては、県のプロサッカーホームスタジアム環境整備支援事業を活用いたしましたフィールド改修、夜間照明設備改修、空調設備改修及び

監視カメラ改修等のスタジアム改修事業に伴います補助率2分の1の県補助金でございます。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、75、76 ページをお願いいたします。

款 17. 財産収入、項 1. 財産運用収入、目 2. 利子及び配当金、節 1. 利子及び配当金ですが、上から 5 段目です。地域福祉基金利子となっております。

次に、77、78 ページをお願いいたします。

款 18. 寄附金、項 1. 寄附金、目 3. 民生費寄附金、節 1. 社会福祉費寄附金につきましては、障害児通園施設等の運営に対する寄附金でございます。

続きまして、81、82 ページをお願いいたします。

項 4. 受託事業収入、目 1. 受託事業収入、節 1. 民生費受託収入につきましては、地域支援事業受託料で鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険からの受託事業で、介護給付費の 3 % が地域支援事業に充てられるものでございまして、介護予防事業、包括的支援事業などを実施するものでございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

続きまして、節 2. 衛生費受託収入の休日救急医療センター運営受託料につきましては、休日救急医療センター利用及び病院群輪番制の運営に対する基山町の負担分でございます。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

同じページ、下から 2 段目ですけれども、項 6. 雑入、目 4. 雑入、節 1. 生活保護雑入につきましては、生活保護費の返還金となっております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

続きまして、節 2. 保健衛生雑入で主なものを申し上げます。

83、84 ページをお願いいたします。

一番上の保健センター雑入は、医療福祉専門学校緑生館からの電気代、消防設備保守点検委託料、電気工作物保安全管理業務委託料等でございます。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、85、86 ページをお願いいたします。

節 4. 雑入のうち委員民生雑入の社会福祉課関係分でございます。ひかり園に対して支給されております介護給付費である障害児通園施設介護給付及び高齢者福祉施設雑入として、中央デイサービスセンター、中央老人福祉センターに係る燃料費、光熱水等の負担分となっております。

石橋沢預こども育成課長

その 7 行下になります。

児童扶養手当雑入につきましては、手当の過払い分が返還されたものでございます。

その下、子どもの医療費雑入につきましては、高額療養費分の返還金でございます。

その3行下、保育所職員給食費は、保育所に勤務する職員から給食費として徴収したものでございます。

その下、一時預かり事業雑入及びその二つ下になりますが、延長保育促進事業雑入につきましては、それぞれの事業の利用者からの利用料でございます。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

一番下の行でございます。

平成25年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金につきましては、介護給付費等の決算による精算に伴う返還金となっております。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

89、90 ページをお願いいたします。

教育雑入のうち主なものにつきましては、備考欄の、雑入の下から9番目になりますけれども、ベストアメニティ株式会社からのスタジアムネーミングライツ料、その2つ下のスタジアムの芝張りかえに伴いますスポーツ振興くじ（t o t o）の助成金、それからそのすぐ下でございますスタジアムを初めといたします10施設22台分の自動販売機収入159万4,693円のうち、スポーツ振興課分は148万9,041円でございます。

また、備考欄の一番最後、光熱水費雑入につきましては、スタジアムのサガンドリームスの事務所等の光熱水費雑入が主なものでございます。

続きまして、91、92 ページをお願いいたします。

ちょうど、真ん中くらいでございますけれども、款22.市債、項1.市債、目4.教育債、節3.保健体育債につきましては、スタジアム改修事業に伴います市債の借り入れ、充当率75%のものでございます。

歳入については以上でございます。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

それでは、続きまして歳出の説明に入らせていただきます。

まず、社会福祉課関係分でございます。

129、130 ページをお願いいたします。

中ほどの款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費の主なものについて申し上げます。

まず、節2.給料、節3.職員手当等及び節4.共済費につきましては、平成26年度の市民福祉部長及び社会福祉課、こども育成課の職員、並びに広域市町村圏組合への派遣職員を

含めました 35 名分の人件費となっております。

次のページでございます。

131、132 ページをお願いいたします。

節 13. 委託料のうち主なものは、民生委員・児童委員活動委託料でございまして、地区会長活動費及び民生委員児童委員活動費となっております。

続きまして、節 19. 負担金補助及び交付金の主なものを御説明申し上げます。

まず、社会福祉協議会補助金——中ほどですけれども、社会福祉協議会の運営費補助といたしまして、人件費に対して補助をしているものでございます。また、ふれあいのまちづくり事業補助金は、地区社協のコーディネーター活動費及びふれあい事業に対して補助をしているものでございます。

そして、全日本同和会補助金は、人権同和対策等の活動費の補助金、補助分となっております。民生委員・児童委員連絡協議会補助金は、民生委員・児童委員連絡協議会の運営経費及び負担金等の経費の補助となっております。

次に、133、134 ページをお願いいたします。

節 28. ——一番上ですけれども、繰出金につきましては、国民健康保険特別会計職員の人件費、保険基盤安定、出産育児一時金、特別繰出金などとなっております。

次に、目 2. 障害者福祉費でございます。主なものについて申し上げます。

まず、節 7. 賃金につきましては、鳥栖三養基地区障害程度区分認定審査委員会事務局の嘱託職員 1 名、障害者自立支援事業嘱託職員 1 名及びひかり園の指導員として嘱託職員 6 名分の賃金となっております。

次に、節 13. 委託料でございます。主なものといたしましては、第 4 期障害福祉計画策定に伴う、障害者理解基礎調査委託料、そして下から 2 行目ですけれども、屋外での移動が困難な障害のある方に対してヘルパーによる移動支援を行います外出介護委託料、その下の鳥栖・三養基地区総合相談支援センターによる障害のある方やその御家族からの相談に応じまして権利擁護等の必要な援助を行います相談支援事業委託料となっております。

次のページでございます。

日中一時支援事業委託料につきましては、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある方に対し、日中の活動の場の提供や生活訓練を行うものを助成するものでございます。

次に、障害者福祉センターの管理及び機能回復訓練、各種講座、更生相談事業等を社会福祉協議会に委託しております指定管理委託料となっております。

次の節 19. 負担金補助及び交付金でございます。中ほどにございます地域活動支援センター補助金でございますけれども、在宅の障害のある方が通所により創作的活動や生産活動を

行い、社会との交流促進や地域生活支援を図るための地域活動支援センターの補助金となっております。

そして、次のページをお願いいたします。

一番上にごございます福祉タクシー助成金につきましては、身障 1 級、2 級、療育 A などの方へのタクシー運賃の基本料金を助成する助成金となっております。

次に、節 20. 扶助費の主なものでございます。まず、重度心身障害者医療費につきましては、重度心身障害者の医療費の保険診療にかかる自己負担額から 500 円を引いた額を助成するものとなっております。

次の障害者自立支援医療費は、身体障害者の障害軽減、機能回復のための医療費を助成するもので、対象となる医療は白内障、角膜移植、関節・心臓・腎移植等の手術及び人工透析などとなっております。

障害児施設給付費につきましては、障害児に対する児童発達支援、放課後等デイサービスなどによる通所支援に係る給付を行うものとなっております。

障害者自立支援給付費につきましては、障害者総合支援法により個々の障害のある方の障害程度や社会活動、介護者、居住などの状況を踏まえまして、個別に支給決定される障害福祉サービスの利用者に対する自立支援を行う給付でございまして、介護の支援を受ける介護給付訓練などの支援を受ける訓練等の給付、地域生活のための相談支援を受ける地域相談支援給付などがございます。

その下の障害者日常生活用具給付等事業費につきましては、日常生活用具を給付あるいは貸与することで、日常生活の利便性の向上を図るために、入浴の補助用具、特殊ベッド等に対して給付するものでございます。

飛ばしまして、下の特別障害者等手当につきましては、重度の障害の状態にあるため日常生活で常時特別な介護を要する在宅の障害者に対して手当を支給することで、福祉の向上を図るものとなっております。

次に、節 23. 償還金利子及び割引料につきましては、平成 25 年度分の障害者関係の国庫及び県負担金の返還金となっております。

次に目 3. 老人福祉費でございます。まず、その主なものといたしましては、節 2. 給料でございます。生活支援事業、食の自立支援事業、紙おむつ支給事業等の事業費支弁分の人件費として、高齢者福祉係職員の給料に一部充てているものでございます。

次に、節 8. 報償費につきましては、合計 1,094 名の方に支給いたしました敬老祝い金及び 65 歳以上の寝たきり老人等への見舞金となっております。

次のページ、139、140 ページをお願いいたします。

節 13. 委託料の主なものにつきましては、第7期高齢者福祉計画策定業務委託料のほか、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、食事の調理等が困難な方に対し、食事の提供や安否確認を行います食の自立支援事業委託料、そして社会福祉協議会に委託をしております在宅の独居高齢者等の生活状況を把握して孤独感の解消や安否の確認を行いますネットワーク事業の委託料、次の在宅のひとり暮らしの高齢者等で日常生活において常時注意を要する方の緊急時の連絡手段を確保するため警備会社等に委託しております緊急通報システム事業委託料でございます。

次の介護予防事業委託料につきましては、要介護や要支援状態にあるリスクのある高齢者に対し、運動、栄養、口腔機能等の改善指導を行います二次予防事業の元気づくり事業、また、主として活動的な状態にある65歳以上の高齢者を対象とするいきいき健康教室などの事業実施に伴います介護予防教室の事務委託料となっております。

次の節 19. 負担金補助及び交付金の主なものを御説明申し上げます。

まず、介護保険事業に伴う介護給付費等に関します鳥栖地区広域市町村圏組合への負担金となっております。

そして、高齢者福祉乗車券助成金につきましては、75歳以上の高齢者を対象とした路線バス、ミニバスの運賃助成となっております、1人当たり2万円を上限に補助をしているものでございます。

続きまして、シルバー人材センターにつきましては高齢者の就労による生活向上、健康増進など地域の活性化を目指すシルバー人材センターへの補助金となっております。

2つ飛ばしまして、敬老会補助金でございます。これにつきましては、75歳以上の高齢者に1人当たり1,500円の補助を行う補助金となっております。

次に地域福祉基金活動事業補助金につきましては、鳥栖市老人クラブ連合会に対して、運営費と健康及び生きがいづくり事業に要する経費を補助するもので、次のページでございすけれども、同じく老人クラブ運営費補助金となっております。

その次の地域介護・福祉空間整備補助金でございますけれども、これは既存の小規模福祉施設のスプリンクラーの設置を助成する補助金となっております。

次に節 20. 扶助費につきましては、在宅の65歳以上の高齢者の所得税非課税の寝たきりの方に対する紙おむつの支給事業費、それと飛ばしまして、老人保護措置費につきましては、65歳以上の高齢者で精神上、経済上または身体上の理由で居宅での養護が困難な方の老人ホームに入所する経費としての措置費となっております。

次に、目 4. 老人福祉センター費でございます。

まず、節 7. 賃金につきましては中央老人センターの嘱託職員、鳥栖まちづくり推進セン

ターの分館あるいは田代の分館、基里の分館にそれぞれ嘱託職員を配置しておりますので、その分の賃金となっております。

続きまして、節 11. 需用費につきましては、主なものといたしましては中央老人福祉センター及びまちづくり推進センター分館の光熱水費などとなっております。

節 13. 委託料でございますが、これは中央老人福祉センターの清掃、機械設備保守管理、昇降機点検などの維持管理に伴う委託料となっております。

次に、143、144 ページをお願いいたします。

目 7. 臨時福祉給付金給付費でございます。

主なものといたしましては、まずは節 3. 職員手当等につきましては、臨時福祉給付金の支給事務に従事する職員に支給した時間外手当となっております。

節 12. 役務費につきましては、申請書等の発送に要した郵便料などでございます。

節 13. 委託料につきましては、臨時福祉給付金給付事務を管理するシステム導入の委託料となっております。

次に、節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、臨時福祉給付金といたしまして 1 万 788 名の方に支給している給付金の総額となっております。

石橋沢預こども育成課長

続きまして、同じページでございます。項 2. 児童福祉費、目 1. 児童福祉総務費について主なものを申し上げます。

節 1. 報酬のうち、婦人相談員報酬につきましては、婦人相談員 1 名分の報酬でございます。

節 7. 賃金は、子育て支援コーディネーター 2 名分、母子自立支援員 1 名分及び子どもの医療費助成に係る事務補助職員 1 名分の賃金でございます。

次のページ、145 ページ、146 ページをお願いいたします。

節 12. 役務費のうち主なものにつきましては、レセプト審査支払い手数料になりますが、子どもの医療費助成事業審査支払事務手数料に伴うものでございます。

その次の節 13. 委託料のうち主なものは、1 行目の子ども子育て支援新制度に対応するための支給認定や施設入所調整等の管理システム導入業務委託料、その 3 つ下の社会福祉会館（児童センター）指定管理料につきましては、社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会に児童センターの管理運営を委託しているものでございます。

その下のファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、子育て支援総合援助活動等の育児サポートセンター事業として、社会福祉協議会に事業を委託しているものでございます。

一番下の節 20. 扶助費のうち、児童扶養手当につきましては、18 歳になる年度末までの児童に対し、ひとり親家庭の父または母に支給される手当でございます。

その次の母子家庭自立支援事業費につきましては、ひとり親家庭の父または母親が資格を取る間の修業期間中の生活費の負担軽減のための就業支援補助でございます。

その次のひとり親家庭医療費は、母子及び父子家庭、ひとり親家庭等に対する医療費助成でございます。

その下、子どもの医療費につきましては、中学生までの子供に対する医療費助成でございます。

その下、未熟児養育医療費は、入院療育が必要な未熟児に対してその養育に必要な医療の給付を行うものでございます。

続きまして、次のページ 147、148 ページをお願いいたします。目 2. 保育園費について主なものを申し上げます。

節 2. 給料から節 4. 共済費までは、保育所職員 44 人分の人件費でございます。

節 7. 賃金につきましては、嘱託、臨時保育士等の賃金でございます。

次に節 11. 需用費のうち主なものは給食等の食材を購入しております給食費でございます。

次のページ 149、150 ページをお願いいたします。

節 13. 委託料の施設管理委託料のうち、主なものは、各保育園の衛生害虫駆除、消防用設備等点検、警備、清掃、芝生管理などに係る委託料でございます。

次に節 19. 負担金補助及び交付金のうち、1 行目の私立保育所等運営費負担金につきましては、市内の私立保育所 10 園及び他の自治体をお願いしている広域保育所に対する保育所運営費負担金でございます。

その 3 行下、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金でございますが、国の保育緊急確保事業に基づく事業で、保育士等の処遇改善を図る私立保育所に対する補助でございます。

その下の私立保育所運営補助金は、私立保育所の正規職員の人件費に対する補助でございます。

その下の私立保育所特別保育事業等補助金でございますが、私立保育所が実施する延長保育や一時保育、休日保育、地域子育て支援センター事業などに対する補助金でございます。なお、不用額が 1,464 万 763 円計上されておりますが、これは公立、私立を含め、保育士の確保が進まなかったことから、入所児童数が見込みよりも少なかったため、私立保育所の運営費負担金、特別保育事業補助金について、不用額を計上しているものでございます。

次に、目 3. 家庭児童相談費でございます。

節 1. 報酬につきましては、家庭児童相談員 2 名に対する報酬でございます。

次のページ、151 ページ、152 ページをお願いいたします。

目 4. 児童手当費の主なものについて申し上げます。

節 2. 給料から節 4. 共済費までは、担当職員の 1 名分に係る人件費でございます。

節 20. 扶助費につきましては、児童手当でございます。

3 歳未満と、3 歳から小学生までの第 1 子から第 3 子以降の区分、また、中学生までの年齢区分や子供の数に応じて、児童手当法に基づき支給をしているものでございます。

なお、不用額 424 万円につきましては、支給対象者が見込みよりも少なかったためでございます。

次に目 5. 子育て世帯臨時特例給付金給付費の主なものについて申し上げます。

節 3. 職員手当等につきましては、担当職員の時間外手当でございます。

節 13. 委託料につきましては、臨時特例給付金給付業務に必要な給付金管理システムの導入に係る委託料でございます。

節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、支給額 1 万円の支給対象児童 1 万 636 人分の子育て世帯臨時特例給付金でございます。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

続きまして、項 3. 生活保護費、目 1. 生活保護総務費でございます。

節 2. 給料から節 4. 共済費までは保護係職員 5 名分の人件費となっております。

節 7. 賃金につきましては、就労支援相談員 1 名、住宅確保就労支援員 1 名の賃金となっております。

次に、153、154 ページをお願いいたします。

節 20. 扶助費につきましては、住宅を失った方で申請日から 2 年以内に離職した方で就労能力及び就労意欲のある方に対しまして、賃貸住宅の家賃を給付いたします住宅支援給付金となっております。

次に、目 2. 扶助費、節 20. 扶助費につきまして主なものといたしましては、ここに生活保護費でございますけれども、生活扶助につきましては月平均 267 世帯、住宅扶助給付につきましては 257 世帯、医療扶助給付につきましては 305 世帯、介護扶助給付につきましては 66 世帯などとなっております。

また、生活保護の月平均の世帯数につきましては 329 世帯となっております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

155、156 ページをお願いいたします。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 1. 保健衛生総務費の主なものについて御説明申し上げます。

節 2 から節 4 の共済費までは、健康増進課 15 名、国保年金課 5 名、合計 20 名の職員分でございます。

節 7. 賃金は、母子保健事業の健診、相談、訪問などに従事する保健師、看護師等の臨時職員の賃金でございます。

節 11. 需用費は、保健センターの消耗品費や印刷製本費、光熱水費が主なものでございます。

次の 157、158 ページをお願いいたします。

節 13. 委託料について主なものを申し上げます。

まず、清掃業務委託などの保健センター管理委託料、休日救急医療センター業務委託料については、市民の休日の救急体制として一次救急医療を行うものでございます。

妊婦・乳児健診委託料は 1 歳 6 カ月児、3 歳児の健診の委託料などの経費が主なものになっております。

次に、節 18. 備品購入費につきましては、A E D の耐用年数経過による買い替えと、新しく建設された弥生が丘まちづくり推進センターの A E D の購入費でございます。

節 19. 負担金補助及び交付金の主なものを申し上げます。久留米広域小児救急医療支援事業協力金は、夜間の小児救急医療を確保するために、聖マリア病院に設置されております久留米広域小児救急センター事業に参加するための協力金でございます。鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営費補助金は、県や三養基郡の 3 町と分担している同校への運営補助金でございます。病院群輪番制病院運営補助金は、休日の二次救急医療として複数の病院が輪番制で対応していただいておりますので、その運営補助金でございます。

節 20. 扶助費につきましては、妊婦健診費と不妊治療費の一部助成の償還払いでございます。この扶助費で約 223 万円の不用額を出しておりますが、これは主に不妊治療費の助成件数が見込みより少なかったためでございます。

次に、159、160 ページをお願いいたします。

目 2. 予防費の主なものについて御説明をいたします。

節 7. 賃金は、成人の健康診査や健康相談、訪問指導に従事する保健師、看護師等の賃金でございます。

節 8. 報償費は、各事業の講師謝金及びアスベストの石綿健康対策専門委員会の委員謝金が主なものでございます。

節 13. 委託料でございますが、最初に不用額について御説明をいたします。約 1,343 万円の不用額を出しておりますが、これは予防接種委託料の不用額でございます。予防接種のうち主なものを申し上げますと、水痘予防接種が約 828 万円の不用額となっております。これ

は、平成 26 年 10 月から新規に定期予防接種として導入されましたが、実際の接種者が見込みより少なかったためでございます。また、日本脳炎予防接種が約 246 万円の不用額となっております。これも、実際の接種が見込みより少なかったためでございます。

その下、委託料について主なものを申し上げますと、健康診査委託料、がん検診委託料、アスベスト健康診断業務委託料、予防接種委託料が主なものでございます。また、委託料のうち、繰越明許費でマイナンバー制度に伴うシステム改修費を平成 27 年度に繰り越しております。

以上でございます。

石橋沢預こども育成課長

決算書、飛びまして、213 ページ、214 ページをお願いいたします。下のほうになります。

款 10. 教育費、項 1. 教育総務費、目 4. 幼稚園費の主なものについて申し上げます。

節 19. 負担金補助及び交付金のうち、2 行目の、幼稚園就園奨励費補助金につきましては、幼稚園就園補助対象者に支給したものでございます。支給対象となった園児数は 1,337 人です。

村山一成文化芸術振興課長

続きまして、決算書の 237 ページ、238 ページをお願いいたします。

同じく款 10. 教育費、項 4. 社会教育費、目 6. 文化振興費の主なものについて御説明をいたします。

まず、節 2. 給料から節 4. 共済費までは、文化芸術振興課の職員 10 名分の人件費でございます。

節 7. 賃金につきましては、文化会館の当直管理業務を行います嘱託職員 1 名分の賃金でございます。

その下、節 11. 需用費の主なものにつきましては、ガス代等の燃料費、電気料等の光熱水費でございます。

次のページをお願いいたします。

節 13. 委託料につきましては、清掃、施設整備の保守点検、舞台運営関係などに係る管理業務委託料、文化事業の企画、実施に係ります市文化事業協会委託料、地域雇用創出事業基金を活用いたしまして、市文化事業の企画政策等の支援などを委託いたしました市文化事業推進支援事業委託料などのほか、フッペル鳥栖ピアノコンクール市民文化祭委託料などが主なものでございます。

節 15. 工事請負費につきましては、大ホール舞台機構改修工事を初めといたしまして、施設設備の機能維持をさせるための各種改修工事を行うために要した経費でございます。

節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、主なものといたしまして、子どもミュージカル補助金、また、文化連盟補助金など地域の文化芸術の向上普及に資する団体に対しまして、補助を行ったものでございます。

241 ページ、242 ページをお願いいたします。

目 7. 定住・交流センター費について御説明をいたします。定住・交流センター費は、サンメッセ鳥栖及び都市広場の管理に要する経費でございます。

節 7. 賃金につきましては、貸館業務及び図書コーナー業務を担当する臨時職員 7 名分の賃金でございます。

節 11. 需用費の主なものは、電気料等の光熱水費や消防設備等の修繕料でございます。

節 13. 委託料につきましては、清掃、施設設備の保守点検、舞台運営関係などに係る管理業務等委託料が主なものでございます。

節 15. 工事請負費につきましてでございますが、備考欄の 2 段目、空調設備改修工事費となっております。これにつきましては、「雨漏改修工事費」が正しい表記でございまして、こちらの御訂正をお願いいたします。間違いがありましたことにつきまして、この場をおかりいたしまして、おわびいたします。修正をお願いいたします。雨漏改修工事ということで、金額は記載のとおりでございます。

以上でございます。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

243、244 ページをお願いいたします。スポーツ振興課関係分を御説明いたします。

項 5. 保健体育費、目 1. 保健体育総務費、節 1. 報酬につきましては、スポーツ推進委員 42 名分の活動に応じた報酬でございます。

節 2. 給料、節 3. 職員手当等、節 4. 共済費につきましては、スポーツ振興課職員 10 名分の人件費でございます。

飛びまして、節 13. 委託料につきましては、昨年 7 月 23 日の市制施行 60 周年記念事業として、サガン鳥栖ホームゲームで鳥栖市民デーを行っております。また、本年 3 月 14 日のサガン鳥栖ホームゲームにおいても、鳥栖市民デーを株式会社サガンドリームスに委託して実施いたしました地域交流推進事業委託料。

それから、その下でございます。

昨年 10 月 25、26 日に、武雄市、鹿島市、嬉野市などで開催され、19 種目 32 種別に 431 人が市代表として参加いたしました第 67 回県民体育大会の大会出場委託料。

その下でございます。校区大会といたしまして、各校区で開催されました第 53 回市民体育大会の開催委託料が主なものでございます。

245、246 ページをお願いいたします。

節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、県が支出いたします 2,000 万円と協調いたしまして支出し、サガン鳥栖を通じ子どもたちの夢を育て、地域に根差したスポーツ文化を育てることを目的といたしましてサガン鳥栖選手との触れ合い、サッカー教室、公式戦への招待や集客イベント事業などが行われております県プロサッカー振興協議会への負担金。

その下でございます。昨年の 11 月 9 日に鳥栖市から 120 名が参加いたしました、基山町で開催された第 24 回クロスロードスポーツレクリエーション祭の負担金、ちょっと飛びまして、市民に 28 競技団体を要します市体育協会への、運営費補助金。

その下でございます。空手、バドミントン、ボクシングなど 9 つの各種全国大会に県代表として参加された 37 人の方に対するスポーツ大会出場費補助金が主なものでございます。

次に、目 2. 体力づくり運動推進事業費について御説明いたします。

節 8. 報償費につきましては、市民体育センターや各地区で行っておりますリズムダンス、ニュースポーツなどの女性スポーツ教室、太極拳、ヨガの高齢者スポーツ教室、親子空手、ノルディックウォーキング、ストレッチ、ナイターテニス、小学生バレーボールの市民体力づくり教室やスポーツ推進員の指導による地区スポーツ教室の講師謝金等でございます。

節 13. 委託料につきましては、まず、上からです。

昨年 9 月 1 日と 8 日に 247 人の参加を得て開催いたしましたクロスロード・スポーツレクリエーション祭の選手選考会の開催委託料。

それからその下でございます。本年 3 月 1 日、7 日、8 日、15 日に 759 人の参加を得て開催いたしましたスポーツレクリエーション祭の開催委託料。

その下でございます。市民体育館諸室のトレーニングルームでの指導委託料、247、248 ページをお願いいたします。本年 1 月 18 日に 1,436 人の参加を得て開催いたしましたロードレース大会の委託料が主なものでございます。

次に、目 3. 体育施設費について御説明いたします。

節 7. 賃金につきましては、各体育施設管理のための 21 人の嘱託職員及び夏の市民プール開設時に 6 人雇っております臨時職員の賃金でございます。

節 8. 報償費につきましては、野球、バドミントン、サッカー、ラグビー、ウォーキングなどの各種スポーツ大会教室の講師謝金が主なものでございます。

節 11. 需用費につきましては、消耗品につきましては、芝管理に要する資材代が主なものでございます。また、施設の電気、上下水道、ガス代、施設の建物、備品等の修繕代を支出しております。

節 12. 役務費の通信運搬費につきましては、各施設の電話、インターネット回線料でござ

います。手数料につきましては、芝かすの処分手数料が主なものでございます。

節 13. 委託料の施設管理等委託料につきましては、各施設の警備、電気、空調機器設備、消防設備等の保守点検、清掃、樹木草刈り等の管理が主なものでございます。

設計監理委託料につきましては、スタジアム監視カメラ、共聴回線設備改修工事の設計及び管理、スタジアム空調、夜間照明設備改修工事の管理及びスタジアムの保全調査に要した委託料等でございます。

スタジアムネーミングライツ企業特典事業委託料につきましては、2015 年シーズン分として株式会社サガンドリームスに委託し、スタジアム内広告横断幕の掲示を、平成 27 年 3 月から、平成 27 年 12 月に行うことといたしましたので、平成 26 年度は 3 月の 1 カ月分を支出し、残りの 291 万 6,000 円につきましては、平成 27 年度に繰り越しております。また、2014 シーズン分の 4 月から 12 月分として、平成 26 年度中に支出したものでございます。

節 14. 使用料及び賃借料の事務機等借上料につきましては、芝管理用のダンプ等の重機及びプールの券発売機のリース料が主なものでございます。

節 15. 工事請負費につきましては、まず、営繕工事費でございますけれども、市民相撲場サブ土俵設置、サガン鳥栖のエンブレム変更に伴います看板等設置物改修、北部グラウンドの排水改善、市民プールの補修、スタジアムの階段や会議室の補修などの体育施設営繕工事費。

その下でございます。県の補助金を活用いたしましたスタジアムの芝ゴムチップのフィールド改修、空調設備や監視カメラ改修、最小照度 1,500 ルクス確保のための夜間照明設備改修などのスタジアム改修工事費。

その下でございます。北側コートを人口芝化いたしました市民庭球場改修工事。

その下でございます。ライト側後方に高さ 13 メートルのネットを増設いたしました儀徳町運動広場ネット設置工事でございます。

節 17. 公有財産購入費につきましては、鳥栖市土地開発公社保有のスタジアム第 4 駐車場として利用しております用地約 1 万平方メートルを平成 26 年度から年次的に買い戻すもので、平成 26 年度は約 2,300 平方メートルを購入いたしております。

節 18. 備品購入費につきましては、市民プールの椅子、ベンチ及び市民体育館の空手マットの購入費でございます。

以上、健康福祉みらい部関係の説明を終わります。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。

質疑もあると思いますけれども……、「ちょっと委員長、よか」と呼ぶ者あり）はい。

尼寺省悟委員

審査の前に、ちょっと資料の請求をしたいと思うんですが、実は、平成 26 年度決算における主要成果の説明書、今までと比べて……、これ、ページ数を見たら 105 ページたい。今までのやつ——平成 25 年度以前のを持っているけれども——170 ページ、180 ページ。だから、半分に減っているわけよ。ここの関係だけでも今までは 48 ページくらいあったわけ。でも今回、23 ページ。

何でこんなふうになったのかっていうことで、昨日、これの担当は総務課なので総務課にいったら、編集方針が変わったと。どういうことかという、今まで、成果の説明書に入っていた金額と予算のほうの決算の金額は一致してなかったと。だから、一致するような形で編集方針を改めたというんです。総務部長に聞いたら。

それはいいんやけれども、結果として資料は欠けているわけです。

どれくらい欠けているのかというのを調べてみたら、市民福祉部関係で 42 件、削られておる。資料がないたい。だから、うがった見方をすれば、主要施策の成果の説明書やろ、主要な成果がなかったと。そういうのはちょっと言い過ぎにもなるんやけれどもね。

だから、そういった意味で、42 件全部とは言わんけれども、私としては少なくとも 18 件ぐらいは、全く同じとはいわんでもいいけれども、やっぱりそういった資料を提出してもらいたいと。一応、その辺については、休憩時間を利用して向こうと話したいんで。だから、あえて言いました。

古賀和仁委員長

資料について、今、請求がありましたけれど、できますか。（「いや、具体的に言いますので、これとこれとこれと。それは、相談します」と呼ぶ者あり）

篠原久子健康福祉みらい部長

言われる資料については、出せるもの、出せないものがあると思いますので、それについては別途お話をさせていただかないと、回答ができないと思っております。

古賀和仁委員長

それでは、請求がありました資料については、別途協議するというところでようございすか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、執行部の説明が終わりました。

質疑もあると思いますが、暫時休憩します。

午前11時14分休憩

暫時休憩します。

ss

再開します。

向については、前年度対比ではございますが、この管内のみやき町、上峰町、吉野ヶ里町についても同様に対前年比では減少しております。神埼市においても――近隣という趣旨ではございますが――減少している状況ではございます。

以上です。

尼寺省悟委員

鳥栖管内の有効求人倍率が高いということだろうという話なのですがね。それはそれでいいんですが、実は、私がちょっと心配しているのは、以前あったような、いわゆる水際作戦ですね、保護を受けたいにも関わらずその前提のところでアウトにすると。そういったことがないのかどうなのかと。もちろん、言ったら、ないというふうにおっしゃると思いますけれどもね。

そこで「(3)相談・申請件数等の推移」、そのところに、一番上に相談件数、次に申請件数、開始件数があって、相談件数に対して申請件数っていうのは半分、とりわけ平成 25 年度の時点では 3 分の 1 くらいなんです。

ところが申請件数と開始件数のは大体同じと。

これから見ると、相談があったとしてもなかなか申請までいかないと。

それで、この人はほぼ開始できるというふうな人が、この数字から見ると、申請となっているんじゃないかなと思うわけですね。

実は、1 週間くらい前の一応解決した話なんですけれども、どういうことかという、ある人が生活保護を受けたいと、それで、ほぼ決まったと。ただ、1 カ月間だけ生活保護を受けて、あと 2 カ月間というのは失業保険が入るということで、2 カ月間は生活保護がとまって、そして 2 カ月で切れるとって来年の 1 月からまた開始されるという話になった。

ところがその人は、最初の 1 カ月間もやめると言うったい。

何でそうなのかというと、生活保護を申請するときに、民生委員の人とか、あるいは自分の親兄弟に知られると。だから、開始するときにまた同じような手続をしないといけないというのが、もう自分には耐えられないと。だから、一番最初の審査も取り下げてしまって 1 月からやりたい、という相談。その辺は話したら、ちゃんと解決して、いいんですけれどもね。

何が言いたいかというと、それくらいの生活保護の申請というのは、本当に普通の人にとってみたら耐え難い、そういうことなんだということを考えてほしいんですが。

そこで質問なんですけれども、平成 26 年度と平成 25 年度において、相談日と申請日が一致しているのは、大体どのくらいあるんですか。

要するに、申請した時点から、保護は始まるわけですね。だから、相談日と申請日が一致した、一般的には相談があってそれから 1 週間くらいが経過して申請日となる。

それで、保護の開始というのは申請日からスタートすることで、これが一致しているというのはいくらあるのか。

久保雅稔社会福祉課長補佐兼保護係長

その場で即申請というのは、極めて少ないと思います。申請書をお渡ししても、実際のほうを書いたり、ほかに書類をそろえたり、家賃の証明を取ったりということで、ほとんどの場合が翌日以降という形にはなってしまいます。

ただ、そろそろ場合も、数件はございます。

ただ、具体的数字としては今持っておりませんので、お答えできません。

尼寺省悟委員

答え、できるのは後でもいいんですが、私は別に警察に捕まったわけでもないんですが、警察に捕まったら、「あなたは黙秘する権利があります」と、いらんことを言わんでもいいということを一番最初に言うはずと思うんですよ。だから、それと同じような形として生活保護の申請に行った時に、「あなたは今日申請する権利があります」と、それぐらいのことは、申請せんことには保護は始まんよというのは、やっぱり言うべきじゃないかと思います。

私もいろいろな人と行ったことがあるんやけれども、なかなかこちらのほうが言わない限りはね、今日、相談した時点で申請する権利があるはずなんよ。

それできょう、申請しますと、ただし、さっき言われたようないろんなことについては後でそろえますと。

だから、そういった意味で、相談日と申請日っていうのは一致してないのがその比率にもものすごく差があるようなら、ちょっと私は、水際作戦とまでは言わんけれどもね、それはそれとして、言うのが親切的な、丁寧なやり方じゃないのかなと思うんですけど。

どうでしょうか。

久保雅稔社会福祉課長補佐兼保護係長

実際、申請に当たっては面接相談体制というのっておりますので、まず生活困窮者の困窮状況を聞き取り、保護の制度の説明を十分に行った上で、実際、生活保護の相談に来られる、まず生活保護と真つすぐ言われる方は数少ないんですけども、生活に困っているということでの御相談ということで承っております。

その中で、まず他の社会保障制度等の活用で生活保護を受けないで済む方は、どうしてもそちらのほうを希望されております。

そういった意味では、しっかりと相談内容を聞き取りながら、他方法、他施策、他の社会保障制度等々で解決ができないかどうかという相談に乗りながら、保護しかもう手だてがない方には、保護しかないですよというようなお話で、そういった対応をしております。

古賀和仁委員長

再開します。

尼寺省悟委員

資料の請求については、老人福祉関係で9件、老人クラブ、シルバー人材、在宅寝たきり（通所型）、触れ合い緊急システム、食の自立支援、それから紙おむつ、特定高齢者把握事業、それから児童福祉のほうでファミリーサポート児童センター、特別保育事業、家庭児童相談、それから生活保護の関係で住宅支援給付事業、保健衛生のほうで母子保健救急医療システム予防保健事業、それと同和関係の資料。

さっきも言ったように、これについては口頭で——この中身について、全てやないんですけども——私がこれらについて質問をして、とりあえず口頭で答弁できるものは答弁すると。

そして、最終的には、これらの資料というのは、さっきも言ったように、今までの成果の説明書の中にはあったものやけれども、今度が入っていないというようなものの中で、これは必要だということで私は言ったものであって、その資料をほしいと。

それについて、執行部のほうが時間がかかるということなので、時間のかかるものについては決算委員会が終わるまでと。

そして、その中でも出せないもの等については、個別に相談しようということにしたわけです。

古賀和仁委員長

委員会の資料として請求するということですか。

尼寺省悟委員

そうです。

古賀和仁委員長

ただいま尼寺委員から資料請求がありました。

これについて協議をしたいと思います。

松隈清之委員

去年の説明書に載っている程度の資料は、要求して全然構わないと思うんですよ。それを準備して、可能な限り速やかに出してもらおうとして、だけど、出るかどうかわからんやつがあるわけでしょ。それを先に質問で聞いてもらって、出らんていうのがあるんやったら、委員会としてそれは要求すべきかどうかを決めないといかんわけですよ。（「いや、それはその時にね」と呼ぶ者あり）いや、遅くなるやん、ずっと後回しにしたら、その分準備する時間がなくなって、向こうが協議する時間もなくなるやん。まだ全然、公式に求めているわけ

古賀和仁委員長

それでは、委員会としてこれを請求するということで、ようございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ではそのようにお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後 1 時 9 分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

午前中に資料の提出を要求しておりました部分の資料が提出されておりますので確認をお願いします。2枚きております。

それから、尼寺委員のほうより資料として提出したいものがあるということで、お配りをしたいと思います。

〔資料配付〕

午前中に引き続き、質疑をします。

尼寺省悟委員

決算書の 132 ページの補助金、全日本同和会補助金 400 万円について質問をいたします。

まず、お尋ねしたいのは、全日本同和会ですが、何世帯、何人、それとその方々の氏名を把握しておられるかどうか。これをまず。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

御質問でございます。

補助金の交付申請に係る分での御報告では、13 世帯の 43 名ということをお聞きしております。

氏名については、把握はいたしておりません。

以上です。

尼寺省悟委員

今の 13 世帯、43 人というのは、私が知っている限り、平成 8 年、平成 20 年、ずっと前か

ら一貫して変わっていないんですね。この世の中に、10年間、20年間、それはなくなった方もいらっしゃるだろうし、私も本当にこれでは把握しているのかどうなのか、疑いたくなるんですね。

それで、先ほど資料が出ました。

新しい議員の方にちょっとお知らせしたいんですが、今回はこういった資料が出されたわけですけども、少なくとも2010年までは一切出なかったんですよ、こういった資料が。

何でかっていうと、関係があるから出せないということで、初めて平成20年度に決算書が出されたわけですね。

それで、その決算書を見ていただきたいと思うんですが、明細書がまったくないわけなんですよ。これで本当に決算ができるかと、どうなのかと思うんですね。

今、資料として出されたものは、佐賀市の決算委員会に出された資料で、平成18年度の資料なんですよ。これぐらいはこの明細に書いてあるわけなんです。

例えば、ちょっとこれ、佐賀市で問題になったのが、青年部集会が佐賀市であって、旅費が30人で9万円と。ということは、1人に3,000円出していると。旅費ですよ、これ佐賀市ですよ。佐賀市の人間が佐賀市であった集会に行くのに、1人頭3,000円出ていると。これがおかしいっていうふうな形で、かなり佐賀市で議論になったんですよ。

だから、こういった明細があったら、論議もできるわけなんですよけれども、全くこれ、何もこの決算書の資料を見ても、明細が書いてないからわからんわけですよ。決算のしようがないんですが。この点についてどうなのかと。

これじゃ決算資料としてあるいはあなた方にとってみても、効果があったのか、費用対効果ですけども、500万円、400万円出したその効果があったのかどうかというところがわからないと思うんですよ。

その辺、いかがですかね。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

尼寺議員が御提出いただいた資料につきましては、明細が確かに記載されております。

私どもといたしましては、鳥栖支部の決算書として支部のほうから提出された分につきましては、鳥栖支部内部での審査を経た上でこちらのほうに提出されているものと認識をいたしております。

以上です。

尼寺省悟委員

ここは決算委員会なんですよ。決算委員会というからには、議員がこの補助金に対してちゃんと使用されてるかどうかということを審査するため、そのための資料なんですよ。

それで、ここに平成 27 年なんですけれど、平成 26 年も同じなんですけれども、総務部長が出した平成 27 年度予算編成要領というのがあるんですよ。この中に、こう書いてあるんですよ。

補助金については、情報公開による説明責任の立場からも、従来の慣行や実績にとらわれず、必要性や効果を十分検討し、終期を求めるなど、さらに整理合理化に努める。さらには、補助金について補助の目的が社会情勢の変化に適合しているのか、補助の効果が十分期待できるのか、補助期間は適当かと、こういった形であるんですよ。

あなた方はこの 400 万円について、こういった検討はされているわけですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

400 万円につきましては、平成 26 年度から 400 万円の補助金といたしております。

それ以前は補助金 500 万円ということで支出をいたしておりましたけれども、先ほど尼寺委員おっしゃるように、旅費の部分で鳥栖支部なりとお話をいたしましたところで、旅費の算定の見直しなりを支部のほうでされているものと認識をいたしております。

その結果、従来の 500 万円が 400 万円という形の補助金に結果として出てきているものと認識しているところでございます。

尼寺省悟委員

いや、あなた「ものと考えています」とかどうのこうのじゃなくて、あなた方の主体性ないでしょ。向こうがこう出してきたからそれをそのままイエスって言うわけじゃなくって。だって、ほかの補助金については大なた振っているわけでしょうもん。これは適正なのか適当でないのかと。今の言い方だったら、向こうがこう出してるから、はい、そのまま受けたと。あなた方の行政としてのお金の出す場合のあれというのが全然見受けられないんですよ、今の答弁では。

それでね、500 万円から 400 万円に下がったということで、それでやってきているわけでしょう。そうしたら、さらに 300 万円に下げるとか 200 万円に下げるとか、そういった考え方はないのかお聞きします。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

この全日本同和会鳥栖支部への補助金につきましては、まず一人一人がお互いの人権を認め合い尊重し合う、差別のない、争いのない社会を実現していくために、行政、関係団体、市民それぞれが共同して人権教育なり啓発活動の実施に取り組むことが重要だと考えております。

そのため、行政がその団体などと一体となって人権尊重の精神を育むよう、啓発事業の一つとしてその啓発事業を支援するための位置づけといたしまして、この補助金を支出してい

るものでございます。

ただ、この件、先ほどおっしゃっていますように効果がどうなのかということにつきましては、従来から言われていますように差別は現実的には非常に見えにくくなってきております。表立って差別事件が多発しているという社会状況にはございません。

ただ、今の現状、ICTが発達した現代においては、水面下で、特にインターネットの世界で誹謗中傷とかが、もうこれはあらゆるところで、掲示板とかでの投稿で必ずこういった差別発言、そういったものが出てきているのが実情でございます。そういった中で、同和差別とはどういうものかという差別の知識を知らないまま、そういった掲示板をのぞくなり、そういった見た目だけの言葉に惑わされて差別意識を助長する、そういった傾向が最近見られていると考えております。そういった中で、一人一人が人権とは何なのかという部分で啓発を進めていく上では、どうしても行政だけでは行き届かない部分が多々ございます。

したがって、こういった同和差別解消を目標とする団体に対して、そういった人権意識の啓発活動をすることに対して助成をしていく。そういった意味で補助金を続けているところでございます。

尼寺省悟委員

ちょっと前後しますけれどもね。

これ、言っておかないかんやったんですけれども、先ほど佐賀市の全日本同和会の資料を入れたんですよね。

鳥栖市の資料は全然違うと。

だから、少なくとも、今回は別として来年度以降は、こういった明細を書くべきだと思うんですが、その辺はいかがですか。

書くように、同和会のほうに指導すると、ちゃんと明細を書けと指導すべきだと思うけれど、それについていかがですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

全日本同和会、各支部なり、そういった形の補助金の支出の仕方、そういったことについては、県の同和対策推進協議会の中で協議して、県内統一した形で一定の行動というふうなスタンスでありますので、県内他市と協調しながら協議してまいりたいと考えております。

尼寺省悟委員

県内他市って、佐賀市は平成19年にこれ出しているわけでしょうが、平成19年から。

だから、せめてこれと同じものを出せて言っているわけです。これね、佐賀市は全日本同和会だけでなく、部落解放同盟とか、みんなこのスタンスで明細をちゃんと書いているんですよ。唐津市でも伊万里市でも。鳥栖市だけ出してない。

だから、県内各市と協調するなら協調して、出すようにしてくださいよ。いかがですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

この点につきましては、関係団体等含めまして、協議を続けていきたいと考えております。

尼寺省悟委員

いや、関係団体じゃない。市が全日本同和会に書けと言えばそれだけでしょうもん。何で……、せないかん。

400 万円っていうのは、市民の血税ですよ。それが具体的に何に使われたか明細を書けっていうのは、別に当たり前のことでしょうもん。

だって、鳥栖市が補助金を出しているほかの所っていうのは、皆書いているんですよ。ほかの所、例えば老人クラブにしても何にしても、どこだって明細は。

ここだけでしょうが、書いていないのは。

だから、この場で言いなさいよ。書くようにしますと、そういうふうに指導しますと。

古賀和仁委員長

答弁できますか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

御指摘があったことにつきましては、どの程度できるかについては、協議してまいりたいと考えております。

尼寺省悟委員

今の答弁は全く納得できないですね。

少なくとも私は、佐賀市並みに明細を書くようにしてくださいということです。そのように全日本同和会に言えと。

だって、彼らには、こういった資料があるわけでしょうもん。何でこれをわざわざ書くことに対して躊躇しないといけないわけ。書いていないから、私たちは議員としても議会としてもチェックできないし、あなた方としてもチェックできんやろうもん。さっき、交通費の話、出たけれども。だから、そういうところでちゃんと詰めて、それが情報公開でしょうもん。

今の答弁、納得できないですね。もう一回答弁してください。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

佐賀市と同様の決算書になるかどうかは、そこは定かではございませんけれども、従来のものよりも、ある程度充実したものを出すような協議は進めてまいりたいと考えております。

尼寺省悟委員

佐賀市と同等になるかどうかは別として、今よりも充実したものが出るようにしますとい

う答弁だったですね。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

こちらから協議を申し出て、結果がどうなるかは団体のほうと定かではございませんが、少なくとも今よりも、そのような形で要請はしていきたいと考えております。

尼寺省悟委員

時間の問題があるからね。

協議じゃなくて、違うでしょうもん。出せと言えればいいわけでしょうもん。

ちょっと部長、その辺きちっと答えてください。

出せと。協議じゃないでしょうもん。協議する必要ないでしょうもん。

篠原久子健康福祉みらい部長

尼寺議員のおっしゃっておることについては、岩橋次長のほうも申し上げましたように、今後はより詳しい決算、出せるようにということで協議を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

ちょっと今の答弁、納得できないんでね、後で言います。時間の問題があるんでね。先に進みます。今の答弁、絶対……、できん。

それから、400万円、500万円出している理由についてなんやけれども、実は2002年に御存じのように地対財特法が終結して、同和事業は特別対策から一般対策にかわったわけですよ。そのときに、同和地区を取り巻く状況は大きく変化し、特別事業をなお続けることは、差別解消に必ずしも有効ではない、ということで終わったわけすたい。

だから、鳥栖市が指定区域もないにもかかわらず、全日本同和会に400万円も出す理由っていうのは、もう国の法律から言ったら消えてしまっているわけですよ。なんで、にもかかわらず、続けるわけ。

あなた今、一般的に言ってインターネットのどうのこうのとか言われたけれどもね、差別があると。そりゃそうよ、人間の心の中だから。

その問題と全日本同和会にお金を出すということは別問題なんよ。一般的に差別があるということと、全日本同和会にお金を出すということは意味が違う。

そうじゃないんですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

尼寺委員がおっしゃるように、いわゆる特別対策事業としては、平成14年に地対財特法のほうが失効いたしております。それによりまして、同和対策のいわゆる特別事業というものは全て廃止されております。

その後は一般政策として同和問題を含めた形で、さまざまな人権問題や課題の解決を図るための事業として行われることになっております。

そのため、鳥栖市におきましても平成 21 年 3 月には鳥栖市人権教育・啓発基本計画を策定しており、人権尊重社会の実現に向けた取り組みを推進しております。また、第 6 次総合計画の中におきましても、この中で「学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち」としてその基本目標に掲げております。その取り組みの一環といたしまして、「人権が尊重される社会をつくります」として、その実現を図るための取り組み方針といたしまして、「一人ひとりが互いの人権を認め合い、尊重し合う、差別や争いのない社会」を実現していくため、市民、企業、関係団体と共同して人権教育・啓発活動に取り組むと、そういった形で市としての方針を掲げております。

したがって、こういった市民団体と共同でこのような啓発活動をする必要があると市のほうで判断しておりますので、そのような経験なり実績のある団体に対する、団体の活動に対して支援をすることは公益上必要であると判断しているところでございます。

尼寺省悟委員

その差別問題やけれども、鳥栖市で差別事件が起きたのはいつですか。過去 50 年、何回ありますか。（「50 年とはね、5 年くらいにしておいてくれんかね」と呼ぶ者あり）

篠原久子健康福祉みらい部長

今の……、済みません、再度確認いたします。50 年とおっしゃったんですか。

大変申しわけありませんけれども、そのようなところでは件数を把握できておりません。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

申しわけございませんが、市内ということでは把握をしておりませんけれども、近年で佐賀県内で発生した差別事案といたしましては、いわゆる行政書士等による戸籍謄本の不正なり、例えば、行政のほうが委託しました警備会社の従業員が地域住民からの電話でお問い合わせに対して、賤称語の発言をしたというのがあっております。

また、学校現場におきましても、県内出身の大学生が、インターネットの差別的な書き込みを見て出身高校やその関係者に差別文書を送りつけたと、そういった事例も発生しております。

また、2013 年、2 年ほど前ですけれども、県内の中学校で夏季休業中に教室の机やトイレに賤称語を用いた差別落書きが発見されております。

鳥栖市内でのということでは把握はいたしておりませんけれども、県内でこういった事例が発生しております。

ただ、こういったものは表に出た部分でありまして、見えないところでの差別事案という

のは発生しているものと認識しております。

尼寺省悟委員

要するに、鳥栖市ってないんよ、ね。

だから、差別事件とか言うんだったら、ほかの差別のほうがいっぱいあるわけでしょうが、老人に対する差別とか障害者に対する差別とかね。

だから、同和に対する差別ってのは、50 年と言ったけれども、ないんよ。にもかかわらず、何でやっているのかと。それを私、言いたいわけね。

それで、今先ほど言ったけれども、運動団体に補助金は出すということと、一般的に差別があるってこととは別問題なんよ。一般的に差別があることに対しては、行政が行政の力によってなくす方向にしていけないかんわけ。

ここに、国が出している地域改善対策啓発推進指針、昭和 62 年に総務庁が出しているやつだけれども、同和問題について、他の人権侵犯事件と同じく、人権擁護機関、または司法機関において、人権侵犯の程度において、ふさわしい処理がなされるべきと。国の機関でやれと、こう言っているわけ。いち運動団体に丸投げする気っていうのはさらさらないたい。

それで、ちょっと話、時間がないので、進めるけれども。

どうして補助金をやっているのかについて今まで一貫して市が言ってきたのは、補完的役割をしていただく、こういう言い方していると。平成 20 年に、橋本市長が運動団体へ補助金を交付し、行政の補完的役割をいただいておりますと。それで、同じく平成 20 年 6 月で上野健康福祉部長は、運動団体への補助金を交付し、行政の補完的役割を担っていただいておりますと。平成 17 年、これは篠原民生部長やけれども、行政の補完的役割をいただいております運動団体である全日本同和会に補助金をお願いしておると。

要するに、行政の補完的役割を果たしているから運動団体にお金をやっている、こういうふうにならずに一貫して言ってこられたと。

そこで質問やけれども。

これ、前の決算委員会の中で、事業計画——さっき出してもらったけれども——こういう質問があったんよ。事業計画の中で行政の補完的役割を果たしてもらっているのはどれかと。

これに対して、地域実態調査、福祉実態調査、職業実態調査、対象地域調査、この 4 点、これをやってもらってるから、だから、お金を出す理由はこれなんよ。これを運動団体がやってるから、400 万円出すということになるわけですたい。いい。地域実態調査、福祉実態調査、職業実態調査、対象地域調査、これを、運動団体がやっているから、だから、その対象になるんだということなんやけれども。

そこで質問やけれども、これをあなた方は、全日本同和会にいつやってくれと頼んだわけ。

頼んだことあるわけ、指示したことが。それとも勝手にやっているわけ。

どうということかと言うと、鳥栖市で平成 21 年度に教育委員会が実態調査やっているの。教育委員会と市が。

だから、これは一般的に市民を対象にして調査、差別、人権の調査をやって……、あなた方も知っていると思うけれどもね。

それとは別個に、この実態調査というのは、全日本同和会もやっているわけ。やっているから、これに対して、これが行政の補完的役割を果たしてもらっていると。

要するに、市がこういったとはなかなかできない、だから、ここに代わってやっていただいていると。だから、400 万円の価値があるんだと。こういう理論でしょうか。

だったら、こういったことやれっていうのはいつ言ったわけ。言ったことあると。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

今、尼寺委員がおっしゃられた四つの調査につきましては、全日本同和会の活動方針として、会員の生活実態なり、地域の実態、生活環境等の調査を通じた中で、一般の方々との生活上の差なり相違するところなり、そういったことが現実的にあるのか、そういったものを裏づけるための調査をされているものと認識をいたしております。

それについて、こちらのほうからこれをやりなさいという指示を出しているものはございませんで、あくまでも差別解消に向けた情報収集なりの方法の一つとしてそういった調査をされているものと認識しております。

先ほど尼寺委員がおっしゃった意識調査につきましては、広く一般的な方々の考え方なりそういったものを把握するための量的な調査というものと考えております。

全日本同和会鳥栖支部のほうが行うものにつきましては、個別の案件に深く掘り下げた形で調査をされているものと。

そういった形で、市が行う量的な調査と運動団体が行う質的な調査、そういった二元的なものを勘案した上で差別の解消に向けた事業に反映をさせていくものと、そういったふうに認識をいたしております。

尼寺省悟委員

今の話では、この地域実態調査、四つの調査については、市が依頼したものではないと。要するに、運動団体でやっていると。やっているから、それに対してお金を出すということなんやけれども。

じゃあ聞くけれども、この調査に対して報告を受けたことはあるの。こういった調査の結果、こういった結果が出たという報告は受けたことありますか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

先ほど申しましたように個別の案件、人の私生活に深く入り込む部分の調査でございますので、その詳細についての報告は受けてはおりません。

ただ、そういった調査をする中で、いろいろな生活相談などが行われているということは聞き及んでおります。

尼寺省悟委員

報告は受けてないということですよ、今の話だったら。報告を受けてなかったら、やっているかどうかちゅうのはわからんでしょう。今、なんか最後、ちょろちょろ言われたんやけれども。報告も何も正式な文書っていうのはないわけでしょうもん。なかったら、こういった調査をやっているかどうかちゅうのは、わからんわけでしょうもん。わからんところに対して、400万円も500万円も、今まで合わせて1億円超えるったいね。そんなお金を出してきているっていうことは、これはおかしいっちゃんない。違うんですかね。

報告がないったい、ないにもかかわらず。

今の点、いかがですか。

古賀和仁委員長

質問の趣旨を……。〔「おかしいと思うかどうかじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

篠原久子健康福祉みらい部長

ただ今、岩橋次長も申し上げましたけれども、調査につきましては、きちんと面談による調査をされているものということで報告は受けたところではございます。

ただし、その調査等の内容につきましては、大変、プライバシーの面もありますので、詳細内容については、ちょっと申し上げられないところもありますからというところで、報告できる範疇でっていうふうなところでの報告は、口頭ながら受けたところでございます。

尼寺省悟委員

口頭では受けたっていうことですね。

何で文書で受けないわけ。

例えばこれ、プライバシーの問題とかあるけれども、よその話なんです、これは、鳥取県が同和地区の調査をやっているんよ。どういうことかっていうと、夫婦とも同和地区の生まれですかと、夫婦の一方が同和地区外ですかと、夫婦とも同和地区外の生まれですかとか、ね。あなたは持ち家はどうか、民営のどうかとか、雇用はどうか、最後に卒業したのはいつですかとか、経済の状況、生活保護世帯、調査しとるんよ。

そしてこれ、インターネット、ホームページで公開されているんよ。もちろん名前は書いていないけれど。

だから、やっているところは、そういった形で、あなた方が言うように補完的なものとい

うところでやっているところに対しては、ちゃんと調査をしているならば、ちゃんと文書で、聞いて、そしてそれを公開してるわけたい、ホームページで。ここまでやっているとよ。

が、あなた方は何もしていないわけなんよ。年間 400 万円、お金は払って、今まで 1 億円くらいなるけれども。口頭で受けたというけれども、本来なら文書でちゃんと受けて、すべきじゃないですか。違いますか。

篠原久子健康福祉みらい部長

全日本同和会の目的としております差別解消であつたり人権擁護であつたりというものが、私ども行政が目的とするものとして合致しているということで、その辺の私どもができない部分について補完していただくということで考えておりまして、あくまでもその事業に対してというのじゃなくて、全日本同和会が行っております活動全体に対しての補助金というふうなことで考えておりまして、それぞれ調査については、どのような内容でというふうなことでは報告を受けたところではございませんが、再度、繰り返しになりますが、詳細についての報告については、調査をやって、こういう内容の調査を行いましたというふうなところで説明報告を受けたところでございます。

尼寺省悟委員

何回も言うけれども、なんで 400 万円なのかといったら、補完的役割を果たしている。その補完的役割を果たしているのは何かと聞いたら、この 4 つの調査をしているからなんです。

であるとするならば、これに対してきちっとした文書で報告を受けるべきなんよ。口頭で言ったところで、普通、行政っていうのはそうじゃないでしょうもん。報告するならばやっぱりちゃんと文書で報告を受けるのが普通でしょうもん。違いますか。

口頭で受けるっちゃうことは、報告の内には入っていないと思うんですけれどもね。違いますか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

ただいまの尼寺議員の御質問でございます。

口頭で受ける、これがなぜ文書でないのかというものにつきましては、中に詳細な内容について文書として記録が残ることを、知る側も望んでおりませんので、その関係で、口頭での報告ということにされております。

内容について、先ほど部長のほうで申しましたように、プライバシーに深く立ち入る部分がございますので、その分も極力排除した形で、支部のほうとして出せる分を報告してくださいということで報告は受けていると申し上げたいと思います。

尼寺省悟委員

いや、文書で報告は受けているわけ。口頭でしょうもん。もし文書で受け取るっていうなら情報公開に基づいて請求することもできるわけですけども。文書で受けてないんでしょうもん、口頭でしょうもん、今何かちょっといろいろ言われたんですけども。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

先ほどの調査の内容については、大卒のところの口頭での報告しかございません。

尼寺省悟委員

それでいいんですか。

ちょっと質問変えるけれども、同じようなものがもう一つあるんですたい。それは生活相談ですけども。

この生活相談員、この方は、今何年で、報酬は幾らなのかまず聞きたい。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

生活相談員につきましては、鳥栖市の嘱託職員の任用に基づき任用をいたしております。

任期につきましては、1年間となっております。ただし、更新もあり得ると。そういう形をとっております。

報酬につきましては、13万2,000円となっております。

尼寺省悟委員

鳥栖市のどうのこうの言われたけれども、基本的には、この方の目的は何ですか。

何のために雇用しているんですか。

何をしているんですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

生活相談員ということで、会員の日常生活での相談、消費生活での相談、そういった、生活する上での各種の相談をお受けいただいております。

そして、相談員、女性でございますので、女性特有の御相談とかもされているものとお聞きをしております。

尼寺省悟委員

この生活相談員の設置要綱っちゅうのはあるんですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

設置要綱という独自のものは設けてはおりません。

尼寺省悟委員

過去あったわけですよ、この設置要綱に基づいて業務をやっているというふうに聞いたんですが、違いますか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

設置要綱と今、尼寺委員がおっしゃった部分につきましては、地域改善対策対象地域における生活相談員設置要綱というものが国のほうで定められておりました。これを準用する形で、市の場合は任用をしているということでございます。

尼寺省悟委員

国の設置要綱に準じてやっているということなんですが、これ対象者は地域改善対策対象地域住民なんよ。

鳥栖市にこういった地域はあるんですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

対象地域があるなしという部分には、答えるというわけにはまいりませんが、御承知のとおり現在では、地域に限らず混住、地区出身の方があらゆるところで生活をされています。普通の一般の生活の中に溶け込んで生活をされていますので、そういったところで地域を縛ると、そういった形での方策では、鳥栖市の場合はできないものと考えておりますので、広く……、対象地域という形ではなくて、全市にわたってという考えで設置をしているところでございます。

尼寺省悟委員

設置要綱には、対象地域住民と。あなた方、これに準じてやっていると言われたわけでしょう。

何を言いたいかというと、この生活相談員そのものが不要じゃないのかということをお願いわけですよ。対象地域、地域住民に関して相談を受けるということだから。そしてこれは、その整理した相談事項、さっき言われたんやけれども、市町村長に報告しなければならんと書いてあるんですよ。

報告はあっていますか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

個別の具体的な報告の内容等については、こちらのほうに報告は受けておりません。

尼寺省悟委員

いや、先ほどと一緒にやけれども、報告があっているのかどうなのかと。

報告ないわけでしょう。今まで一貫してないというふうに答弁されているわけですよ。今、いろんな条件つけられているけれど、結局、報告はないでしょうが、文書でありますか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

文書での報告はございません。

尼寺省悟委員

結局、先ほどと一緒になんよ、先ほども言われたように、なぜ補助金を出すのかといたら、

補完的役割を果たしてもらっていると、補完的役割とは一体何なのかといったら、何とか言われたわけですね。この中でいろんな相談事を受けるんだと。

これだって同じ中身でしょうが。対象者は、全日本同和会の13世帯43人の方の相談でしょうが。さっきと一緒にしようもん。

だから、二重でとっているわけですよ、二重で。

なおかつ、両方とも報告がないと。報告ないっていうのは、やっているかどうかもわからんわけですよ。まさに何の意味もない……、先ほどの、総務部長が書いていた本当にこの補助の対象たりうるかどうかのチェックもできんわけでしょうもん、執行部として本当にこれが効果があるのかどうなのかと。

少なくとも、こういった報告があるならば、いや、こういった実態なんだとわかるけれども、そういった報告もさらさらないわけでしょうもん。地域実態調査、福祉実態調査、職業実態調査、対象地域実態調査、こういったことに対してちゃんと報告があるならば、ああ鳥栖市としては、会員の皆さんの実態はこうなんだと、あなた方が常々言う結婚とか何とかで差別があるんだとか、口で言うけれども。そういったことが、報告があるならわかるけれども、そういったこと、一切ないわけでしょうもん。

そういった意味で、こういった状況でやることに對しては、全く同意できない。

一応ちょっとこれで。

松隈清之委員

関連して、行政の補完的役割という考え方ということでしたが、それに対して前回、各種調査ということを挙げられました。

先ほど部長は、事業云々ではなくてと、その団体の活動全般に対してという答弁もあったんですよ。

だから、ちょっと整理をしていただきたいのは、補完的役割っていうのをもう一回整理していただいて、何を補完していただいているのか。その補完していただいているところが、さっき四つぐらい挙げられた調査の内容なのか、それ以外に部長の答弁の中に含まれるようなことが別にあるのか。

補完的役割っていうの、一回整理していただけますか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

四つの調査というのが補完的役割というのは、説明が足りない部分があるかと思います。具体的なものとして四つの事例を挙げているものと考えております。

その実態調査を通じたところで、会員、出身者の方の生活の実態、生活をしていく中で差別事象につながるような言葉のやりとりなどがあったのか。

現実、普通の一般社会の中でそういった差別部落に対する意識が、どのような形で一般市民の方に落とし込まれているのかというのは、そういった実態調査の中で支部のほうで会員さんに聞き取り調査という形をされているものと聞いております。その中で、そういった、社会に広がっている部落差別に対する差別意識を解消するため、啓発なり教育、そういった部分につないでいく必要があるものと考えております。

先ほど、行政の目的と合致しているということで部長のほうで申し上げましたけれども、行政の目的といたしましては、人権が尊重される差別の社会を目指すというところを目的にこういった事業を展開しておりますので、その目的のため運動団体である全日本同和会も、そういった実態調査を通じた中で、市民の意識がどのようにあるのか、また、差別部落出身者の意識、その双方の意識の乖離をどのように一致させて差別を解消していくのか、そういった活動を行政が行き届かない部分での活動をされている。そういったことが補完的な役割と私どもが申し上げているところでございます。

ただ単に、アンケート調査が補完的役割というものではなくて、そういった啓発事業を推進していく上での一つの手段として、四つの調査を例示したものというふうに私は考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

そういう四つの調査等以外でも、行政の差別のない社会というものに対して、それが事業目的としてあるということでありますが、要は現実的に今、差別があるという認識だろうと思うんですよ、執行部は。

事業っていうのは、やったら、その効果はどうなのかっていうのは、それこそこの決算委員会では事業手法も含めて問わねばならないんですが、要はこれ、何年も続けてきている。このやりとり自体も続けてきているし、補助金自体もずっと続けてこられているわけですよ。この事業が差別解消につながる事業なのかどうかっていうのがわからなければ、いいね、続けるべきだねっていうことにもまた、ならんわけですよ。

決算委員会というのはそういう場所だから。

そのためには、鳥栖市で起こっている差別、全ての差別を全日本同和会が解消するちゅうことにはならんのかもしれんけれども、それが部落差別によるものとするならね、実際、この事業を通じて鳥栖市が補助金を交付し続けることに対して、どれだけの効果があっているかっていうのは、説明っていうのは多分、できないと思うんですよ。

なぜならば、先ほどからやりとりがあっているけれど、年間これぐらいのこういう——その個人名は別ですよ——例えば、結婚差別を受けたという相談が何件ありましたとかって

うのを、ずっと経年でやってきたときに、例えば、20年前には何件ありましたと。これが何件に減りましたと。ああ、一定の効果を上げているねとかって言うことが言えるかもしれないけれども、そもそも個人のプライバシーは別としても、どういう差別事件がどういうケースで起こっているかっていう実態がわからなければ、それに対する、活動団体は活動団体でいいんですよ、それ以外に市としても実際そういうものがあるというのがわかっていれば、こういう市としてできる啓発があるよねとか、事業が組み立てられないと思うんですよ。

だから、どういう差別かっていう個人のプライバシーは別としても、やはりいついつこういう内容の差別事件がありましたという報告は受けなければ、執行部としても事業効果は見えないと思うんですけど、そこはどういうふうに考えられているんですかね。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

松隈委員がおっしゃるように、先ほどから部長が申しましたように、あくまでも事業補助金ではございませんで、運営の補助金、なぜかといいますと、松隈委員おっしゃるように心の問題ですので、非常に効果というのが見えにくい部分でございます、啓発事業というのは。

そういった中で、具体的な数値として案件なり件数なりがどの程度あるのかってというのは重要なことだろうと思います。

これは、昨年の決算委員会の中でどれくらいの件数があるのかということをこの委員会の中で尋ねられておりますので、その分につきましては、支部のほうにお話をさせていただきまして、相談内容、深い部分の報告は必要ありませんけれども、件数についてはある程度一定の御報告をいただけないかということで申し入れをいたしております。

その件については、先ほども申し上げましたように、これも口頭での報告でございましたけれども、平成26年度での件数、さまざまな案件ございますけれども、合計で37件の案件に対して、それぞれ……、件数は37件でございます。それに伴う相談回数を何回行ったのかと、そこまでのちょっと把握はできておりませんが、案件については、平成26年度は37件であったという報告を受けたところでございます。

松隈清之委員

そういうことを報告しないと。

さっき差別事件、あったのかって質問あったわけですよ、過去ね。50年は別としても。でも、そういう差別事件の相談があったということなんでしょう。いわゆる新聞沙汰になるような事件は別としても、これだけ差別があっているっていう報告をしないとわかんないですよ。

それが、じゃあ今の事業としてのやり方が適正なのかどうかってというのは、見ないとわかんないじゃないですか。過去どうだったかっていうのは、今回、そういう数字が出てきてい

るけれども、去年どうだったのか、3年前どうだったのかと。また、相談を受けているのが会員からだけなのかと。ここが基本的には会員からしか受けないとするならば、会員が同和関係の人が、鳥栖市のそういう人が全て入っているっちゅうならば、それはそれでもできるのかもしれないけれど、恐らくそうではないし、以前のやりとりでは同和出身者であるかどうかは関係なく会員になれるということも言われておるわけですよ。

だから、市が言っている、いわゆる差別のない世の中を、社会つくろうというところは、もちろんそれでいいと思うし、それに対する予算も必要であればつけていいと思うんだけど、どれだけそこがここの補完的役割っていうのがカバーできてるのかっていうのも見えないと、その事業が適正なのかどうかもわからないですよ。

それで今回、佐賀市のやつも出てきましたよね。出てきましたっていうか、尼寺委員から出されたんだけど、活動を見たときに、お金でやらないかん部分とお金じゃないところってあると思うんですよ。

例えば、相談っていうのは、極端な話、団体がありさえすれば、相談って別にお金かからんでもできるわけですたい、人がおりさえすれば。でも、極論すると研修会なんて、言うたら団体の――上部団体も含めて――会内事業じゃないですか。

だから、俺は、もし先の調査も含めてこの団体が本当に必要だと、補完的役割を果たしているっていう証明もせないかんし、それは事業だけじゃなくて、この団体が存続しなければ行政の補完的役割を果たせないとするなら、そこの証明もいると思うわけですよ。

だから、極論すると、こんな研修会とか集会とか、こんなものには出さんけれども、さっき言ったその調査と別に、この団体が存続するためだけの金を出すとか。そのほうがまだ合理的だと思うわけよ。

だって、こんな研修会行ったけんで、別に直接会員さんとか……、それは、この人たちがある意味勝手に行きよるわけやから。それは自分たちの勉強かもしれないけれども。行政としては、この人たちの勉強っちゅうのは直接的には関係ないんですよ。

市民の人たちに対する相談の窓口であったりとか――それが本当に必要であるとするならば――そういうことであるわけでしょう。

もちろん、そういうところを勉強するのは、自分たちが自分たちのためにつくっている団体やけん、言うたら。市が、こういう団体つくってください、全て面倒見ますよって言うてつくっているわけじゃないんだから。この人たちが自分たちの団体のために、存続のためにやる努力は、当然、必要だと思うんですよ。この勉強も含めて、自分たちのためだから。

ただ、行政が求めているのは、要は市内のそういう同和関係の出身者の方とかに対する、1つの、行政では行き届かない窓口的な役割なんですよ。

そこをきちっと分けていかないと、こんだけ予算上げられて、じゃあ 500 万円だ、400 万円だとかって言っても、いや、そこはあんたたちの勝手な活動でしょうと。我々が求めているのは、市民に対する、我々が行き届かない窓口的な役割であり、我々にできない相談の受け皿であったりするわけやけん、そこに対しては出しますよと。だって、できないんだから。できないと言い切るのかどうかはわからんけれども、スタンスとしてできないって言っているわけだから。

だったら、それに対しては金を出してもいいけれども、こんな内輪の活動に対して、俺ら出さんよって。きちっとスタンスを明確にして、何に対してお金出してるかっていう説明をしてくれないと、500 万円が 400 万円になっても何とかやれてますっていうのじゃあ、よくわからんわけたいね。

そこは、ちょっと整理すべきだと思いますよ。今すぐ整理しろとは言わんけれども、もうこれまでの補助金出してきた経緯もあるし、関係もあるでしょう。

ただ、俺らはやっぱりそれでも審査せないかん場だから。

だから、何に対してお金を出している、行政は何を求めている、それに対し行政が何かを把握しているのかと——さっき言ったように、個別のプライバシーは別としても——これだけ差別事件があっているという実体を掴んでいると、ここで言わないかんと思うわけですよ。プライバシーに関係ないっちゃけん、何件あるかっていうのは。個人を特定するわけじゃないから。

だから、それが今の事業を通じて果たされているっていう証明をしないと、実際、本当、これだけ見たら、何に使っているかわからんと。何も把握してないんやったら、効果も何もあったもんじゃねえじゃん、そんな金要るか、っていう話にしかならんわけですよ。

これ、前から言っているんだけど、自分たちがどういうスタンスでここに対してお金を出して、それに対して、自分たちが目的としている差別のない社会に対してどれだけ近づいているかっていうのを証明してくれんと、やっぱり切らざるを得んよね。

どんなですかね。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

松隈委員のおっしゃるように、確かに、御説明申し上げましたように事業補助金としての支出じゃなくて、あくまでも団体補助金という形をとっております。

そういった形をとるからには、委員御指摘のように団体の存在意義なり、そこを明確にしたところでこの補助金が適正なのかということを示す必要があるかとは考えております。

御指摘を受けた部分につきましては、こちらのほうも真摯に受けとめまして、よりよい形で、補完的役割を果たしていただいている部分で、お互いに目的を一にする、差別がない社

会を目指した形でのよりよい活動のやり方なりを団体とも協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

実際、その差別ということ言えば、もちろん同和の問題っていうのも、僕らは余り報告を受けないから、どういう事が起こっているのか知らんけれども、例えば、いじめなんかも差別やないですか、学校の。よっぽど深刻ですよ。もう毎年のように死んでいるんだから、どっかで、それで。

その差別のない社会っていうのを、ここの団体があらゆる差別に対して現実活動できるとは、俺は思わないわけです。

だから、ここに求める役割っていうのがあるとするならば、そこも明確にすべきだと思うんです。漠然と差別のない世の中を全部ここに押しつけるたって、会員が13世帯、43人で、その活動範囲が全市民に対しやっているっていうのは、窓口は開いてるかもしれんけれど、現実的に何か差別を受けましたからって言って全日本同和会に相談する人なんて多分、いないですよ。とするなら、ここはやっぱりその会員さん中心じゃないですか。そこは、実際に差別を受けてて、今もね。

そこに対して効果的な活動が行われてるかどうかっていうのを我々がはかれないとするならば、これはやっぱり補助金としてはふさわしくないと思うから、そこは説明できるだけの材料を出してもらわないといけないと思うんですよ。

ほかの部分の差別に対しては、ほかの部分の差別として、学校のいじめも、ここは担当じゃないけれども、市として人権問題だとか差別解消っていうのは取り組んでいかないとと思うけれども、全ての差別問題をここが担うっていうのは現実的じゃないんですよ。

だから、そこもちょっと話、すり替えるっちゃう言い方は失礼かもしれんけれど、広く捉え過ぎないで、事業目的を、この補助金は例えば、この13世帯43人に対して、過去から今までずっと差別事件が続いていると。そういう報告があるんならね。今までなかったんだけど。それを今後も解消していかないかんから続けるっちゃうんであれば、それをきちっと説明できるだけの資料を出していかないかんと思うよ。そうしないと我々ももう、ずっと言っているんだけど、わかんないんですよ。

さっき言ったようにこれ、事業予算は900万円くらいあるんですよ。ここでの市の補助金は700万円くらいなっとるけれど。で、実際400万円じゃないですか。で、決算、500万円ですよ、この事業決算。っていうことは、約半分くらいですよ。決算で、活動しているのは。

こういう予算書、決算書出されると、この団体これで成り立っているのかと。この計画に対してこれだけの事業で、それで成り立っているって、どういう活動しているんだろうなっ
て感じになるわけよね。

だから、そこも含めて、こういうの出されているけれども、次にこういう佐賀市並みのっ
ていう出し方、出し方はいろいろあるかもしれんけれども、これを見たところでも、本当に
この半分くらいの予算で事業できてんのという気になってくるわけよね。

それで、さっき言ったように、研修とか会議とか内輪の話やんかと。それはあんたたちが
必要と思ってつくっている会やけん、そこは自分たちで運営してよと。

我々が求めているのは、あくまで会員であつたり市民であつたりに対して、その窓口、我々
にできない相談の窓口なんだから。

そういうものに対して、団体の存続のために一定の補助を出すけれども、自分たちの活動
は自分たちで何とかせんですかと、いうことぐらい言うべきだと思うよ。

答弁要りません。

尼寺省悟委員

何回聞いてもわからんので、もう一回だけ聞くけれども。

その補完的役割、事業計画書の中では、補完的役割を果たしてもらったら……、地域実態
調査、福祉実態調査、職業実態調査に対象地域実態調査、それだけではないと言われたけれ
ども。これを言われるということは、これ中心でいっているものと思うけれど。

何回も言うばってん、報告書をもらってないたい。報告書をもらってないのに、なんで
あなたたちは判断できるわけ。それが不思議でたまらんたい。報告書も何もないのに、い
や、向こうからこういった調査をやっていますと言われて、あるなら、それを見て、あち
ゃんと行政がやれないことをやってもらっていますねと。まさに、補完的な役割をやっても
らっておりますっていうのが判断できるけれども。報告書もないのにどこで判断しているわ
け。それを聞きたい。

篠原久子健康福祉みらい部長

尼寺委員のおっしゃることにつきましては、きちんと事業をしてもらっておるというふう
なところで了承しております。（「判断できるわけないじゃん」と呼ぶ者あり）（「そりゃあり
得んし。ちょっと休憩したら」と呼ぶ者あり）

尼寺省悟委員

今のは答弁にならんやん。（「ええ」と呼ぶ者あり）今のは答弁にならんって。

古賀和仁委員長

暫時休憩します。

午後 2 時 11 分休憩

午後 2 時 14 分開議

古賀和仁委員長

再開します。

休憩をしたいと思います。

午後 2 時 14 分休憩

~~~~~

**午後 2 時 25 分開議**

古賀和仁委員長

再開します。

これより、質疑を行います。ほかに質疑があれば受けたと思います。

**飛松妙子委員**

子ども育成課で2点お聞きしたいんですけども。

ページ 146 ページの子どもの医療費の支給事業なんですけれど、説明資料では 35 ページになっています。

平成 25 年度と比べたときに、延べ件数、支給額ともふえているんですけども、まず、その分析をされているかどうかを 1 点聞きたいのと、分析されているのであれば、それに対して何か対策といいますか、何かされていることがあったら教えていただきたいんですけども。

お願いします。

石橋沢預こども育成課長

子どもの医療費についてでございますけれども、分析というと、ふえた理由ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

子どもの医療費につきましては、平成 25 年から小学生の通院が入ってきておりますけれども、平成 25 年度の分につきましては、医療費の申請が 1 年間遡ってできるような形になっており、医療を受けたときから 1 年間の間に申請をすればよいことになりますので、平成 25 年度はその辺の周知がまだ、行き渡っていなかった部分もあるかとは思いますが、丸々 1 年分の医療費がそこで申請をされたわけではない。

平成 26 年度になりますと、平成 25 年度の間に診療を受けられた分の申請とそれから平成 26 年度の間に診療を受けられた分の医療費の申請がございましたので、この辺でかなり伸びております。

それが大きく伸びた要因だと考えております。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございました。

あとはその中身なんですけれど、内科なのかとか、外科なのかとか。病気といいますかその辺の分析、そういうところまでわかりますか。

#### **石橋沢預こども育成課長**

中身までは、ちょっと把握できておりません。

入院なのか通院なのかとか、その辺まではわかりますけれども。

それが内科だったのか、外科だったのかとか、そういったことまでは把握はしておりません。

#### **飛松妙子委員**

そうしたら、今後それを把握することはできますでしょうか。

#### **石橋沢預こども育成課長**

できるかどうかは即答できませんけれども、レセプト等をかなり詳細に見ないとできないと思いますし、その集計ができるかどうかは、ちょっと即答しかねます。

また後ほどよろしいでしょうか。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

もし、わかれば後ほどまた御回答いただければと思います。

私も議員になって学校とかによく行ったりとか、お母様の声を聞いたりとか、先生の声聞く機会が多くなって、気づいたのが、昔に比べて子供たちのけがが非常に多いかなと。骨折だったりとか、ひびが入ったとか、そういうけがが多いなということで、お話を聞くと、やっぱり先生たちも、昔は 1 年に 1 人いれば——そういうけがをしている、骨折とか——いるかな、いないかなっていうことだったのが、もう毎月のように、誰かしているという

話をお聞きして。テレビでも見た時に、やっぱり子供たちの骨とか柔軟性とか、その辺が昔と違ってもろくなっているというか、ちょっとしたことでつまずいて、けがにつながっているってことを聞いて、鳥取県では子供たちの柔軟性とか瞬発力とかいろんなものを含めた体操を取り入れて、そういうけがが少なくなって医療費が削減できたっていうのがあっていましたので。その辺の分析を今後していけて、もし学校教育との連携で体操だとか、日常的にちょっと取り入れるとかっていうのが何かできたらなあと思って。

もし分析ができるのであれば、お願いしたいなと思います。

もう1件は、説明書の36ページ。

保育園の運営事業なんですけれど、先ほど150ページのところで石橋課長に御説明いただいたんですけれど、ここの部分をもう一回、御説明をいただいてもよろしいですか。そこからまたちょっと質問をしていきたいと思うんですけれども。

### **石橋沢預こども育成課長**

保育園管理運営事業の運営費を、児童の健全育成を図るためということで、保育所の運営に係る運営費を支給しているところでございますが、申しわけございません、運営費の積算の基礎ということでよろしいのでしょうか。（「負担金補助及び交付金のところをもう一度御説明いただいてよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

私立保育所等運営費負担金の分ですね。これは財源が、国2分の1、県4分の1、市4分の1となっております。

それで、私立保育園が10カ園ございます。

それと、広域の分ですね。鳥栖市以外の市町の保育園に通われてる方もいらっしゃいますので、こちらのほうの分の負担金も合わせたところになります。

それで、この市立私立保育所の年間の延べ児童数になりますけれども、こちらのほうが、市内の私立に通われている、在園している子供さんが、平成26年度は1万3,726人、それから、広域での保育所に通われている方が660人、合わせて1万4,386人になります。

積算基礎につきましては、担当から説明させます。

### **田中大介こども育成課子育て支援係長**

私立保育所等運営費負担金の積算基礎でございますが、こちらは私立保育所に入所されている児童の年齢によって運営費単価が決められているものでございまして、それは保育所の定数、定員によって単価が細分化されているものもございすけれども、保育所の規模によって定められた各年齢児の単価を掛けたものが運営費補助金の積算となっております。

以上でございます。

### **石橋沢預こども育成課長**

済みません。

先ほどの私の説明に誤りがございまして、先ほどの人数は年間の延べ児童数になります。  
以上です。

#### **飛松妙子委員**

済みません。

先ほどの最初の説明の時に、私立がふえた要因を何か言われたような気がしたんですけれども、150 ページのところを説明されるときですね。最初に説明していただいた内容ですね。

#### **石橋沢預こども育成課長**

不用額が 1,464 万 763 円出ております。これにつきましては、一定の児童数を見込んでの予算づけを行ってございましたけれども、平成 26 年度は保育士の確保がなかなか思うように進みませんでしたので、結果として、受け入れ可能な園児数が限られてしまいました。

そういうことで、先ほど説明いたしましたように、私立保育所等運営費負担金の積算基礎がその園児の数にかかってまいりますので、見込みを立てていた人数よりも受け入れ人数が少なかったがために、運営費負担金も少なくなったということで、不用額が出てしまったわけでございます。

#### **飛松妙子委員**

じゃあ保育士さんの雇用ができなかったから、園児たちの入所ができなかったっていう理由が……、それで、鳥栖市はその待機児童の解消とか、目標を出していますけれど、このままでいくと、目標を達成できないんじゃないかなっていう、ちょっと不安要素があるんですけれども。

その辺はどうでしょうか。

#### **石橋沢預こども育成課長**

保育士の確保につきましては全国的な課題でございまして、ハローワーク等、積極的にこちらからも声掛けをしているところでございますけれども、なかなか見つからないというのが現状でございます。

しかしながら、受け入れの児童数はどうかと申し上げますと、先日、委員会の折に御報告をさせていただきましたけれども、新たな保育所の開設を計画しておられる社会福祉法人さん等もいらっしゃいますし、また今後、幼稚園の認定こども園のほうへの移行も進んでくると思いますので、その辺の状況と、引き続き保育士に獲得の方策などを検討しながら、見ていきたいと考えております。

#### **田中大介こども育成課子育て支援係長**

今後の待機児童対策でございますが、平成 27 年度より子ども・子育て支援新制度が開始を

されまして、従来認可外保育施設であった事業者様が地域型保育事業に移行されまじたりですとか、布津原幼稚園さんが認定こども園に移行されまじたりですとかというところで、平成 26 年度との比較になりますと、受け入れ人数自体は増加をしているところでございます。

待機児童につきましても、平成 26 年度との比較でいきますと減少しているところでございまして、ただし、入所待ち児童、待機児童に該当しないけれども保育所に入所できてない方につきましては、引き続き高いところで推移しているところがございまして、今後も保育定数の拡充含めて対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

いずれにしても、保育士さんが不足しているっていう事態が前から変わらないっていうところで、そこにすごく対策が必要なんじゃないかなと思うんですけれども、何かお考えがあれば教えていただきたいんですけれども。

#### **田中大介 こども育成課子育て支援係長**

保育士不足解消につきましては、市主催の保育士就職説明会の開催でございますとか、ハローワークとの連携、県の人材バンクとの連携等々進めながら、解消に寄与していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### **飛松妙子委員**

それは新しく取り入れているってことですか。新しいことで、保育士さんの確保をするためにそれをやり始めたと。

それとも前からやっていて、さらにそれを強化するってことでしょうか。

#### **田中大介 こども育成課子育て支援係長**

従来からされていたところでございますが、昨年度からより一層力を入れまして、就職説明会を市主催で開催したりということを開始したところでございます。

以上でございます。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございました。

平成 25 年度と平成 26 年度を比べると、800 人くらい人数が少ないんですよね。だから、待機児童がいるにもかかわらず、平成 25 年度よりも平成 26 年度のほうがさらに少なくなっているっていう現状を見ると、保育士さんがただ単に少ないのか、それとも施設が足りないのか。

平成 27 年度からいろいろかわっているっていうところで、期待はしているんですけども、さらなる保育士さんの確保に向けて、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

#### **古賀和仁委員長**

ほかにありませんか。

#### **伊藤克也委員**

決算書の 140 ページ、緊急通報システム事業委託料について教えていただきたいんですが。

このシステムの内容ですが、どのような内容になっているのか教えていただければと思います。

#### **吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長**

緊急通報システムの事業でございますけれども、ひとり暮らしとか、それに準じる高齢者の方のうち、例えば、持病をお持ちの方とか、そういった方につきましては、この緊急通報システムというものを自宅に設置をしております。これは、電話回線を使いまして、ボタンを押すだけで委託先の警備会社のコールセンターのほうにつながるという形になっております。その場でインターホンのような設備での応答ができますので、その応答の中で、現在の状況とか、どういったことでボタン押されたのかとか、そういったことをオペレーターの方が聞きまして、内容によって緊急性があると判断した場合にはオペレーターから救急車等の通報が行くということと、あるいは、近くに警備の巡回の者がおります。市内の支店を巡回しておりますので、その者に緊急の連絡がいった、その方のおうちに駆けつけると。そういったシステムになっております。

#### **伊藤克也委員**

ありがとうございます。

たしか、平成 25 年度は 259 名のところに設置をされておるというふうに認識をしているんですが、本年、それから人数的にどれくらいふえて、現在何名のところに設置をされているのか。その辺を教えてくださいと思います。

#### **吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長**

平成 25 年度年度末におきまして 259 人ということでございましたが、平成 26 年度末におきましては 244 人と、15 人ほど減少しているというところでございます。

#### **伊藤克也委員**

ありがとうございます。

そうしましたら、実際、この 244 名の方から緊急的な発信というところは、何件ほどあったのかを教えてくださいと思います。

### **吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長**

平成 26 年度におきまして、通報がございまして救急車等の緊急出動を要請した回数が 15 回でございます。そして、警備会社の方が機動的に出動したというケースが 118 回でございます。それで、通報の合計数といたしましては 1,307 回ございましたけれども、その中には試験的に発行したもの、あるいは、間違っただけで誤報で発行したものもございますけれども、緊急出動を要請した件数が 15 回、機動的に出動した件数が 118 回、あと、通報をされて相談をされた件数が 61 回。そのような具体的なケースになっております。

### **伊藤克也委員**

ありがとうございました。

いろいろ、試験的とか誤報も含めて、1,300 件前後の通報があったということで、市としては、効果をどのように判断されているのか。そこを教えていただければと思います。

### **吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長**

市といたしましては、高齢者の方が一人でも安心して暮らせるというような状況をこの緊急通報システムのほうもたらしめてくれていると判断をしております。

### **伊藤克也委員**

ありがとうございます。

次なんです、成果の説明書の 27 ページ、障害児施設支援事業等につきまして教えていただきたいんですが、平成 24 年度から平成 26 年度までの延べ対象者と支出額分が書かれておりまして、もちろん、述べ対象者数も年々増加をしているんですが、それと同時に、1 人当たりの支出額も、平成 24 年度が 3 万 3,250 円、それから平成 25 年度が 4 万 3,370 円、平成 26 年度が約 5 万 2,200 円というふうなところで伸びているわけなんです、恐らくよりよいサービスの充実をするために、そういった形でサービス内容とか、よりきめ細かいサービスを提供されているということで、1 人当たりの支出額が伸びているという認識でよろしいのでしょうか。

### **緒方 守社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長**

議員御質問の件なんですけれども、障害児施設給付費につきましては、平成 24 年度に児童福祉法の改正がありまして、それ以降、新たにそういうサービスを受けられる方につきましては、計画相談をつけるような形に制度が変わってきております。

それに伴いまして、一人一人に対して計画相談つくようになりましたので、さまざまなサービスを受けるような形ができるようになったことが一番の原因かというふうに考えております。

以上です。

## 伊藤克也委員

サービスの内容がより充実して、いろいろなサービスを受けられるようになったということですね。ありがとうございます。

できればそのサービス内容等もきちっと私も知っていきたいなというふうに思いますので、そういった資料等がありましたら、ぜひ拝見したいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから……、「資料要求は」と呼ぶ者あり）後で、「今いるか、後で」と呼ぶ者あり）後で結構です。

続きまして 44 ページ、の定期予防接種事業についてなのですが、この中のインフルエンザについてお伺いをしたいと思います。

今現在、鳥栖市では 65 歳以上の方に助成をされているということなのですが、例えば、ここに子供たち、そういったところに、やっぱり 2 人、3 人っていうふうに子育てをされている方、親御さんにとっては、2 回接種が基本というか、2 回したほうがいいよっていうふうにお聞きしていますので、かなり負担が大きくなるなっていうふうに感じるわけですね。

それで、確かに 65 歳以上、高齢者の方も予防接種は必要なことだというふうには思うんですが、例えば、現在 65 歳からされているのを、70 歳ぐらいからっていうふうな形にして、その分、子供たちに回していただくとか、そういったことができないのかというふうに思っているわけですが。

その辺いかがお考えなのかを教えてくださいと思います。

## 坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

現在、やっておりますインフルエンザの予防接種につきましては予防接種法の中で決められておりまして、対象年齢も 65 歳ということで国のほうで定められております。

以前は 3 歳からインフルエンザの予防接種を定期予防接種として実施をしていて、幼稚園児、小学校、中学校、高校生まで私たちも回ってやっていたんですけども、高齢者のほうがインフルエンザから肺炎に移行したりして、その致死率、死亡する可能性が高いということと、高齢者に接種したほうが費用対効果が大きいということで、65 歳以上の年齢に制限をされたわけでございます。

もちろん、現在も任意接種で、自費で受けられる方も結構多いとは聞いておりますけれど、乳幼児の予防接種につきましては、そこに記載しておりますように、まだたくさんの予防接種がございますので、市といたしましては、今のところ定期予防接種として定められている予防接種を、なるべく 100% 近く受けていただくように啓発していきたいと考えております。

## 伊藤克也委員



ありがとうございます。

たしか、昨日か一昨日かインフルエンザの効果を高めるために、現在、3種類のところを4種類ぐらいにふやされるということで、さらにその接種費用が値上げされるという報道もなされておりますので、やはり子育て世代の負担になってきていますので、何らかの補助、助成ができないものかなというふうに私自身が思っておりますので、国が65歳以上っていうふうに定めているっていうこともあるかとは思いますが、その辺の費用対効果っていうものを、私も数字で見たわけではないんですが、命にかかわる事、もちろん最重要課題ではありますけれども、子供たちの世代、もう少し手当ををしていただけたらっていうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最後にもう一点だけいいですか。91ページのスタジアム改修工事についてなのですが、昨年、フィールド改修をされておりまして、青々とした芝があるものだったというふうに私も思っていたんですが、8月ぐらいに3階席から見渡すと、かなりでこぼこ状態があつて、改修前よりもかなり芝の状態が悪いんじゃないかなっていうふうに私自身は認識しているんですが、市としては芝の管理を現状どのように捉えられているのか、教えていただければと思います。

#### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

大変御心配をおかけしておることに、まずはお詫びを申し上げます。

おっしゃったように、芝の状況が夏以降、非常に悪うございました。

一つは、芝が夏芝から冬芝にかわる時期に非常にことは雨が少なくて、暑かった。これはベストアメニティスタジアムだけでなく、ほかのところも同じ条件でございますけれども、一つ違うのが、芝を張ったばかりで根が十分に浸透していなかったもので、ことしの暑さで冬芝が芽を出すのがちょっとおくれたということが十分考えられます。おとといからオーバーシートに入っておりまして、このオーバーシートが終了すれば冬芝が十分にいつているような形になるかというふうに思っております。

ちょっと悪い条件が幾つか重なったものというふうに思っております。非常に御心配をかけて申しわけございません。

#### **伊藤克也委員**

天候にはなかなか勝てないというか、天候次第であり、自然芝なので、その辺の影響を受けているということだと思います。成績にも非常に関連しているような気持ちもしております。早く回復して、成績のほうも上向いていければなというふうに思っております。

それと、儀徳町の防御ネットを昨年500万円近くで、新しく、高くされているということなんですけれども、お話によると、ここがもう大人の野球に使えないというふうになってお

ると聞き及んでおります。せっかく大人用っていうか、場外にボールいかないように防御ネットを高くしたにもかかわらず、大人の使用が制限されて、野球を楽しみにしている大人の方たち行き場がなくなりつつあるというふうに危惧しているところではありますが、市としては、せっかく 500 万円かけて高くした防御ネットを立てたにもかかわらず使えなくしたっていう、その辺の経緯を教えてくださいと思います。

#### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

平成 26 年度に設置いたしました防球ネットは、ライト後方でございます。

ライト側は、まちづくり推進センター旧老人センターのほうでございまして、レフト側よりライト側の距離が短うございまして、旧老人福祉センターの屋根に当たって、そのもう一個先のおうちのほうにかなりいっていたということで、安全性を確保するために、ライト側を設置したものでございます。

今回、大人の使用を中止しておりますのは、特にレフト側のボールの出が非常に多うございまして、以前は竹林が立っておりまして、実際は飛んでいっていたのだろうと推測されますけれど、そこに昨年アパートが建っております。そこにボールがかなり飛んでいると。

1 つは、バット等の性能がかなり上がっている。カーボン製のバットで、聞くとところによりますと、今までのバットの 20% から 30% ぐらい飛距離が延びると。

それから、ボールについても飛ぶボールになっているというふうに聞いております。

それで、8 月から実際、大人の利用を中止させていただいております。

代替といたしまして、緊急的でございますけれども、休日等については基里中学校のグラウンド日曜日、月に 2 回程度でございますけれども、学校の御好意によりお借りして、緊急的な対応をとっております。

あと、大人の野球ができるところが基里の運動広場とそれから、市民球場でございますので、大人ができる野球ができる場所が 1 つ減ったということは、鳥栖市の野球の普及から見ると、解決しなければならない大きな課題だというふうに思っております。

#### **伊藤克也委員**

ありがとうございます。

せっかく立てたライト側の防御ネットが無駄になったかなっていうふうな思いもしておりますので、ややちぐはぐ感があるのかなっていうふうに思っております。しっかりと保全計画と申しますか、計画を立てていただいた上で、ぜひ、石丸次長もおっしゃるように、大人の野球、まだ大人の野球人口も多いというふうにお聞きしておりますので、健康長寿を目指す上でも、スポーツ振興を図っていただく上でも、そういった場の提供を今後、考えていただければなっていうふうに思っております。

以上です。

#### **古賀和仁委員長**

ほかにありませんか。

#### **飛松妙子委員**

済みません、健康増進課に3点お聞きしたいんですけれども。

まず1点は、説明書の40ページの妊婦歯科、健康診査事業ですね。ここに効果が「女性の生涯を通じた歯の健康及び乳児からの歯の健康についての意識啓発、口腔疾患の適切な歯科保健指導を行うことができた」という効果があるってことで書かれているんですけれども、対象者数が798人に対して受診者数が187人で23.4%ってことなんですけれど、平成25年はこれ、たしか98%くらいってたんじゃないかなと思ったんですけれども。

その辺を教えていただきたいんですけれども。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

妊婦の歯科健康診査事業につきましては、平成26年度からの新規事業でございます、平成25年度までは歯科医師会の御厚意で、無料で歯科医師会の先生方が妊婦さんの検診を行っていらっしゃったわけなんですけれども、その時は大体、受診率が12%、13%だっただろうと思います。

今回、平成26年度からは市の事業として取り上げましたので、母子健康手帳を交付するときに妊婦の方々にお1人ずつ、歯科の健康についての大切さっていうのをお話しして、その時に、この妊婦歯科検診の検診票をお渡しするようにしております。それで、平成25年度からすれば10%は受診率が上がったと。ちょっと喜んでいるところではございます。

以上です。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

ちょっと私の勘違いだったかと思います。

それで、今後も続くとは思いますが、できたら毎年度ごとの比較ができるようにしていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

次に、42ページのがん検診事業なんですけれども、今回、平成25年度と比べて平成26年度、受診率が上がっているということで、一目で見て肺がん以外は上がっていますので、すごく素晴らしいことだなと思って、大変にありがたいと思っています。

その中で、右手のほうに受診者年齢比較表までつくっていただいて、すごくわかりやすいなと思って、20代から60代までの方が1,300人プラスされたっていうところでは、高く評価をしていきたいと思っています。

すばらしいと思うんですけど、70代、80代が600人くらい減った原因を、何かつかまれているのなら教えていただきたいんですけども。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

確かな原因っていうのはわからないんですけども、私たちがちょっと想定してみますと、胃がんの検診とかにつきましては、バリウムを飲む胃透視を行っておりまして、年にお1人かお二人はバリウムを誤飲されて肺のほうに入れる方がいらっしゃるの、私達も70代以上の方については、あんまり積極的に胃がん検診をお勧めしていないっていうのがあるかなとは思っておりますけれど。これだけ人数が減った要因は、ちょっとまだそこら辺の分析はできておりません。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

もし、どこの検診が減ったのかがわかれば、また次への対策もできるかなと思っています。

あと、先ほどの胃がん検診、バリウム検診は誤飲が多いというのは、そうだと思いますので、ぜひ、ピロリ菌検査、今度、市民向けで健康セミナーをしたいと思いますので、またその時には御招待申し上げたいと思います。

また、平成27年度もさらにフルコースの日がふえているってことでお聞きしていますので、来年度この決算審査がすごく楽しみです、残り、しっかり頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、資料に載っていないんですけども、肝がん対策を優先的に行っていますっていうふうに言ってあった割には資料がないので、ことしどんなふうになっているかを御説明いただければと思うんですけども。

肝炎ウイルス、昨年資料には載っているんですね。

わかりますか、今、答えられますか。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

平成26年度の肝炎ウイルス検査につきましては、40歳以上の方の受診率が2.4%、それから、20歳代から30歳代の方の受診率が1.5%になっております。

これは、かなり低い数値が出ておりますけれども、対象者の中に、もう職場で受けてあったりとか、これ、一生に一回でいいものですから、職場で受けてあったりですとか、自分で病院で受けてありましたり、そこら辺、こちら把握ができないものですから、一応、市の検診の肝炎ウイルス検査を受けていらっしゃる方っていうのを全部対象にしていますので、これだけ低い数値が出ております。

#### **飛松妙子委員**

人数はわかりますか。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

C型肝炎ウイルスの受診者数につきましては、40歳以上の方が455名、20歳代から30歳代については232名、B型につきましては40歳以上が431名、20歳代から30歳代が220名です。

以上です。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

この健康診査を受けられた方の、数値とか、何かされていますか、市として。前回までは30歳以上だったんですよね。今回、20歳からですよね。

PRとか、健診の受診勧奨をどのようにされたかをお聞きしたいんですけども。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

肝炎ウイルス検査につきましては健康増進事業の中で国、県の補助が40歳以上になっております。

うちは単独補助がなく、単独事業として、以前は30歳代からにしておりましたけれど、それを平成25年9月から20歳以上の方を対象に行っております。

肝炎ウイルス検診の受診勧奨につきましては、特定検診とヘルスアップ検診を受けられるときに同時検診ができますので、そのときに、健診の履歴をお聞きしまして、受けたことがない方については、ぜひ受けていただくようにお勧めをしております。

それから、母子健康手帳を交付するときにも健康診査の無料券を渡しますもので、その中には肝炎ウイルス検査が入っているってことを妊婦さんに広く周知をしているところでございます。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

今のお話は、健康検診を申し込んだ方に案内を流しています、もう1つが、妊婦さんに母子手帳をお渡ししている時にお知らせをしています、ということよろしいですか。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

健康診査につきましては、申し込みではなく、対象者の方には全員通知を出しておりますので、その時に一般の血液検査と同時に肝炎ウイルス検査もできますっていうチラシを通知の中に同封しております。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

今、人数のほうを計算しますと、トータル 1,300 人くらいですかね。前回は約 900 人くらいやったんですよね、トータル。

違いますかね。（発言する者あり）あ、ダブっているんですね。B 型と C 型両方ですね。ってことは、700 人弱くらいですかね。（「そうです」と呼ぶ者あり）わかりました。ありがとうございます。

済みません、最後に一言だけ。

鳥栖市としてこれにすごく力を入れているのであれば、もっとこう受診率アップをすることがすごく大事なかなと思いますので、どうやったらもっと受診率をアップできるのかと、あと、受けているかもしれない、受けてないかもしれないっていうところですよ。ここを今後どうしていくかっていうところがすごく大事なかなって思いますので、できたら赤ちゃんの時に肝炎ウイルスワクチンを打っておけば、そういう心配はないのかなとふうに思うんですけども。

以上です。ありがとうございます。

#### **古賀和仁委員長**

ほかにありますか。

#### **松隈清之委員**

決算書の 57、58 ページ、分担金及び負担金の目 2．民生費負担金の節 2．児童福祉費負担金、保育料、不納欠損と収入未済額、出ていますけれど、ここら辺の取れていない部分の取り扱ってどうなっているんですかね。

#### **石橋沢預こども育成課長**

保育料の滞納につきましては、毎月、まず督促を発送しております。大体、月 50 件くらいの督促を出しております。毎月毎月、出しております、なかなか納めていただけない方につきましては、児童手当の振り込みをせずに、窓口のほうに来ていただいて、児童手当のほうからお支払いをしていただけないかどうか、その辺の御相談をさせていただいた上で、分割して納入をしていただいておりますけれども、途中でよそに転出等をされたりして、督促を出してもまたその先転出等をされて、なかなか所在がつかめない方がいらっしやいまして、そういう方について回収ができないというのが現実でございまして、今回、不納欠損 146 万 7,800 円。

これの内訳につきましては、11 世帯の方の未納分でございます。

#### **松隈清之委員**

転居、転出されていけば、なかなか追いかけるのは大変なんだろうなとは思いますが、滞納した時点で、1 回ちょっと遅れて、次払うとかっていうのは別ですけど、2 カ月とか滞

納してくると、大体その時点でわかりますよね。たまっていけば、それこそ払う気が失せるくらいになってしまう可能性もあるんですけども。

そこら辺の、滞納し始めた初期の段階での対応っていうのか、例えば、払えなくて払っていないのか、払わんでもいいかなと思って逃げ続けているのか、そこら辺ってどうなんですか。

#### **田中大介 こども育成課子育て支援係長**

世帯の所得に応じまして保育料は決定させていただいておりますので、市といたしましては、その世帯で払える額の保育料を頂戴しているという認識でいるところでございます。

そうしまして、滞納の初期段階におきまして、児童手当からの自主納付のお願いですとか、督促状といったところで、大きく膨らむ前の対応を心がけているところではございますが、結果として転出された方を中心といたしまして不納欠損につながっているという状況でございます。

#### **松隈清之委員**

全体的な人数も多いので、現時点での収入未済の3,300万円、これが多いのか少ないのかっていうのは、ちょっとよくわからんのですよね。

金額だけ見たら、3,300万円もあるのかという気もするけれども、人数とか、実際滞納されているのが1カ月ぐらいのやつがだあっと積み上がってこれくらいになっているのかどうかわからんけれども、実際、払えるのか払えないかっていうのは、初期の相談の段階……、悪質なのか、あるいは、保育料決まっているけれど、その後何か事情があって、ちょっと保育料を下げてもらわないかんとかっていう相談も含めて、早い段階に、なるだけ手を打たんと、たまっていったら情動的に払いたくなくなってくるのが人間やけんね。

そこら辺の初期の段階での対応はどこまでできているのかなっていうところなんですけれども、どうですかね。

さっきの児童手当からということよりも、「大丈夫なんですか」みたいな、例えば、本当に生活が苦しいのであれば、保育料以外の部分も考えないといかんところって出てくるじゃないですか。総合的にね、世帯として。

そこらの相談って乗ってあげられているのかな。どうなんですかね。

#### **石橋沢預 こども育成課長**

もちろん、払うことができないということで、保護者さんのほうから御相談があれば、いろんな事情で、前年度の所得はそうだったけれども、現在、支払い能力が非常に厳しいということであれば、そういう御相談を実際受ければ、例えば、母子であれば母子のほうの相談であつたりとか、最悪、生活保護の御相談とか、そちらにつなげることは可能なんですけれ

ども、長く滞納される方は、なかなか連絡がとれない。

というのは、相談にもなかなか出てきていただけないというのが現状ではあるかと思いますがすけれども、ただ、園のほうからも子供さんは預けにいられているわけですので、保護者の方にお声がけをしてもらおうとか、そういった対応はしていただいているところです。

#### **松隈清之委員**

もちろん仕事をしているからね、保育所に預けられているっていうことを考えれば、普通に昼、電話しておるわけではないと思うわけですね。

だから、それが、払わんで済むんやったら払いたくねえなみたいな、そのうち時効になって、みたいな感じで思っている人も中にはおるかもしれんですたいね。

そこはきちっと対応をせないかんし、逆に、別に相談がなくても困っとるかもしれんわけですたいね、向こうは言わなくても。

だから、早い段階でっていうのは、そこをなるべく把握する努力っていうのかな、例えば、悪質であれば、もう預けられんようにしますよと。いや、そうだと思うんですよ。本当に払えるんだったら払ってもらわないかんし、払えんのやったら、保育料自体を考え直さないかんし。本当は払えるはずなのに払わないんだったら、いやもう預けられませんか、くらいまで含めて、きちっと対応していかないと、それで預けられん人が居るわけやないですか、待機児童がおるわけやけん。

だから、相談があるなしっちゅうより、こっちからもっと積極的に、どうにかして連絡とるとかね、それこそ保育所には迎えに来るわけだから。会えないなら、そこら辺の連携をもっととるなりして、そこは対応していかないと、やっぱり、悪質な人もおると思うんですよ。あるいは、相談せないかんと思いつつも、なかなか踏み切れん人とかも。

そこらの理由をきちっと分けて、どちらにしても、きちんとした体制で、厳しくなり、もっとう踏み込んで支援するなりっていうのは、考えてもらいたいと思います。

#### **古賀和仁委員長**

ほかに。

#### **尼寺省悟委員**

4点ほどお聞きしたいんですが、時間はよかですかね。きょう、きつくない。

#### **古賀和仁委員長**

簡潔に。

#### **尼寺省悟委員**

簡潔に。ぜひできるだけ。

まず、保育園の件で36ページですね。



ここでちょっとお聞きしたいのは待機児童、今、数字がわからなかったら、後でもいいです。当初と3月の待機児童と入所待ち児童の数。

2番目ですけれども、例えば、下野園に自分は行きたいけれども、下野園がいっぱいで鳥栖いづみ園しかありませんよといった場合は、待機児童ではなくて入所待ち児童というふうカウントされるわけかな。いいんですね。

イエスカノーで。

#### **田中大介 こども育成課子育て支援係長**

まず、後段の質問から先にお答えさせていただいてもいいですか。（「それでいい。前半、後でいい」と呼ぶ者あり）

特定の園を希望されて、入所できていない方につきましては、従来どおり入所待ち児童ということで計上させていただくこととなっております。

#### **尼寺省悟委員**

待機児童とはカウントされないということよね。

#### **田中大介 こども育成課子育て支援係長**

はい。

#### **尼寺省悟委員**

いいです。

それから、いわゆる第1希望に行けなかった人の割合がどれぐらい……、わからなかったら後でいい。

#### **田中大介 こども育成課子育て支援係長**

済みません。お答え、後で行わせていただきます。（「それから、先ほど……、」と呼ぶ者あり）

#### **尼寺省悟委員**

先ほど、待機児童の数、飛松委員から質問があったけれども、保育士さんの問題ということで、私は1つの問題として、待遇の問題があると思うったいね。待遇の問題とはどういうことかって言うと、仕事が重大性に見合わない、給与が低過ぎるということがあると思うんやけれども、その辺についてどうお考えかということが一つ。

あと数字——わからなかったら後でいい——正規の雇用者と非正規の雇用者の比率、賃金の差を聞きます。（「それは、公立の、私立の」と呼ぶ者あり）公立、私立、いずれも。

#### **田中大介 こども育成課子育て支援係長**

まず、保育士の処遇についてでございますが、これは本市のみならず全国的な課題として問題になっているところでございまして、平成27年度からの新制度におきましても、処遇の

改善を図るということでの、重点的な給付費の配分が行われているというところでございます。

それで、正規の保育士と非正規の保育士の比率でございますが、現状ちょっと数字を持ち合わせておりませんので、また改めたいと思います。

#### **尼寺省悟委員**

だから、私が一度聞いたかったのは、処遇、待遇が低過ぎるということがあってなかなか集まらない大きな原因じゃないのかという質問だった。

それに対する認識はどうですか。

#### **田中大介 ども育成課子育て支援係長**

保育士の賃金の問題も保育士不足の要因の一つであることは、認識をしているところでございます。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

児童センターについて質問します。児童センターについては、さっきも言ったように平成25年度はあるけれども、平成26年度はないというふうなことになるので、まず数字を聞きます。わからなかったら後でいいです。開催回数と延べ参加人数、それから幼児と小学生とに分けた数字。

今、わかりますか。

#### **石橋沢預 ども育成課長**

開催回数は、幼児の分では3歳からの広場が73回、フリールームが298回でございます。

小学生は……、「全体を聞ければいい」と呼ぶ者あり）全体は568回です。（「人数」と呼ぶ者あり）

人数が、延べ参加人数になりますが、1万263人でございます。（「それで、そのうちの幼児」と呼ぶ者あり）

そのうちの幼児が7,126人です。

#### **古賀和仁委員長**

尼寺委員、質問する時は必ず挙手をしてお願いします。（「はい、済みません」と呼ぶ者あり）

#### **尼寺省悟委員**

幼児と小学生については、圧倒的に幼児が多いわけですね。

それで、児童センターっていうのは当然、小学生4年生まで、行っているというようなことで、ほとんどが幼児と。

例えば、私が知っている団体で春日市——成富さんが行っている所やけれども——たしか中学校単位で児童センターがあって、ある意味ではそこが留守番家庭的な役割も果たしているということを聞くね。

それで、通学する場合についても、そこに行く場合についても無料のコミュニティーバスが通っているということなんやけれども。

鳥栖市として、そういった形で、もう少し小学生を入れる、充実させるような、そういった方向性っていうのは、何か考えていることはあるのかと、そういう質問です。

#### **田中大介 子ども育成課子育て支援係長**

小学生の放課後対策というところかと思いますが、教育委員会のほうで放課後児童クラブがなされているところでもございまして、本課といたしましては乳幼児に特化した形の支援のほうをまず充実させていきたいと思っております。

以上でございます。

#### **尼寺省悟 委員**

私はこれをどうのこうのせいとか、是非については言わんけれども、確かに、これは地区の社協のところにあって、今、バスがないから、ほかの学校終わって来るっていうのはなかなか難しいけれどね。一つの考え方として、小学生をもっと充実させることもどうかな、というふうに思ったから質問しただけです。

次の質問です。成果の 29 ページですね。

認定率が出ていますよね、要支援、鳥栖市の認定者、介護保険の。これは、きのうの議会の視察報告会でも言ったんですが、和光市の場合は認定率が 10%以下と。一方、鳥栖市は 18%くらいと。

和光市の場合は、申請するとき、窓口でやると。要するに今の介護保健の——私は改悪と思っているけれども——前もってやっていると。あるいは、「卒業」させると、介護保険の「卒業」と。その前提として、受け皿が極めて充実しているという側面はあるけれども。

そこで質問やけれども、鳥栖市において、介護保険の「卒業」といった考え方はあるのか、それをまず聞きたい。

#### **吉田忠典 社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長**

介護保険からの「卒業」ということでございますけれども、要介護認定、要支援の状態、要介護状態になって、それから改善をするということになって要支援、要介護から外れるということを「卒業」というふうにおっしゃっているかとは思いますが、方向性としては、非常にそれは喜ばしいことだと考えております。

ただ、高齢者になりますとなかなか、身体機能とかが低下をしてきますので、非常に改善

というのが難しいというところが否めないところでございますけれども、鳥栖市といたしましても改善を目標に、あるいは現状の維持、そういったところを積極的に進めていきたいと考えております。

#### **尼寺省悟委員**

違う。今の質問の中で、今までやったことがあるかという部分に対しては答弁がない。

#### **吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長**

今までやったことがあるかという御質問でございますでしょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

それは例えば、御本人様が改善をされて「卒業」に至ったと、行政が「卒業」させたと、どっちと……、（「両方」と呼ぶ者あり）要介護認定、要支援認定のほうから改善した場合にはそれは、基本的には、要介護認定の審査会のほうで判断をされます。行政のほうから、この方を「卒業」させてくださいとかそういったことは、もちろん言うわけもございますし、本人様の努力の結果、改善をされたということで「卒業」をされたというのは、ケース的にはちょっと私どもも存じ上げませんけれども、あっているかどうかというのも、私どもも把握はしておりません。

#### **尼寺省悟委員**

今後の問題として、平成 28 年から認定の仕方がかわって、和光市と同じような形で窓口の段階で一般職員が 25 項目のチェックリストをして、振り分けるわけやね。あなたは介護保険サービスと、あなたは地域支援事業という形で。

そうなってくると、今まで以上に受け皿、そういった介護保険の適用しない人たちをどうやってやっていくかということになっていくけれども、現状で本当にそういったことで問題ないのか、その辺を聞きたいんですけれども。

#### **吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長**

今、委員おっしゃられるように、「卒業」のため、改善をして、要介護状態からの脱却というところにありましては、受け皿っていうのは非常に重要な問題なってくると考えております。

私たちのほうといたしましても、国が示したガイドラインに沿いまして、新たな事業の展開を考えているところでございます。

それとは別に、各住民の方御自身たちでも、そのような介護予防に向けた取り組みといったのもあちらこちらで現在、芽生えております。

私たちも、そういうふうな動きも大切にしながら、受け皿づくりというのは積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

## 尼寺省悟委員

現状では、受け皿は不十分やろ、十分ではないと。あと2年あるから、2年の間に何とかやっ払いこうということなんよね、現状では。

## 吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

要支援の方の通所介護、あるいは訪問介護というのが介護給付から外れるということでございまして、今後、その部分が、市町村事業になるというところでもございまして、市町村といたしましては、従来までのサービスについては引き続き市町村事業のほうでやれるというようなところもございまして。

それとはまた別に、設置の基準、例えば、人員配置等を非常に緩やかにしたような、新たなサービスといったものをつくるような形になりますけれども、既存の事業者のほうに現在、そういったサービスをしていただけるように、お話のほうは進めているところでございます。

したがって、現行のサービス分の替わりといたしましては十分とは申し上げませんが、満たしているのではないかと。

それとは別に、国のほうはまた新たなサービスを求めているというところもございまして。この新たなサービスが、現状ではNPOとかボランティアとか、そういった方の自主的な活動によるところを期待をされているというところもございまして、そういった点で、なかなかサービスの受け皿として新たなサービスボランティアの方とかNPOの法人の活動というところが、まだ十分進んではないかなと感じているところでございます。

## 尼寺省悟委員

満たしているけれども、不十分ではないかなと……、ようわからんけれども。

簡単な言い方ばってんが、和光市の場合、9%。18%……、いろんな要因はあるけれども、和光市ほどは受け皿は満たしていないと。別に和光市のことをどうのこうの言うわけではないけれど。

その辺、受け皿は満たしていると思うわけ、今の段階でも十分だと。十分ではないんやない。

## 吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

まことに申しわけないんですけども、和光市がどのような事業をやっているのか、私たちの事業とどのような違いがあるのかっていうのは、私、十分把握をしておりません。勉強不足でございまして、今の質問にはなかなかお答えをするのは難しいと思っております。

## 尼寺省悟委員

私は別に和光市が全部いいと言っているわけじゃないけれどもね。いいです。後でまた質

問します。

最後の質問ですが、鳥栖市のロードレース、決算書の 248 ページ。

300 万円出ておりますけれど、今の鳥栖市のロードレースの参加者の傾向、ふえているか減っているのか、参加者の人数、どれくらいなのかと。おおよそでいいです。

#### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

ロードレース自体は、平成 21 年度は 1,094 人、平成 22 年度が 1,195 人、平成 23 年度が 1,390 人、平成 24 年度が 1,377 人、平成 25 年度が 1,465 人、平成 26 年度が 1,436 人となっております。

#### **尼寺省悟委員**

1,436 人ということで、ふえていることはふえているようなんです。

私の質問としては、もう少しこれを拡充できんのかという質問なんです。

1 つは健康ということもあるし、ジョギングブームということと、もう 1 つは年齢が 64 歳までなんよね。だから、団塊の世代といったものはもう参加できないという形になるったいね。

そして、例えば小郡市の場合は、ハーフマラソンまでやっているというようなことで、7,000 人ぐらい集まっていると。鳥栖市の場合は 1,000 人と。

これがフルマラソンになれば、佐賀市みたいにもっともっと何万人も来るという形で、距離がふえればふえるほど参加者がふえてくると。

結果としてそれが健康増進につながっていくという意味を込めて、10 キロメートルを例えばハーフマラソンとか。あるいは、特にこれ私が思うけれども、64 歳、これをなくしてしまうと。ああいうロードレースに参加する人は、やっぱり健康なんよ、60 歳になったって、70 歳になったって走れるったい。これ自体は、事故が起きたって自己責任だから、反対、反対って、そりゃ自己責任なんよね。

そういった意味で、鳥栖市の全体としての健康づくりの活動をやっているというようなことを含めてみて、やはり、距離を伸ばすとか、あるいは、参加者の年齢制限を撤廃するとか、そういったことをするべきと思うけれど、その辺の考え方について。

#### **石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

ロードレースは、以前は文化会館のところを出発してバイパスのほうを走っていたりしておって、その後は、陸上競技場を出発、ゴールとして、バイパスを使っていたんですけども、バイパスが無料化になりまして、交通量が格段に多くなったということで、道路許可がおりなくなったということで、スタジアム周辺にコースをかえております。

今現在も交通規制をかなりかけておりまして、道路許可をする警察のほうからは毎年非常

に厳しい御意見をいただいております、今の状態で開催をするのがやっとという状況でございます。

小郡市さんとかもいろいろされていると思いますけれども、あそこが全然交通渋滞がないとか、そういうことではなくて、うちで今、ある程度距離がとれるのが、スタジアム周辺、あと山のほうというのも考え方はありますけれども、そこはちょっと難しいかなということでは思っております。

参加者については、65 歳以上の方は、10 キロメートルについては、64 歳の方までというふうにさせていただいておりますけれども、5 キロメートルコースは 65 歳以上の方でも参加できるようにしております。

また、昨年度から、ファミリーコースを設置いたしまして、親子、それから、おじいちゃんとお孫さんが一緒に走られるというようなコースも昨年から設置させていただいております。

それで、距離を伸ばすのではなくて、気軽に参加していただけるような形を現在、目指しております。

それと、制限時間は 5 キロメートルも 10 キロメートルも設けさしていただいております、特に 10 キロメートルはもう関門閉鎖まで設けないと、許可がおりない状況でございます。そういう状況もあって、どこで線を引くかということところで、年齢で制限をさせていただいておるというふうに思っております。

体育協会、それから陸上競技協会、スポーツ推進委員協議会、それから市で実行委員会を組織しております、本年度につきましては、昨年度同様の種目を行うことが既に決定されております。

今、委員がおっしゃったような御意見があるということは、実行委員会の中でお伝えしていきたいと思っております。

以上でございます。

## **尼寺省悟委員**

今まで 64 歳で 10 キロメートルを走っていた人が、65 歳になって走れないと。特に団塊の世代、非常に多いし。結果として、小郡市に行くと。鳥栖市ではできないというような話も、私の知っている人、いっぱい聞くったいね。

それから、山の中ではどうかという話があったけれど、九千部林道が開通したと。もちろん、でこぼこで大変やけれども。あの辺を利用するのも一つの手じゃないかと。あそこやったら、距離をいっぱいとれるし、片道二十何キロあるというようなことで。

そういった意味で、やっぱり参加者をふやす……、特にお年寄りの方、元気な団塊の世代

これは要望です。答弁要りません。

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

この同和会の部分については、あしたするという事でお願いします。

暫時休憩いたします。

~~~~~

再開いたします。

橋本有功市民環境部長

本委員会では、一般会計決算、国民健康保険特別会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の3議案の御審議のお願いをいたしております。

市民環境部につきましては、市民協働推進課、市民課、国保年金課、税務課及び平成 26 年度は環境経済部でございました環境対策課の 5 課で構成されたところでございます。

市民環境部は、市民協働推進や国際交流、男女共同参画に関する業務、戸籍関係や旅券等

古賀和仁委員長

これより市民環境部関係議案の審査を行います。

市民環境部関係の議案は、議案乙第 27 号から第 29 号までの 3 議案であります。

それでは、議案乙第 27 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

平塚俊範税務課長

議案乙第 27 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計決算認定について、市民環境部関係分について歳入の主なものを説明させていただきます。

決算書の 51 ページ、52 ページをお願いいたします。

まず、款 1. 市税全体といたしましては、昨年度と比較しますと収入済み額で 28 万円の減収となっております。徴収率が 96%と、0.2%の増となっております。徴収率の内訳といたしましては、現年課税分の収入済み額で 5,975 万円の増、徴収率 98.8%、で、対前年度比、同率です。滞納繰越分の収入済み額で 6,003 万円の減、徴収率が 21.2%で、対前年度 6.8%の減となっております。

個別の税を昨年度と比較いたしますと、項 1. 市民税、目 1. 個人、節 1. 現年課税分につきましては、6,656 万円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、個人均等割の増額と納税義務者増に伴うものでございます。

節 2. 滞納繰越分につきましては、前年度比で 1,997 万円の減となっております。

次に、目 2. 法人、節 1. 現年課税分につきましては、対前年度比で現年課税分の収入済み額は 1,168 万円の増となっております。

次に、項 2. 固定資産税、目 1. 固定資産税、節 1. 現年課税分につきましては、調定額で土地課税分が地価の下落などにより、対前年度比で 1.7%の減少、家屋課税分が 0.03%の増。また、償却資産課税分は、年次経過の減耗分で 0.29%の減となっており、収入済み額といたしましては、約 2,446 万円の増となっております。

次に、目 2. 国有資産等所在市町村交付金の現年課税分につきましては、鳥栖市内に国県が所有している固定資産税の相当額に対して交付される交付金で、収入済み額は対前年度比で 6 万円の減となっております。

次に、項 3. 軽自動車税の現年課税分につきましては、収入済み額は対前年度比約 520 万の増となっております。

次に、項 4. 市たばこ税の現年課税分につきましては、全国的に喫煙者が減少しており、

収入済額の対前年度比は 2,797 万円の減となり比率として 4 %の減となっております。

次に、項 5. 都市計画税の現年課税分につきましては、収入済額は対前年度比で 168 万円の増となっております、滞納繰越分と合わせますと徴収率は 96.5%となっております。

次に、項 6. 入湯税につきましては、収入済額は対前年度比 8 万円の増となっております。

以上です。

宮原 信市民協働推進課長

次に、決算書 57 ページをお願いいたします。

57、58 ページでございます。ページの中ほどでございますけれども、款 14. 使用料及び手数料について御説明申し上げます。

まず、項 1. 使用料、目 1. 総務使用料、節 1. 総務管理使用料のうち、備考欄 3 行目のまちづくり推進センター使用料につきましては、各地区のまちづくり推進センターの使用料収入でございます。

以上です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

続きまして、59、60 ページをお願いいたします。

一番上の段になります。

目 3. 衛生使用料、節 2. 環境衛生使用料のうち、斎場使用料につきましては、平成 26 年度の斎場利用 58 件のうち、市外者の有料使用 23 件分の使用料でございます。

以上です。

岡本昭徳市民課長

同じく、59、60 ページをお願いいたします。

下のほうでございます。

款 14. 使用料及び手数料、項 2. 手数料、目 1. 総務手数料のうち、節 1. 総務管理手数料につきましては、印鑑証明等手数料 2 万 1,867 件及び臨時運行許可手数料 732 件分でございます。

以上です。

平塚俊範税務課長

節 2. 徴税手数料につきましては、督促手数料は、はがき等での督促による 100 円の手数料であり、納税・所得証明書手数料及び評価証明手数料は 1 件当たり 300 円の手数料であります。

以上です。

岡本昭徳市民課長

同じく、61、62 ページをお願いします。

その下でございます。

目 1. 総務手数料のうち、節 3. 戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明手数料 1 万 4,803 件、住民票証明手数料 3 万 5,207 件及び諸証明手数料 1,252 件分でございます。

以上です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

同じく、目 2. 衛生手数料のうち、節 2. 環境衛生手数料につきましては、狂犬病予防注射の注射済票や、新規登録時の鑑札の交付手数料などでございます。

続きまして、その下の節 3. 清掃手数料のうち、備考欄 1 行目のごみ処理手数料につきましては、指定ごみ袋の販売実績による手数料でございます。また、廃棄物処理依頼手数料は、2 トントラックによる粗大ごみ等の臨時収集と小動物死骸の一般持ち込みに係る処理手数料でございます。

以上です。

岡本昭徳市民課長

続きまして、65、66 ページをお願いいたします。

下のほうでございます。

款 15. 国庫支出金、項 3. 委託金、目 1. 総務費委託金、節 2. 戸籍住民基本台帳費委託金につきましては、入管法上の在留資格により、日本に中長期間在留する外国人についての、中長期在留者居住地届出等事務委託金でございます。

以上です。

吉田秀利国保年金課長

その下の、目 2. 民生費委託金のうち、節 2. 国民年金事務取扱費委託金の国民年金事務費交付金につきましては、市が国民年金の資格の取得や喪失等の事務を国から法定受託事務として委託されておりますことから、この事務処理に要する人件費や物件費などの経費につきまして交付されるものでございます。

次のページ、67 ページ、68 ページをお願いいたします。

款 16. 県支出金、項 1. 県負担金、目 1. 民生費県負担金、節 1. 社会福祉費県負担金のうち、上から 2 行目の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分につきまして、県がその 4 分の 3 を負担するものでございます。

以上です。

宮原 信市民協働推進課長

同じページの下のほうでございます。

項 2. 県補助金、目 1. 総務費県補助金、節 1. 総務管理費県補助金のうち、備考欄の上から 2 行目の身近なユニバーサルデザイン(トイレ洋式化)推進事業補助金につきましては、町区公民館等のトイレ洋式化工事に対し、県が助成をするものでございます。

その下の消費者行政活性化事業費補助金につきましては、各市町の消費生活センターの機能強化などに対しまして、県が助成するものでございます。

消費生活相談員 1 名分の人件費と研修費がその対象となっております。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

少し飛びますけれども、続きまして、71 ページ、72 ページのほうをお願いいたします。

上から 2 段目になります。

款 16. 県支出金、項 2. 県補助金、目 3. 衛生費県補助金、節 2. 清掃費県補助金につきましては、不法投棄監視カメラの借上料や不法投棄物の撤去費用、警告看板製作費など不法投棄防止、啓発事業等に対する県補助金でございます。補助率は 10 分の 10 となっております。

以上です。

平塚俊範税務課長

次に、73 ページ、74 ページをお願いいたします。

項 3. 委託金、目 1. 総務費県委託金、節 2. 徴税費委託金につきましては、県民税を市県民税として市民税と一緒に徴収にいたしますもので、納税義務者 1 人当たり 3,000 円を、県民税徴収委託金として県より受け入れたもので、納税義務者数 3 万 3,989 人分の、県民税徴収委託金及び県税分の過誤納金の還付金であります。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

続きまして、75 ページ、76 ページをお願いいたします。

款 17. 財産収入、項 1. 財産運用収入、目 1. 財産貸付収入、節 1. 土地貸付収入のうち、備考欄中 4 行目の廃棄物処理施設敷地につきましては、轟木町の不燃物処理場跡地約 4,900 平米を有限会社鳥栖環境開発総合センターへ貸し付けている土地の賃料でございます。

以上でございます。

宮原 信市民協働推進課長

同じページの下のほうでございます。

項 2. 財産売却収入、目 1. 不動産売却収入、節 1. 土地売却収入、こちらの 1 億 1,047

万 264 円のうち、1 億 456 万 9,416 円につきましては、弥生が丘まちづくり推進センター建設用地残地の売り払い収入でございます。

以上です。

平塚俊範税務課長

次に、79、80 ページをお願いいたします。

款 21. 諸収入、項 1. 延滞金加算金及び過料、目 1. 延滞金、節 1. 延滞金につきましては、市税納付遅延による延滞金として徴収したものでございます。

以上です。

吉田秀利国保年金課長

次のページ、81 ページ、82 ページをお願いいたします。

同じく、款 21. 諸収入、項 4. 受託事業収入、目 1. 受託事業収入、節 1. 民生費受託収入のうち、2 行目の後期高齢者健康診査事業受託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送等に係る人件費や物件費などの経費につきまして、佐賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れるものでございます。

以上です。

宮原 信市民協働推進課長

次に、決算書 85 ページ、86 ページをお願いいたします。

こちらの項 6. 雑入、目 4. 雑入、節 4. 雑入のうち、備考欄の上から 3 行目でございます。コミュニティ助成金、こちらの 1,530 万円のうち 1,500 万円につきましては、財団法人自治総合センターの助成事業で採択を受けました原古賀町公民館の大規模改修工事に対する助成金でございます。

続きまして、その 4 行下でございます。

まちづくり推進センター雑入、こちらにつきましては、各地区のまちづくり推進センターに置きます自動販売機や電話料、コピー機使用料などの収入でございます。

以上です。

吉田秀利国保年金課長

同じページ中ほどに民生雑入のうち、上から 7 行目、県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合への派遣職員 1 名分の人件費相当分のほか、平成 26 年度療養給付費の確定に伴う精算による返還金などを広域連合から受け入れるものでございます。

その下、県後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業費補助金につきましては、後期高齢者のはり・きゅう施術助成事業などに係る経費の一部を広域連合から補助金で受け入れる

ものでございます。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

次に、87、88 ページをお願いいたします。

同じく雑入のうち、環境対策関係分につきまして、備考欄3行目、衛生雑入のうち、すぐ下の指定ごみ袋広告収入につきましては、指定ごみ袋本体及び帯封の広告枠への掲載料でございまして、1件20万円の4件分ということになっております。

その下の鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入は、本市から同組合へ派遣しております職員2名分の人件費相当分を受け入れたものでございます。

続きまして、その下の平成25年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金清算金につきましては、平成25年度分組合負担金の精算に伴う返還金でございます。

以上でございます。

宮原 信市民協働推進課長

続きまして、次のページでございます。89、90 ページをお願いいたします。

一番下のほうでございます。

款22. 市債、項1. 市債、目1. 総務債、節1. 総務管理債の備考欄3行目でございます。

弥生が丘まちづくり推進センター建設事業につきましては、同センターの建設に関する借入金でございます。

以上をもちまして、歳入についての御説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。

決算書の109 ページをお願いいたします。

下のほうでございますけれども、款2. 総務費、項1. 総務管理費、目10. 市民協働推進費から順次説明をいたします。

まず、目10. 市民協働推進費の主なものについて申し上げます。

節8. 報償費につきましては、弁護士等によります法律相談の謝金、国際交流アドバイザー、協力者への謝金、男女共同参画懇話会の委員謝金などが主なものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

111 ページ、112 ページでございます。

中ほどでございますけれども、節13. 委託料につきましては、消費生活相談員によります消費生活相談業務委託料、男女共同参画啓発事業委託料、夢プラン21事業委託料でございます。

続きまして、その下のほうでございますけれども、節19. 負担金補助及び交付金につつま

しては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内 76 町区に対します自治会活動費補助金及びまちづくり推進協議会に対します補助金などが主なものでございます。

次にその下、目 11. まちづくり推進センター費の主なものについて御説明を申し上げます。

節 7. 賃金につきましては、まちづくり推進センター職員 34 人の賃金でございます。

節 8. 報償費につきましては、まちづくり推進センターの一般教養講座や、放課後子ども教室事業の講師謝金が主なものでございます。

節 11. 需用費につきましては、各地区のまちづくり推進センターの光熱水費や修繕料が主なものでございます。

続きまして、次のページ、113 ページ、114 ページをお願いいたします。

上のほう、節 13. 委託料につきましては、各地区のまちづくり推進センターの施設管理運営委託料とまちづくり推進センターの麓及び旭並びに鳥栖分館、田代分館及び基里分館の浴室改修工事实施設業務委託料及び弥生が丘まちづくり推進センターの新築工事監理業務委託料が主なものでございます。

その下のほうでございます。

節 15. 工事請負費につきましては、弥生が丘まちづくり推進センターの新築工事費とまちづくり推進センターの浴室改修工事費が主なものでございます。

続きまして、次のページ、115 ページ、116 ページをお願いいたします。

一番上でございます。

節 17. 公有財産購入費につきましては、弥生が丘まちづくり推進センターの用地約 1,630 平方メートル分の取得費でございます。

次に、節 18. 備品購入費につきましては、弥生が丘まちづくり推進センター施設用備品の購入費でございます。

その下のほう、節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、町区公民館等を対象に助成を行いますトイレ洋式化推進事業補助金と町区公民館の大規模改修を対象に助成を行いますコミュニティ事業補助金が主なものでございます。

以上です。

平塚俊範税務課長

同じく、115 ページ、116 ページをお願いします。

款 2. 総務費、項 2. 徴税費、目 1. 税務総務費の主なものにつきましては、節 2. 給料、節 3. 職員手当及び節 4 共済費につきましては、税務課職員 30 名中 28 名分の人件費でございます。このうち、職員手当等の特殊勤務手当につきましては、賦課事務従事者手当として市民税係 8 名、固定資産税係 9 名の職員に月額 1,000 円を支給しております。

徴収事務従事者手当につきましては、納税交渉、納税相談、差し押さえ等の手当として管理収納係の10名の職員に月額5,000円を支給しております。

次に、目2. 賦課徴収費の主なものについて御説明いたします。

117 ページ、118 ページをお願いいたします。

節1. 報酬につきましては、滞納整理指導員報酬でございます。国税OBの方による徴収担当職員に対する滞納整理事務及び差し押さえ物件の換価公売に関する指導をお願いしております。

節7. 賃金につきましては、窓口繁忙期の事務員補助及び確定申告、当初賦課に係る事務員補助職員賃金でございます。

節11. 需用費の主なものにつきましては、消耗品ではトナーやインクカートリッジであり、印刷製本費では市税口座振替依頼書等でございます。

節12. 役務費の主なものにつきましては、通信運搬費では、納税通知書、督促状の発送に要する郵便料、コンビニ収納事務手数料、クレジット収納事務手数料及び差し押さえのための財産調査手数料の経費でございます。

節13. 委託料の主なものにつきましては、固定資産税システム委託料は、システム関連機器の保守点検委託料であり、固定資産評価業務委託料は、土地下落等に伴う課税の適正化を図るため、佐賀県不動産鑑定士協会に委託しているものであります。

節14. 使用料及び賃借料の主なものにつきましては、固定資産税の課税のための家屋及び土地評価システムの賃借料及び地方電子申告支援システム等の使用料などでございます。

節19. 負担金補助及び交付金の主なものにつきましては、鳥栖地区たばこ販売対策協議会負担金、地方税電子化協議会負担金及び各種協議会等の負担金でございます。

節23. 償還金利子及び割引料につきましては、市県民税、固定資産税の更正に伴います還付金及び法人の確定申告に伴います市税の還付金でございます。

以上でございます。

岡本昭徳市民課長

同じく、117、118 ページの下の一歩下と119 ページ、120 ページをお願いいたします。

款2. 総務費、項3. 戸籍住民基本台帳費、目1. 戸籍住民基本台帳費の主なものについて御説明をいたします。

節2. 給料、節3. 職員手当等、節4. 共済費につきましては、市民課長以下、18名分の人件費でございます。

節11. 需用費の主なものは、住民票の偽造防止用紙などの消耗品費でございます。

節14. 使用料及び賃借料の主なものは、戸籍総合システムの借上料でございます。

以上です。

吉田秀利国保年金課長

少し飛びまして、141 ページ、142 ページをお願いいたします。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 6. 後期高齢者医療費でございます。

節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合に派遣しております職員 1 名分の人件費でございます。

節 7. 賃金から節 13. 委託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送等の事務に係る人件費、物件費などの経費でございます。

次のページ、143 ページ、144 ページをお願いいたします。

節 19. 負担金補助及び交付金のうち、療養給付費負担金につきましては、鳥栖市の後期高齢者に係る医療費に対する公費負担分でありまして、市の負担割合は対象額の 12 分の 1 となっております。

その下、はり・きゅう助成金につきましては、はり・きゅう施術料として後期高齢者 1 人当たり 1 回につき 1,000 円を助成するものでございます。

節 28. 繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、佐賀県後期高齢者広域連合の事務経費などの共通経費に対する負担金及び低所得者の保険料軽減分を補填するための保険基盤安定負担金につきまして、後期高齢者医療特別会計に繰り出しを行うものでございます。

また、少し飛びまして決算書の 153 ページ、154 ページをお願いいたします。

下のほうでございますけれども、款 3. 民生費、項 4. 国民年金事務取扱費、目 1. 国民年金費の節 2. 給料から、次のページ、節 4. 共済費につきましては、国民年金事務に従事する職員 3 名分の人件費でございます。

節 7. 賃金につきましては、臨時職員の人件費となっております。

また、節 11. 需用費から節 13. 委託料につきましては、国民年金事務処理に要する経費でございます。

以上です。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

続きまして、環境対策課分について御説明いたします。

少しページ飛びますけれど、161 ページ、162 ページをお願いいたします。

款 4. 衛生費、項 2. 環境衛生費、目 1. 環境衛生総務費の節 13. 委託料のうち、備考欄の 2 行目になります残土処理委託料につきましては、各町区の側溝清掃などで発生したしゅんせつ残土に収集運搬処理をするための委託料でございます。

その下の節 18. 備品購入費のうち、備考欄 1 行目の自動車購入費につきましては、ボランティアごみの回収等に使用する軽ダンプ自動車の購入費用でございます。

続きまして、目 2. 斎場費のうち、節 2. 給料から節 4. 共済費までは、斎場担当職員 1 名分の人件費でございます。

続きまして、節 11. 需用費のうち主なものといたしまして、備考欄一番下の燃料費、次の 163、164 ページになりますけれども、備考欄の 1 行目光熱水費につきましては、火葬に要した灯油代及び電気料などが主なものでございます。

また、163、164 ページの備考欄の 2 行目になりますけれども修繕料につきましては、火葬炉内の耐火物張り替えや火葬台車の修繕などに要した費用でございます。

次の節 13. 委託料のうち、備考欄 1 行目の施設運營業務委託料につきましては、平成 26 年度からコスモ株式会社に火葬炉の運転や受付業務など施設の管理運営全般を業務委託したことに伴うものでございます。

また、その下になります施設管理委託料につきましては、火葬炉や電気設備などの保守点検業務や草刈り業務の委託が主なものでございます。

続きまして、項 3. 清掃費、目 1. 清掃総務費、節 2. 給料から節 4. 共済費までは、環境対策課職員 10 名分と、鳥栖・三養基西部環境施設組合への派遣職員 2 名分の人件費でございます。

また、節 19. 負担金補助及び交付金は、鳥栖・三養基西部環境施設組合の建設負担金や管理運営費などに対する負担金でございます。

続きまして、目 2. 塵芥処理費、節 11. 需用費のうち備考欄 1 行目、消耗品費につきましては、指定ごみ袋の作成費用が主なものでございます。

続きまして、節 12. 役務費の主なものといたしましては、市内指定販売店へ支払う指定ごみ袋の販売手数料でございます。

続きまして、節 13. 委託料のうち主なものについて御説明いたします。備考欄の 1 行目、指定袋配送等委託料につきましては、指定ごみ袋の保管及び指定販売店への配送に伴う委託料でございます。

その下の塵芥収集運搬委託料につきましては、家庭から排出される生ごみ等の適正な処理を行うため、月曜日から土曜日まで各家庭から排出されるごみの収集運搬に係る委託料でございます。

次の粗大ごみ収集運搬委託料につきましては、家庭で不要になったたんすやベッドなど、粗大ごみの収集運搬に係る委託料でございます。

一番下の資源物回収指導業務委託料につきましては、衛生処理場内資源物広場での利用者

への分別指導や補助業務等、回収した資源物の運搬等に係る委託料でございます。

続きまして、165 ページ、166 ページをお願いいたします。

備考欄一番上の資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、空き缶や空き瓶など資源物の回収に必要なコンテナの各町区への配布業務及び実際に分別収集いただいた資源物の入ったコンテナの収集運搬業務に係る委託料でございます。

次の廃棄物特別処理委託料につきましては、2 トントラックによる粗大ごみ等の臨時収集のほか、不法投棄物の回収、町区の清掃活動等で出たボランティアごみなど、臨時的な収集運搬処理に係る委託料でございます。

続きまして、節 14. 使用料及び賃借料につきましては、市内 4 カ所に設置しております不法投棄監視カメラの借上料でございます。

続きまして、節 19. 負担金補助及び交付金のうち、コンテナ収集・美化活動推進奨励金につきましては、資源物回収のためのコンテナ容器の配置、整理や、美化活動を行っていただく各町区に対する奨励金でございます。

また、その下の資源回収奨励補助金につきましては、新聞、雑誌、古繊維など、ごみの減量化と資源の再利用を図るため、自主的に資源回収活動を行っていただいております市民団体等に対する奨励金でございます。

続きまして、目 3. し尿処理費、節 2. 給料から節 4. 共済費までは、し尿処理場の職員 4 名分の人件費でございます。

節 11. 需用費のうち、備考欄 2 行目の燃料費につきましては、主に脱臭用の A 重油代でございます。

次の光熱水費につきましては、主に機械設備の運転にかかる電気代でございます。

続きまして、修繕料につきましては、攪拌ブロワや破砕機など、機械設備の修繕に係るものでございます。

続く医薬材料費につきましては、し尿等の処理工程で投入する硫酸バンド、メタノール、苛性ソーダなどの薬品代でございます。

続きまして 167、168 ページをお願いいたします。

節 13. 委託料のうち、備考欄 1 行目になります施設管理委託料につきましては、管理棟の清掃及び警備、自動ドア保守点検業務等に係る委託料でございます。

また、塵芥特別収集運搬委託料につきましては、し尿処理過程で除去しましたし渣類等の収集運搬業務に係る委託料でございます。

その下の、し尿処理業務委託料につきましては、し尿処理に係る機械設備の運転管理業務の委託料でございます。

続きまして、項4．環境対策費、目1．公害対策費の主なものについて御説明いたします。

節13．委託料のうち、備考欄の一番上の水質汚濁測定委託料につきましては、工場の排水や主要河川などの定期的な水質調査に係る委託料でございます。

その下の大気汚染測定委託料につきましては、市内3カ所で行っている窒素酸化物や降下ばいじんの測定に係る委託料でございます。

その下、自動車騒音測定委託料につきましては、国道など主要路線5カ所の自動車騒音常時監視に係る委託料でございます。

以上で、市民環境部関係分の平成26年度一般会計決算認定に係る歳入、歳出の主なものについて御説明を終わらせていただきます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

大きく2点質問いたします。

1つは、成果説明書の46ページ、47ページに清掃費があります。この件について質問したいんですが。

その前に、部長さんにお尋ねしますが、民生費の時にもちょっとお話したんですが、この成果の説明書、104ページ。

ここに、平成21年度からずらっと持っているけれども、全部、170ページ180ページとね、従来に比べたら半分、6割くらいなっているわけです。

結果としてどうなっているかという、例えば、資源回収奨励補助金等——今から質問しますけれどね——この内訳とか。

前のやつについては、平成19年度、平成20年度とか、内訳がずらっと載っているわけ。今回、ないったいね。

だから、資源回収奨励補助金ということで839万8,000円とあるけれども、これを見ただけでは何の判断もできんったいね。これが5年前に比べてどうだったのか、ふえているのか減っているのかというようなことを、流れを見ることによって、これ自体が、この補助金が有効に使われているか使われていないのかとの判断ができるわけたい。そういった意味で、ぼつって切れてしまっているっていうことについて、非常に難しいったいね。

だから結果として、部長さんに聞きたいばってん、今度、変えたということについて、資料がこれくらい減ったということは、前もって知ったかということと、総務課に非公式に聞いたら、編成方針が変わったと。ただし、どれを載せるかについては、各担当から聞い

ているということなんだけれども。

その辺について、ちょっと部長さん、どういうふうに思っておられるか聞いてみたいんやけれども。

橋本有功市民環境部長

今年度、昨年度決算における主要施策の成果の説明書につきましては、内容等について一部変更があったものと思っております。

それで、成果がある部分、あくまで平成 26 年度の成果という形で、今回、改めて記載をしているものと思っておりますけれども、ただいま尼寺委員から御指摘あった部分について、必要な資料が要るということであれば、その分については我々のほうから御説明もいたしたいと思っております。

尼寺省悟委員

例えば、民生費関係で数えてみると、40 くらいの資料が削除されているったいね。そういった意味でやっぱり問題であるし、次においては、ちゃんと年次的に関連できるような形の施策の説明書をね。少ないということは、成果がないけんじゃないのかというふうなうがった見方もできるしね。

いらん資料を議員に見せて、いらん所を突っ込まれたくないと、いうふうにもとれんことはないの。

そういった点、ちょっと認識をしておいてもらいたい。

そこで質問ですが、資源回収奨励補助金が 839 万 8,000 円というふうにあるんですね。これの内訳というのは、新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック、繊維、それから全体の合計の重量と金額。わからなかったら後でいいんですが、とりあえずその全体の重量と金額だけでもちょっと言ってくれんかね。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

平成 26 年度の実績につきましては、新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック、古繊維ということで、資源回収奨励金、市内の 92 団体が登録しておりまして、そちらのほうに、奨励金を渡しておるということでございます。

単価につきましては、古紙類が 8 円ということで、交付金額といたしまして、キロ数としては、新聞紙が 66 万 6,570 キログラム、雑誌が 21 万 8,410 キログラム、段ボールが 15 万 6,820 キログラム、牛乳パックが 1,441 キログラム、古繊維が 2 万 5,980 キログラムということになっておりまして、そういう実績で回収をいただいております、それに対する補助金を出しておるということです。（「トータルの重量」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員長

榎原次長、トータルの重量。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

合計ですね。

ちょっとお待ちください。

尼寺省悟委員

結局、何が言いたいかというと、平成 19 年度は奨励金が 1,249 万円、新聞紙が 1105 トンやね。さっきは 665 トンちゅうことでね。だから、奨励金自体も、平成 19 年と比べてみると、839 万円だから、3 分の 2 くらいに落ちているわけよね。

それが一つと、46 ページのところで、広域ごみ処理施設でのごみ処理量の推移というのが書いてあるんよね。それで、平成 22 年度で可燃ごみが 2 万 474 トン、平成 26 年度が、2 万 1,896 トン、資源ごみが 2,062 トンに対して 1,510 トン。

要するに、平成 22 年度と比べてみると、可燃ごみはふえているけれども、資源ごみは減っているということが一つ。それと、さっき言ったように資源回収奨励金も減っているということね。

それで、こういった状況っていうのを見てみると、本市におけるごみのリサイクルといったものは、私は後退しているんじゃないかなろうかなと、そういうふうに思ったいね。

だから、その辺の認識と、これをどうやって打開していくのか。その辺についてお考えを聞きたいんですが。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

資源物につきましては、町区のコンテナ収集と資源物広場での収集、それと今、申し上げております資源回収団体での収集というふうに分かれております。

資源物の量については、古紙類につきましては、そのほかに民間のちり紙交換的なことをされておる方で回収している分、それとそちらの旬鮮市場にもありますけれども、回収ボックスを置いて回収しておる分というのがございまして、平成 26 年度鳥栖市全体の回収で、そうした民間の回収業者まで入れますと、ほぼ同じぐらいの量を回収しておるということで、私どもは考えております。

だから、回収するチャンネルが若干変わってきたというふうに、今のところ考えておるところでございます。

尼寺省悟委員

今の説明、変わっていないということやけれども、少なくともこの資料だけで見たら、そうとれないわけたいね。前のほうに、今言われたことについて書いているわけです。

だから、私としては、今あなたがおっしゃったようなことがわかるような資料、数字を後

でいいから出していただきたい。

いいですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

その分については、こちらほうで調査した分について、お出したいと思います。

古賀和仁委員長

それは、委員会中に出すということですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

委員会終了までには、お出ししたいと思います。

尼寺省悟委員

それと、資源物回収量（資源物広場・町区コンテナ収集）という表が載っているわけなんです、これはちょっとわかりづらいです。現実、市役所前広場から、真木町に移ったと。そのことに対する影響——恐らく減っていると思うけれども——その辺がどれくらい減ったのかということがわかる部分の資料っていうのは後で出してほしいんやけれども、今、口頭でいいので資源物広場が移ったことによってどれくらい減ったのかということを、言ってください。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

資源物広場につきましては、平成 25 年度に移っております。

平成 25 年度が平成 24 年度に比べまして、利用者が 72.2%と。量につきましては、65.8%ほどになったということでございます。

平成 26 年度が、平成 24 年度と比べますと利用者でいくと 59.8%、6 割程度になったと。

しかしながら、回収量につきましては、平成 24 年度と比べますと 67.3%ということで、平成 25 年度よりは、1.5 ポイントほど回収量がふえておるとというのが現状でございます。

尼寺省悟委員

結果として、利用が回復してないったいね。回復していないっちゅうことは、6 割、7 割ということで、やっぱり市役所内に置いていたところに比べて 3 割方減っているという状況っていうのは、変わっていないと。それは簡単なことですな。

私だって、あそこまで行くなら 2 カ月とか 3 カ月、たまってからしか持っていかんし。だから、移ったことに対するマイナスっていうのは、かなり出ているわけですね。これに対して、このとおりでいいですよというわけにはいかんだろうけれどね。

何かこの辺についての対策をして、もちろん 5 年後、10 年後になったら、真木町のほうで全体として処理施設ができるということもあるだろうけれども。当面の対策として、こういった状況じゃ私はちょっとまずいんじゃないかなろうかと思うんやけれどもね。

それ、何か考えはないんですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

確かに、利用者は減って、量が平成 25 年度、落ち込んだと。

平成 25 年度に比べれば、平成 26 年度は、量的には 102.2%ということで、平成 25 年度よりは多くなっているというのが 1 点。

もう一つ、先ほど申し上げた全体の排出した分の資源としてリサイクルされる分としては、資源回収業者さんあたりのほうが、逆に言えば 2 倍、3 倍にふえている状況がございまして、そういうのを含めると、鳥栖市全体のリサイクルとしては、これまでと同じようなリサイクルができておるということで考えております。

その分の数値につきましては、またお出しをしたいというふうに思っております。

尼寺省悟委員

具体的に言うと、市民の利便性っていうのを考えた時に、特に鳥栖市の北のほうに住んでいる人が一番南まで行かなければいかんというふうなことを考えてみると、やっぱり新たに別な所に設けるとか。一回、これ検討したけれども、だめやったとか聞いたけれども。そう言ったことも、もう少し考えるべきじゃないのかなっていう気はしますけれど。

これは、答弁はいいです。

もう一つ答弁を欲しいのは、資源回収奨励金 839 万円。あなたは、トータルするといいと言われたけれども。やっぱり多い時期に比べると 1,200 万円に対して 800 万円、4 分の 3 になっているわけよね。

だから、これについては、例えばの話ばってん、1 キログラム 8 円とかになっているけれど、これをもっと上げるとか、インセンティブを高めるとか。そういったことは必要じゃないのかなと思うけれども。一石二鳥ということで。これそのものを上げることによって、町内の活動というのをどうせお金は町内のいろんな団体に入るし。そのことによって、活動も盛んになるし。結果として回収分がふえたら、リサイクルふえたっちゃうことで、一石二鳥の働きがあると思うんで。1 キログラムあたりの単価と、こういったことを値上げすることについて、考えるべきじゃないのかなと思うけれども。

その辺についてはどうですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

資源物リサイクルにつきましては、どういうふうな回収方法がベストなのかということについては、今後、環境対策課内でも検討してまいりたいということで、その中で、資源回収奨励補助金をやるのがいいのか、それとも違う方法がいいのかっていうことも含めまして、検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

尼寺省悟委員

この件の質問の最後なんですけれど、広域ごみ処理施設、新しい建設——10年後かな、始まるということで、当然、どういった規模の施設をつくるのかということが問題になってくると思うけれども。

ただ、今の推移見てみて、可燃ごみはどんどんふえる、資源ごみが減ってしまうと、こういった傾向を前提として、ごみ施設をつくるとなるとすれば、ちょっと私、問題だと思うったいね。

やっぱり、この地点で可燃ごみを減らすと、資源ごみはふやすというふうな形の新たな取り組みをして、その取り組みの中に見合った規模の施設をつくらんと、過大な施設になると。これだけ大きな施設があるからどうせ燃やせばいいんだ、というふうになってしまっって、肝心のリサイクルがいかないということになるんでね。

やっぱり、思い切ってこの一、二年の間に、ごみ減らしていきますと、可燃ごみを減らしていきますと、資源ごみをふやしていきますという取り組みを、市としての大きな取り組みを、思い切ってやって、その結果の数字を見た上での施設のあり方ということを考えるべきじゃないのかなと思うんですが。

その辺について、どうですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

将来的なごみ処理量がどれくらいになるかというのは、今まさに処理計画を立てておるところでございます。

それは、広域の1市2町におけるごみの量というのを判断する、人口の減少がどれぐらいなのかも含めたところで、判断をさせていただくと。

それと、ごみ減量化でどれだけ減らしていくのかという目標を立てさせていただきまして、その中でそれに適正な規模を求めるというふうなことで考えております。

現在、平成25年度と平成26年度のごみの全体の量でございます。これにつきましては、鳥栖市の場合は、平成25年度は家庭ごみが625グラム、1人当たりですね。1人1日当たりです。事業系でいきますと、296グラムということで、合計で921グラムの1人1日当たりのごみが出ていたと。それを、みやき町のごみ処理施設で処理をしていたと。

それが平成26年度になりますと、家庭ごみが624グラム、事業所ごみが284グラムです。

で、合計で908グラムということで、26年度につきましてはですね、13グラムの減少であったということも考えまして、先ほどの古紙がどうなっているのかと、行方がどうなっているのかということで、それが直接、ごみ処理、ごみで燃やしておるというふうなことはまず

ないだろうというふうに、うちのほうは考えておまして、当然、今後も数値を低くしていく。数字を低くしていくということに努力していきたいというふうに考えております。

尼寺省悟委員

1人当たり 921 グラムから 908 グラムなったというふうなことで、減っているということだね、やっぱり私、これくらい、これくらいの数字って失礼かもしれませんがね、満足したらいかんと思うたかね。もっとやっぱり、大幅に下げていくっていう目標を持った形で進めていくというふうにやっていただける……、答弁要りません。

それから、最後の質問です、最後と言って2つ目の質問なんですが、20 ページです。

まちづくり推進センターの利用促進を図るために、入浴事業は廃止したまちづくり推進センターの浴室を改修するという点について質問します。

効果として、効率的な施設の運用（貸出し）を図ることができたと、こういうふうな評価をされておるんですが、私はそもそも、その浴室についてこれだけのお金をかけてやることについては、ちょっとまだ早過ぎるんじゃないのかと。もうちょっと状況を見るべきじゃないのかなと、いうふうなことで私は反対した経緯が実はあるんですがね。使用件数 56 件、使用人数 635 人ということしか書いていないんでね、これだけ数字を見たらちょっとわからないんでね。

実はこういう計算をしたったい。これ3カ月なんで、一応1年間という構図で、この同じ傾向が続くとして、これを3倍したわけ。そうすると、使用件数が3倍で168件で、使用人数が635の3で1,905人ね、この数字。要するに、浴室改修によって新たにそのふえた人数が1年間に換算すると件数で168件、使用人数で1,905人と、こうなるかね。

この数字と、前のページの19ページ、それぞれ鳥栖まちづくり推進センターの分館、田代まちづくり推進センターの分館、あるね。この数字の中でどれぐらい比率を占めているのかということで計算したわけよね。後であなたも計算してみたらいいけれど。

そうするとね、件数が3.3%、使用人数は2.9%。どういうことかということ、浴室を新たに改造することによって、それを使った人数というのは、全体のわずか3%なわけだね。100人利用して3人しかこの部屋を利用してなかった。

そうしたことを考えてみたときに、効率的な施設の運用が図ることができたという結論づけるは、ちょっと私はね、このことによって新たに浴室を改造して部屋はできたと、そのことによって半分とまではいかんけれど、2割とか3割とかふえたというんならわかるけれどもね、たかだか3%でね、費用対効果とあなた方はよく言わっしゃるでしょう。

だから、3%ふえることによって、できたとは私は思えんけれども。

その辺についての見解を。

宮原 信市民協働推進課長

尼寺委員のほうからの御指摘で、効率的な施設の運用等を図ることできたということで、わずか3%の利用者で効率的だったのかということであるかと思うんですけども、まだこちら改修をいたしまして初年度ということはあるしますので、これからさらに部屋がふえたというところも含めまして、それとあと、新たに高齢者の方等に対しましては、社会福祉課のほうではあるんですけども、ふまねつと教室ですとか、そういった認知機能ですとか、運動機能、身体機能を維持、向上させていくような教室等もまちづくり推進センターのほうを利用して、開催をさせていただいておりますので、そういったところにつきましても、またそういった新しくつくりました部屋をお使いいただきながら進めていただければと思っておりますのでございます。

確かに3%で効率的かと言われると、そうではないという見方もありますでしょうけれども、これから効率的な運営、運用といいますか利用の方法には、また進めていきたいと思っております。

以上です。

尼寺省悟委員

前のページに全体の利用者数を書いてあるったい。これを、平成25年度と比べてみて、どういうふうに評価しているのか。利用人数、1年前と比べてみてどういうふうな見解をお持ちですか。

宮原 信市民協働推進課長

平成25年度と平成26年度を比較いたしますと、全体では利用人数につきましては、1万1,000名ほど減少しているというようなことになってございます。

各11施設でございますけれども、確におふろの利用の方の分というのはそのあたりは影響しているのではないかということは思っておりますのでございます。

尼寺省悟委員

全体としてみたら、22万8,000人が21万7,000人になっているけれども、分館だけで見た場合の推移っていうのはわかりますか。

宮原 信市民協働推進課長

済みません、分館だけっていうところでは、数字をつくっておりません。捉まえておりません。

尼寺省悟委員

平成25年度、平成26年度、分館があるから、計算すればわかることなんで、計算すればすぐわかるけれども。

私が計算してみたらね、75%たい、75%に減ってるわけよね、利用者が。さっきの話に戻るけれども、全体の利用者が前年度に比べて75%になっているにもかかわらず、さっき言ったように、わざわざ浴室をまず整理してやったと。

あなたがさっきいろんな、今からいろいろやっていきますよと、恐らく、介護のほうとしても、ふまねっととかそういった方で利用はまたふえていくと思う。そういう期待、したいけれどね。

現状ではさ、全体の分館そのもの自体が4分の3に減って、そして、なおかつ、風呂を整備するちゅうことは、ちょっと私は早過ぎたと。もう少しね、考えるべきではなかったのかなと思うけれども。

その辺ちょっと、どう考えるか。

宮原 信市民協働推進課長

議員おっしゃったように、今後、さらなる利用、進めて、社会福祉課とも勉強しながら進めていきたいと思っておりますし、もう今、浴室を会議室、研修室という形で改修いたしましたので、これをまた元に戻して、浴室へということはまずできかねますし、利用促進を図っていくということで有効に利用していくという方向で進めていきたいと思っております。

尼寺省悟委員

私も実際、田代とか分館とか麓とか行ったけれども、あれ、浴室でしているから部屋の真ん中に大きな柱があったりして、非常に使いにくいっていいね。ああいったふうでどういふうなあれをするのかと心配になったけれどね。

今さら、つくってしまったものをもとに戻す、そりゃできないと重々わかっているけれどもね。

私は何回も言うけれども、もう少し状況見て、利用者の増進を図る中で、やっぱりやるべきでなかったのかと思います。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

飛松妙子委員

遅くまでありがとうございます。

特にどうのこうのではないんですけれども、ちょっと最近のニュースを聞いていて、感じているのが、唐津市とか佐賀市でいろんな贈収賄で不正が出ているというか、そういうので、鳥栖市も土地購入だとか建物の建設費だとかいろいろ、入札関係でさせていただいていると思うんですけれども、そういうのがないですよねっていう確認だけ、させていただいて。も

しそういうのがあったら、もうそういうの、ないように。

もちろん、部長さん課長さんに限らず、係長さんも今回、逮捕されているようなので、ちょっと安心はしているんですけど、心配もありまして、ちょっとそこだけ一言、申し上げたいなと思って。

済みません、以上です。

橋本有功市民環境部長

いろいろと県内の状況で、報道もされておりますので、鳥栖市はどうかという御心配もあるものかと思っております。

我々は、少なくとも公平公正を当然、常に思っておりますし、そういうことがないようしていきたいと考えております。ですから、公務員としての自覚というか、その辺は、日々、わきまえながら公務を執行するということで、今後も引き続き、努めてまいりたいと考えております。

以上です。

古賀和仁委員長

他にありませんか。

小石弘和委員

先ほど尼寺委員のほうから西部環境のことをおっしゃっていたんですけど、組合の負担金を、人口割りしますと7割程度、鳥栖市が持っているというな形でございまして。

今、検討されているのは、恐らく1市2町で検討されていると思うんですけど、これ鳥栖市単独でできるようなことも考えてあるのかなというふうなことをお聞きしたいと思って。

もし答弁ができればできないで結構ですけど。（「できます」と呼ぶ者あり）ぜひ私はそういうふうなことを考えますと、あと9年後、鳥栖市の単独のごみ処理場というような形であれば、非常にそういうふうな、生ごみの減量とか、いろんな問題が解決するんじゃないかなというふうなことも考えておりますので、その点、少しでも答弁ができれば。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

ごみ処理施設につきましては、1市2町でということで、10年余り今までやってきております。基本的な部分では、1市2町を堅持ということで今、検討を進めておるところでございます。

しかしながら、単独であるなり、今出ております広域化という、さらなる広域化とかいう、いろんな問題があります。

それについては、一つ一つ、どういうメリットがある、どういうデメリットがあるということも市として念頭に置きながら、最終的な判断をされるということで思っておりますけれ

以上でございます。

私、思うんですけど、例えば、単独する場合、やっぱり議会の議決をすればできる可能性がありますので。そういうふうなことも踏まえて検討されたほうがいいんじゃないかなと。

そういうふうな、やっぱり言えることも言えないような状況では、私はちょっとおかしいんじゃないかなということも思っておりますので、できれば単独でできるような、議会で議決できるようなことも考えていきたいなということも思っております。

古賀和仁委員長

〔発言する者なし〕

~~~~~



– 165 –

以上で、本日の委員会を散会します。

**午後 5 時 6 分散会**



平成27年10月 2 日（金）



## 1 出席委員氏名

委員長 古賀 和仁

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明員氏名

副市長 種村 昌也

健康福祉みらい部長 篠原 久子

健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 岩橋 浩一

社会福祉課参事 松隈 義和

社会福祉課地域福祉係長 八尋 茂子

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長 宮原 信

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室長兼相談係長 天野 昭子

国保年金課長 吉田 秀利

国保年金課健康保険係長 古賀 友子

税務課長 平塚 俊範

税務課管理収納係長 豊増 裕規

市民環境部次長兼環境対策課長 榎原 聖二

## 4 議会事務局職員氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

議事調査係主査 武田 隆洋

## 5 審査日程

### 市民環境部関係議案審査

議案乙第28号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第29号 平成26年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

〔説明、質疑〕

### 健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第27号 平成26年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

## 6 傍聴者

な し

## 7 その他

な し

午前 9 時 58 分開議

**古賀和仁委員長**

本日の厚生常任委員会を開きます。

審査に入る前に、2点について再度確認をさせていただきます。

昨日、議案乙第 27 号平成 26 年度鳥栖一般会計決算認定中、健康福祉みらい部関係の審査を行いました。全日本同和会の部分の審査に関して、一部残りがございますので、本日の 2 件の特別会計決算認定の審査の後、その残りの質疑を行いたいと思います。

御了承のほどよろしくお願いいたします。

ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

議案乙第28号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

古賀和仁委員長

それでは、昨日に引き続き、市民環境部関係議案の審査を行います。

議案乙第 28 号 平成 26 年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

吉田秀利国保年金課長

ただいま議題となりました議案乙第 28 号 平成 26 年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について御説明させていただきます。

まず、決算書の 15 ページから 19 ページをお願いいたします。

平成 26 年度の歳入は 74 億 2,727 万 2,483 円、歳出は 85 億 5,148 万 7,187 円。歳入歳出差引額はマイナスの 11 億 2,421 万 4,704 円となっております。このため、歳入不足を平成 27 年度予算から繰上充用により補填させていただいております。

また、前年度の累積赤字を除きました単年度収支で見ますと、平成 19 年度以前の累積赤字解消のための法定外繰り入れ 4,000 万円含めましたところでの平成 26 年度の単年度収支は 2 億 1,055 万 6,243 円の赤字決算となっております。

また、この 4,000 万円を除きましたところでは、2 億 5,055 万 6,243 円の赤字となっております。

なお、平成 25 年度決算と比較いたしますと、歳入につきましては、5,156 万 8,787 円、0.7% の減となっております。

歳出につきましては、1億5,898万7,456円、1.9%の増であります。前年度繰上充用金を差し引いた額と比較いたしますと、1億6,273万5,362円、2.2%の増となっております。

それでは歳入歳出の主なものにつきまして、御説明をさせていただきます。

決算書の259ページ、260ページをお願いいたします。

款1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税、目1. 一般被保険者国民健康保険税及び目2. 退職被保険者等国民健康保険税につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれ現年度分と滞納分でありまして、収入済額は全体として前年度より約3,000万円、1.9%の減となっております。国民健康保険税は平成24年度から3年間で段階的に税率を改定しておりまして、平成26年度につきましても、税率改正を実施したところでございます。増収を見込んでおりましたけれども、被保険者数の減少及び被保険者の所得水準の低下等により減少となっておりますところでございます。

次に、261ページ、262ページをお願いいたします。

款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 療養給付費等負担金につきましては、国保財政の基盤の確立と事業の健全な運営に資するため、一般被保険者分の療養給付費等に要する費用及び後期高齢者支援金、介護納付金の納付に要する費用について、国が100分の32の定率で負担するものでございます。

同じく、項1. 国庫負担金の目2. 高額医療費共同事業負担金につきましては、高額な医療の発生による市町村国保財政に与える影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円以上の医療費を対象にして、市町村が一定の割合で拠出金を出し合い、国及び都道府県の支援を受けて、高額な医療費が発生した市町村に交付する事業であります。高額医療費共同事業、この事業の国の負担金であります。なお、この高額医療費共同事業の負担率は国4分の1、県4分の1、市2分の1となっております。また、事業は都道府県を単位として国保連合会において実施されております。

次に項2. 国庫補助金、目1. 財政調整交付金のうち、節1. 普通調整交付金につきましては、全国の市町村の医療費水準や所得水準の格差による財政力の不均衡を調整するために、また、節2. 特別調整交付金につきましては、普通調整交付金の画一的な算定方法では措置できない特別な事情を考慮しまして、国が交付するものでございます。

次に、款4. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫負担金のところで御説明いたしました高額医療費共同事業の県の負担金でありまして、県の負担率は4分の1でございます。

同じく、県支出金の項2. 県補助金、目1. 財政調整交付金のうち、節1. 1種調整交付

金につきましては、市町村国保の財政を調整するため、主に療養給付費等に充てられ、また、節 2. 2 種調整交付金につきましては、市が実施する人間ドック、脳ドック等々の保健事業の経費に充てられるものでございます。

次に、款 5. 療養給付費交付金、項 1. 療養給付費交付金、目 1. 療養給付費交付金につきましては、会社などを退職した方が社会保険などから国民健康保険に移ることによって、市町村国保の財政が急激に圧迫されることを防ぐため、退職被保険者とその扶養者の、その扶養者の医療費を退職被保険者の保険税と被用者保険から拠出金によって賄います退職者医療制度、この制度に基づきまして、社会保障診療報酬支払基金、通常、支払基金と申しておりますが、この支払基金から交付されるものでございます。

次のページ、263 ページ、264 ページをお願いいたします。

款 6. 前期高齢者交付金、項 1. 前期高齢者交付金、目 1. 前期高齢者交付金、節 1. 前期高齢者交付金につきましては、65 歳から 74 歳の方を対象とした被用者保険と国民健康保険間の医療費負担の不均衡を調整するための前期高齢者医療制度、この制度に基づくものでありまして、鳥栖市の国民健康保険の前期高齢者の加入率が全国平均より高いことから、支払い基金から交付されるものでございます。

次に、款 7. 共同事業交付金、項 1. 共同事業交付金、目 1. 高額医療費共同事業交付金、節 1. 高額医療費共同事業交付金につきましては、国庫負担金、県負担金のところで御説明いたしました高額医療費共同事業に基づきまして、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える医療費を対象に 80 万円を超える部分の 100 分の 59 が国保連合会から交付されるものでございます。

同じく、項 1. 共同事業交付金の目 2. 保険財政共同安定化事業交付金、節 1. 保険財政共同安定化事業交付金につきましては、市町村国保の財政の格差を調整して均衡を図るため、市町村が一定の割合で拠出金を出し合い、レセプト 1 件当たり 20 万円を超える医療費を対象として、8 万円を超え 80 万円までの部分の額の 100 分の 59 を交付いたします保険財政共同安定化事業、この事業に基づきまして、事業の実施主体である国保連合会から交付されるものであります。なお、平成 27 年度からはその対象がレセプト 1 件当たり 1 円以上、全ての医療費に拡大されているところでございます。

次に、款 9. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、目 1. 一般会計繰入金、節 1. 一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する国保税の軽減相当分を県 4 分の 3、市 4 分の 1 の負担割合で補填するための保険税軽減分の繰り入れ及び保険税軽減の対象となりました一般被保険者数に応じて保険税の一定割合を国 2 分の 1、県 4 分の 1、市 4 分の 1 の負担割合で補填する保険者支援分の繰り入れからなっております。さらに、法

定内の繰り入れとして、国保事務にかかわる人件費や事務費に係る事務費繰入金や、低所得者が多い、病床数が多い、高齢者が多いなど保険者の責めに帰することができない特別な事情に着目し、国の財政措置が講じられている保険財政安定化支援事業繰入金などの繰り入れを行っております。

また、特別繰入金につきましては、平成 19 年度以前の累積赤字を解消するための繰り入れを平成 21 年度から行っておりまして、平成 26 年度までの累計で 2 億 5,000 万円を繰り入れております。

次のページ、265 ページ、266 ページをお願いいたします。

款 11. 諸収入、項 3. 雑入、目 2. 一般被保険者第三者納付金及びその下、目 3. 退職被保険者等第三者納付金につきましては、交通事故等に係る 20 件の第三者行為納付金でございます。

以上で歳入を終わります。

2 ページめくっていただきまして、決算書 269 ページ、270 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費の節 2. 給料から節 4. 共済費までは国保事業に従事する職員 7 名分の人件費でございます。

節 13. 委託料の第三者行為求償事務委託料につきましては、交通事故等第三者行為によって生じた保険給付につきまして、損害賠償金の請求及び受領の事務を国保連合会へ委託して行うものでございます。

また、共同電算処理業務委託料では、医療機関からのレセプトの例月処理や被保険者の資格異動処理などの業務を国保連合会に委託しているものでございます。

次に、目 3. 医療費適正化特別対策事業費のうち、節 13. 委託料のレセプト点検業務委託料につきましては、療養給付費の適正化を図るため請求内容に疑義のあるレセプトについて縦覧点検など、2 次点検業務を委託して実施し、再審査請求を行うものでございます。

次のページ、271 ページ、272 ページをお願いいたします。

項 3. 運営協議会費、目 1. 運営協議会費につきましては、国民健康保険の運営に関し必要な意見交換や審議などを行います鳥栖市国民健康保険運営協議会の運営経費でございます。

次に、款 2. 保険給付費、項 1. 療養諸費、目 1. 一般被保険者療養給付費及び目 2. 退職被保険者等療養給付費につきましては、一般被保険者、退職被保険者等が医療機関の窓口で自己負担分で支払った残りの医療費分を保険者が支払う額でありまして、いわゆる現物給付分でございます。平成 25 年度と比較いたしますと、一般被保険者は約 7,700 万円、1.9% の増、退職被保険者は約 3,500 万円、10.5% の減となっております。



次に、目 3．一般被保険者療養費及び目 4．退職被保険者等療養費の主なものは、柔道整復師による施術や、医師が必要と認めたコルセットなどの治療用具の経費などに対する保険者の支払い額でありまして、いわゆる現金給付費分でございます。前年度と比較いたしますと、一般被保険者分は約 920 万円、20.3%の増、退職被保険者等につきましては、約 98 万円、26.4%の減となっております。

次に、目 5．審査支払手数料につきましては、レセプトや柔道整復施術療養費支給申請書の 1 次審査や、保険医療機関等への支払い事務を国保連合会へ委託するものでございます。

次に、項 2．高額療養費、次のページの 273 ページ、274 ページの目 1．一般被保険者高額療養費と、目 2．退職被保険者等高額療養費につきましては、1 カ月に医療機関の窓口で支払った一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合、被保険者に対し、高額療養費を支給するものでございます。平成 25 年度、前年度と比較いたしますと、一般被保険者は約 2,500 万円、4.4%の増、退職被保険者は約 2,400 万円、4.8%の減。なお、療養給付費、療養費及び高額療養費につきましては、平成 25 年度と比べまして、いずれも一般被保険者分は若干増加をしておりますが、退職被保険者等につきましては減少いたしてるところでございます。

次に、項 4．出産育児諸費、目 1．出産育児一時金につきましては、被保険者に出産 1 人につき、42 万円を支給する出産育児一時金に要する経費でありまして、支給実績といたしましては、62 件でございました。前年度と比較いたしますと、12 件の減です。16.2%の減となっております。

次に、項 5．葬祭諸費、目 1．葬祭費につきましては、被保険者の死亡により、1 人につき 3 万円を葬祭を行ったものに支給するものでありまして、支給実績としましては 85 件でございました。前年度と比較いたしますと、9 件の減、9.6%の減となっております。

次に、款 3．後期高齢者支援金等、項 1．後期高齢者支援金等、目 1．後期高齢者支援金、節 19．負担金補助及び交付金及び、次のページ、275 ページ、276 ページの目 2．後期高齢者関係事務費拠出金、節 19．負担金補助及び交付金につきましては、支払基金へ拠出したします後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに事務費でございます。

次に、款 4．前期高齢者納付金等、項 1．前期高齢者納付金等、目 1．前期高齢者納付金、節 19．負担金補助及び交付金及びその下の目 2．前期高齢者関係事務費拠出金、節 19．負担金補助及び交付金につきましては、支払基金へ拠出したします前期高齢者納付金及び関係事務費でございます。前期高齢者納付金につきましては、歳入の款 6．前期高齢者交付金で説明いたしました前期高齢者医療制度に基づきまして、支払基金に拠出するものでございます。

次に、款 6．介護納付金、項 1．介護納付金、目 1．介護納付金、節 19．負担金補助及び交付金の介護納付金につきましては、介護の給付及び予防給付に要する経費に充てるため、

40 歳から 64 歳の介護保険第 2 号被保険者に係る保険料相当額を各保険者が支払い基金に納付するものでございます。

次に、款 7. 共同事業拠出金、項 1. 共同事業拠出金、目 1. 高額医療費共同医療費事業拠出金、節 19. 負担金補助及び交付金の高額医療費拠出金につきましては、歳入の国県支出金のところで御説明いたしました高額医療費共同事業に基づきまして、国保連合会に拠出するものでございます。

次に、目 2. 保険財政共同安定化事業拠出金、節 19. 負担金補助及び交付金の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入の共同事業交付金のところで御説明いたしました保険財政共同安定化事業の原資といたしまして、国保連合会に拠出するものでございます。

次のページ、277 ページ、278 ページをお願いいたします。

款 8. 保健事業費、項 1. 特定健康診査等事業費、目 1. 特定健康診査等事業費につきましては、平成 20 年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40 歳から 74 歳の被保険者に対する特定健康診査特定保健指導を実施することが、医療保険者に義務づけられておりまして、これらの事業の実施に要する経費でございます。

主なものといたしましては、節 7. 賃金につきましては、集団健診及び特定保健指導、また、未受診者への訪問受診勧奨などに係る保健師、看護師などの資格を持つ臨時職員の賃金でございます。

節 13. 委託料の特定健康診査委託料につきましては、特定健康診査の個別健診及び集団健診を県医師会、また、データ管理を国保連合会へ委託するものでございます。

次に、項 2. 保健事業、目 1. 保健衛生普及費のうち、節 13. 委託料の医療費通知作成委託料につきましては、被保険者に自己の健康管理や医療費に対する関心を高めていただき、適正な受診による医療保険事業の健全な運営に資するため、年 6 回の医療費通知作成の経費、また、後発医薬品差額通知作成委託料につきましては、ジェネリック医薬品の普及のため、被保険者にジェネリック医薬品に切りかえた場合の自己負担軽減額の通知作成の経費でありまして、いずれも国保連合会へ委託をしているところでございます。

次に、目 2. 療養費、節 19. 負担金補助及び交付金のはり・きゅう助成金につきましては、被保険者の健康づくり事業といたしまして、はり・きゅう施術 1 回につき 1,000 円を助成するものでございます。

次に、目 3. 健康推進事業費のうち、節 13. 委託料につきましては、疾病の早期発見、早期予防のための人間ドック及び脳ドックの委託料でございます。

次のページ、279 ページ、280 ページをお願いいたします。

款 11. 諸支出金、項 1. 償還金及び還付加算金のうち、目 3. 償還金、節 23. 償還金利子

及び割引料の国庫支出金等返還金につきましては、平成 25 年度に国から概算交付をされておりました療養給付費負担金などの、交付額の確定により返還するものでございます。

次に、款 12. 前年度繰上充用金、項 1. 前年度繰上充用金、目 1. 前年度繰上充用金につきましては、平成 25 年度決算に伴う赤字分を平成 26 年度予算から繰上充用いたし、補填したものでございます。

以上で説明を終わります。

#### **古賀和仁委員長**

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行いたいと思います。

なお、質問については、必ず挙手をもってお願いをいたします。それから、スイッチは質問が終わった後は消していただくようお願いいたします。

よろしく御協力をお願いします。

#### **尼寺省悟委員**

今の説明の一番最初で、単年度収支、約 2.1 億円、一般会計からの繰入金を除けば約 2.5 億円というふうな説明があったわけなんですけれども、恐らく単年度の収支でこれくらい赤字が出るっていうのは、あんまり私も聞いたことないし、その前にも実は大幅な引き上げがあったと。にもかかわらず、これだけの赤字が出ているということがちょっと私もあまり理解ににくいので、その辺の説明をお願いします。

#### **吉田秀利国保年金課長**

法定外繰り入れを入れたところでの全体の赤字が約 2 億 1,000 万円程度でございます。

この赤字の原因につきまして、前年度が約 300 万円の黒字ということで前年度はほとんどという形だったと思います。

だから、前年度とちょっと比較して御説明させていただきますと、歳入で申し上げますと、全体で 5,000 万円の減収となっております。

また、歳出につきましては約 1 億 5,000 万程度の増、支出増となっております。差し引き約 2 億円という形になっております。

それで、歳入の 5,000 万円の歳入減につきまして申し上げますと、まず、国民健康保険税の減収が一つ挙げられます。前年度と比較いたしますと、約 3,000 万円減収になっております。

これは、被保険者数の減少及び被保険者の所得水準が下がったことが要因だと思われます。本来であれば、平成 26 年度につきましても、所得割を医療分、介護分、後期分と、約 0.1% ずつ上げておりますので、本来なら増収が見込めるところが、約 3,000 万円の減収となったということ。これが 1 点。

また、国庫支出金等につきましては、歳出のほうでの療養費、保険給付費の伸び及び歳入側でいう前期高齢者交付金の減少ということから、約 7,500 万円の増となっておりますが、それ以上に退職被保険者の療養給付費補填分として支払基金から行っております療養給付費交付金、これが昨年度と比較いたしますと 8,600 万円ほどの減収となっております。これは、退職被保険者数が減少したということも影響しております。

また、療養給付費交付金——65 歳以上の方を全国で平均して調整を行うものでございますけれども——これにつきましても、前々年度の精算ということで減額されておりました、前年度との差し引きで約 8,400 万円の減収となっております。

こういったことから、全体的に歳入側として約 5,000 万円の減収となっておりますということです。

また、歳出のほうで見えますと、保険給付費が約 6,700 万円伸びております。これは比率にいたしますと、前年度比約 1.3%ということで、県全体の平成 26 年度の伸び率が約 3%を超えております。それから見ると、医療費自体としてはさほど伸びてないというふうには考えておりますが、金額といたしまして約 6,700 万円の増となっております。

また、後期高齢者支援金、これにつきましても前年度と比較しまして約 2,000 万円の支出増となっております。比率にいたしまして約 2.6%の増となっております。

また、共同事業拠出金、歳入では共同事業交付金、歳出側では共同事業拠出金ということで、交付金と拠出金の差が、前年度は約 5,800 万円のプラス要因となっておりますところが、平成 26 年度につきましては、2,100 万円ということで、約 3,700 万円負担増となったというようなことになっております。

また、諸支出金として、前年度の精算による償還金といたしまして、約 2,100 万円の負担増となったと。これは、国の定率であります 32%分の療養給付費負担金につきましては前々年度は約 9,000 万円ほどだったものが、平成 26 年度は 6,800 万円と減少したものの、退職分に係る療養給付費交付金につきましては、約 5,000 万円ほどの増額となったことから、諸支出金につきましては 2,100 万円ほどの減収、減収というか、支出増になったということで、トータルとしますと約 1 億 5,000 万円ほどの支出増になったということで、歳入歳出合わせまして、約 2,000 万円の赤字になったというような結果でございます。

療養費自体としては低い伸びで 6,700 万円ほどでしたけれども、それ以外の要因としての支出増、収入減、そういったものが相まって、約 2 億円程度の赤字が発生したというような状況でございます。

以上です。

**尼寺省悟委員**

今の説明では、前年度は、平成 25 年度は 300 万円の黒字だったけれども、今年度は歳入で 5,000 万円減少したと。歳出で 1 億 5,000 万円の増があったと。

そして、保険給付は 6,700 万円伸びているけれども、伸び率としては 1.3%で、それほど伸びていないというふうな説明があったわけですが、私がよく聞くとところの医療分と介護分と後期高齢者支援分と、それぞれの会計に分けた部分での収支の概要について、数字がきちっとわかるならば言うてほしいし、きちっとわからなければ、大まかでもいいので大体こんなもんだというふうなことを、ちょっと言うてください。

#### **吉田秀利国保年金課長**

平成 25 年度までの分については、もう前回委員にお伝えしたかと思えますけれども、平成 26 年度については、昨日ちょっと聞いて、すぐやっていたところなんですけれども、なかなか、歳出側では簡単に医療分、介護分、後期分に分けることは可能なんですけれども、歳入部分の国庫支出金、県支出金につきましては、全体の割合できますので、そこは振り分けるのが非常に難しい部分がございます。現時点においてはまだその数字が出ていないという状況でございますので、後日、その部分についてはわかった段階でお知らせをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

平成 25 年度までの分として聞いているのは、医療分は黒字であって、ほかの二つについては赤字と。

それで、結果的には大きな赤字になったというふうなことを聞いとるんだけど、平成 26 年度というのは、おおよそそういった方向なんだというふうに考えてもいいでしょうか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

制度的には同じような形が継続しておりますので、後期分、介護分につきましては、前年度、平成 25 年度とあまり変わらないような負担の割合になっているんじゃないかというふうには考えております。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

数字については、後、わかった時点で教えていただきたいんですが、今後の見通しですよ。今後についても、やっぱりこういった傾向といいますか、2 億円とかどうなのかわからんけれども、赤字が続くと。そういうふうになったときに、県への合同といったことで——ちょっとまた、これはこれで別の問題なってくるけれども——今後の見通しについてはどうですか。

その辺、わかっていれば教えてください。

#### **吉田秀利国保年金課長**

平成 27 年度について現時点の段階で申し上げますと、まず歳入、保険税の分につきまして、前年度から所得水準が低下というのがまだ今年度についても残っておりまして、歳入減という、保険税の減収というのは、昨年と同じような形で減収をしているところでございますけれども、前期高齢者交付金、大きく昨年減少しておりました前期高齢者交付金、この部分が前々年度の精算分が、昨年度は約 1 億 7,000 万円ほど減額されておりましたのが、平成 27 年度は 1 億 2,000 万円程度ということで、約 5,000 万円程度少なくなっております。そういうことで、歳入側のほうとして、5,000 万円の、昨年と比較すると増収という形になります。

また、歳出側で申し上げますと、償還金の分、前年度の国庫支出金等を返還する分、昨年度が 6,000 万円と先ほど申し上げましたけれども、6,000 万円返還したところをことしは 600 万円ほど、700 万円ほどで、800 万円ほどでよかったかと思います。そこで、約 5,000 万円のプラスになる。

それから、国が今行っております支援策として、消費税増額分で約 3,400 億円を国が追加で負担をするという形になっております。

これを鳥栖市に当てはめてみますと約 6,000 万円——これは先日、6 月の一般質問等でも聞かれたかと思いますが——その分について約 6,000 万円程度の増収が見込めます。

そういったことから、単純にこの三つを合わせますと 1 億 5,000 万円ほどのプラス要因になりますので、昨年ほどの、2 億円ですけれども、そこまでの赤字にはならないのではないかというふうなことを、今のところ考えているところでございます。

保険給付費、医療費につきましては、昨年とほぼ変わらないようなこと、若干少ないっていうのが今の段階での状況でございますので、医療費としても、このまま行けば昨年と同程度の医療費額というふうになっております。

もしかすれば低くなる可能性もございますので、そういったことから考えると、うまくいけば、とんとん、もしくは赤字になる可能性もないのではないかというふうには考えております。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員長**

ほかにありませんか。

#### **松隈清之委員**

やっぱり、今後ですよ。先ほどの質問もありましたけれど、今後の見通しが非常に気に

なるところではありますが、一つ、259、260 ページで、保険税ありますよね。

これももともとあるし、前からあるのはわかっているんですけども、調定額から収入済額、不納欠損、収入未済額ってあるじゃないですか。決して悪いとは思わないんですけども、悪くはないけれど、ここはここでどうにか、やっぱりやっていかないかなのかなと。

現年課税分、医療給付費分にしても、数字的に悪いとは思わないんですけども、収入未済額、ありますよね。それから、その滞納分、調定額4億円ぐらい。あと、調定としては当然、あるんだろうけれども、ここも、このレベルがどうなのかっていうの、数字的に悪いとは思わなくても、一定ある分が……、やっぱり、ここはこれでどうにかしていかないかなのかなというふうに思いますので、この取り組みに関して本年、平成27年度あるいは今後、どういうふうに取り組まれていくのかなと。

見解を求めたいと思います。

### **吉田秀利国保年金課長**

国民健康保険税の収納率が平成26年度で91%程度ということで、県内でもちょっと低い方ではございますので、市といたしましては、実現可能などころということで、一応92%を目標に、現年度分については92%を目標に、その対策等を強化して努力していきたいというふうには考えております。

鳥栖市の収納率が低い要因といたしましては、やはり鳥栖市は移動者が多いということが一つ要因に挙がっております。これは、転入転出のほかに、社保離脱等で国保に加入される方、そういう方につきまして、国民健康保険税の場合は過年度課税という形になっていきます。だから、前年度所得はあったけれども、退職して所得がなくなって、解雇等になってという形になれば、ことしは所得がない話なんです。その方についても、去年の所得に対して課税がされますので、どうしても、払いたくても払えないという状況になりやすい状況でございます。

そういったことから、鳥栖市の収納率が低いということもございますし、また、外国人の方が多いということのも一つの要因になっております。

外国の方につきましては、保険制度自体の理解がなく、保険税を払うってことの認識が少ないことから、また、1年、2年等の短期で来られます、研修とか、留学とかで来られる方については短期で来られますので、保険税滞納のまま帰られるとか、そういったことで、外国人の方が多いということのも収納率の上まらない要因の一つだと思います。

また、国民健康保険、鳥栖市だけではございませんけれども、全体的に低所得者の割合が非常に多うございます。そういった方で、なかなか払いたくても払えないというような方もおられまして、そういった方からなかなか取れないという現状がございますので、こういっ

た形で、滞納のほうがちっと多くなっているっていうことになっておりますので、そういった事情はありはしますものの、極力収納率を上げるような形で、現年度につきましては、差し押さえ等の滞納処分を行って、持っている方については、とるっていうか、そういった強制的にも納付をいただくような形、そういった対応を強化していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

### 松隈清之委員

もちろん、頑張っておられると思うんですね。それで、先ほど御説明いただいた外国人であったり、転入、転出であったり、その辺が、じゃあそれで幾らくらいなのかとかね、いわゆるその滞納だとか不納欠損の分析というのか。

これは、客観的に見てもしょうがないかと、その外国まで追っかけて行って金とるのかっていうのはちょっと合理的じゃないとかね、そういう部分がもっと見えてくると、まあこれ、しょうがねえな、という部分もあるんだけど、払いたくても払えない人に関しては、それがそもそもいいのかと。そこはそこで、何かちょっと考えないかんのやないかとか。

払える人からはどうしてもとらないかんし、払えんならもうしょうがない、みたいな。一時的にはね、収入がなくなるんであれば。そこは、払えないとしたら、じゃあどうやっていくのかとかっていう部分も、行政としてのケアも含めて、なるべく払ってもらわないかんわけですよね、いずれにしてもね、払える人に関しては。

だから、取れました、取れませんでした、いなくなりましたっていうだけじゃなくて、手を差し伸べる必要があるんであれば、そこも含めて、ほかの課とかも連携してやるべきだし、取るべきものはやっぱり取っていかないかんし。

当然、2億幾ら赤字っていったって、現実的ではないにしても、少なくとも調定額に対して収入未済額が5億円くらいあるわけですよね。そりゃもちろん、ある意味現実的ではないかもしれんけれども、調定額としてはあるわけですよね。

だから、不納欠損だって、ずっと毎年やっているわけじゃないですか。ここを少なくすることで、1,000万円、2,000万円とかっていうのは、もしかしたら出てくる数字かもしれんし、やり方でね。

もちろん、保険料ももしかして見直していかないかんかもしれんけれども、そうするときでもね、いや、こんな取りっぱぐれとるやないかと。一般の人からしたら、細かな事情ってわかんないじゃないですか、収納率がこんだけと。極論すると、90%ちゅうことは10人1人払っていないと。本当はそうじゃないんだけど。ってなったら、何でそいつらから取らんのか、みたいな話にもなるんで、もっとやっぱり、本来取るべきところから取るっていう意識は、もちろんあるんだろうけれども、そこをもっと分析して、どういう対応をしたら取



れるようになるのかとかってというのは、やっぱり考えていかないと。

ここはとりあえず、もう入る分だけでしょうかね、もともと保険税ってそういう、入ってくる分しかないという意識ってあるじゃないですか。だから、そこをもうちょっと本当に取れる分はどこまでなのかとか、どうしたらもっと取れるのかとか。

もう取れない人は、どういうふうにケアしていかなきゃいけないのかっていうことも、ちょっと考えていかないかんのかなっていうふうに思います。

これ、お願いなんで特に答弁も要らないですけど。

もう一つは、今後のことに関して言うと、先ほど歳出、271、272 ページで、国保運営協議会の委員報酬ってあがっているじゃないですか。ここも、国保運営協議会の中では、いわゆる現状ですよ。平成 26 年度に関しては、いろんな事情もあって、単純に医療費がふえたから赤字になったとは、もちろん説明があったんでわかっているんだけど、今後の国保財政どうしていかなきゃいけないかみたいな御意見は出ないんですか、こういうところでは。

#### **吉田秀利国保年金課長**

運営協議会委員のメンバーを申し上げますと、保険医代表として、病院先生が 5 名、被保険者代表ということで 5 名、広域代表ということで 5 名の 15 名、プラス被用者保険代表で 1 名ですね。計 16 名の方で協議というか、審議をされております。

中には、一般の方でございますので、歳入歳出、赤字があって、不審というか不思議に思われる方も中にはおられまして、そういったことでの質問等がありますので、答えています。それと同じような形で、自転車操業の部分とか、そういった形の説明はさせていただいているところでございます。

#### **松隈清之委員**

赤字でまずいですねと、ここどうにかしないといけないですねと。

例えば、赤字だったら保険料上げないかとやないですか、みたいな話にはならないんですか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

中にそういう方もおられますが、説明をすると、なかなか。

ただ、税っていう形でございますので、税はなるべく上げないほうがいいっていう認識は皆さん持ってありますので、その中でどうしたらいいかということの中で協議しますと、制度的にもう手のつけようがないような制度でございますので、その辺については、ううんという形で納得じゃないですけども、こうしたほうがいいっていう意見はなかなか、上がっていないのが現状でございます。

以上です。

### 松隈清之委員

このまま、広域化までずるずるいったとしても、多分実態的には広域化しても変わらないようなことは想定されるじゃないですか。とすると、やはりその、保険財政っちゅうのは、今後もその課題って残っていくと思うんですよね。これ以上はもう無理だっていうんだったら、理屈の上じゃ、もう繰り入れするしかないじゃないかという話にしかならんわけですよ、極論するとね。あるいは、平成 19 年度までの累積赤字にしても、4,000 万円で、何年で回収するつもりですかみたいな話ですたいね。

じゃあ別に広域化してもあんまり……、どうせ長いことかけて解消していかないかんけん、これずっと 4,000 万円ずつ何年かけてやります、という計画を持っているのか。そこら辺って、この 4,000 万円でどう……、4,000 万円で何年かかるんですかね。何億くらいあったんだっけ、10 億円。（「12 億円」と呼ぶ声あり）（「26 年」と呼ぶ者あり）26 年。26 年かけて解消するつもりで、今 4,000 万円って数字でやっているんですかね。

### 吉田秀利国保年金課長

累積赤字が平成 26 年度で 11 億ほどにふえましたけれども、都道府県化が平成 30 年 4 月からってということがもう確実に決まりましたので、今後は他市の状況、県内ほとんどの団体が累積赤字を持っているっていう状況でございますので、そういったところの調査等を行いまして、今の段階では 4,000 万円ではございますけれども、この額について今後協議をさせていただいて、なるべく早く解消できるような形で検討してまいりたいというふうには考えておるところでございます。

### 松隈清之委員

平成 30 年 4 月っていったら、もう平成 28 年、平成 29 年しかないね。2 カ年たいね。今年度入れれば 3 カ年やけれど。

よそも累積赤字抱えて、それまでに全部解消するっちゅうのはなかなか難しいと思うんで、そのやり方っていうのはどういうやり方があるのかわからんけれど。

いずれにても、平成 19 年度までの赤字に関しては、もう繰り入れで解消するという方向性を出しているんだからね。そこは、なるべく早い段階で方向性くらいは示さないかんと思うんですよね。

### 古賀和仁委員長

答弁いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

### 尼寺省悟委員

今の収納率の問題でちょっと質問なんやけれどもね。

あらかじめ保険料を設定するときに、収納率を考慮して保険料って決めるんでしょう。例

えば、100 億円必要であると。収納率が 90%であるなら、90 億円しか入らんと。だから、そうではなくて、110 億円という形にしとって、収納率が 90%で 100 億円入るという形で保険料設定しているわけでしょう。

だとするならば、これだけ 5 億円あるのは、設定どおりであって、この分が入れば入るほどプラスアルファと、そういうことじゃないんですかね。

#### **吉田秀利国保年金課長**

そうですね。おっしゃるとおりで、収納率を勘案したところで必要額というのを計算いたしますので、収納率が上がれば、プラスになるということでございます。

#### **尼寺省悟委員**

だから簡単に言えば、その赤字の原因は、この収納率が低いということではなくて、ほかの要因があるから結果としてこれだけ出たんだというふうに考えるのが普通だと思うんですけども。

違いますか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

確かに、おっしゃるとおりだと思いますけれども、収納率が悪いことが全て影響しているということではなく、それも一部影響しているっていうことでございます。

#### **古賀和仁委員長**

ほかにありませんか。

#### **松隈清之委員**

俺、収納率が低いから赤字になっているとかは思っていないですよ。ただ、保険……、もちろん税ではあるけれども、結局、保険制度っていうのは、掛けている人は皆で支え合うという仕組みじゃないですか。だんだん広域化して、支払基金とか何とかって、よそのやつが入ったり出たりするけん、わかりづらくなっているけれども。基本的には掛けている人で支え合う仕組みですよ。

それで、いくら見込みで立てとるとしても、払ってない人がおるっていうのは、絶対、不満があるんですよ。俺、払っているのに、みたいな。それなのに、今ずっと保険料が上がってきて、払ってねえやつがおるやねえか、ってなと思うんですよ。

だから、そこは限りなく——事情がある人は別としてもね——そこを取る努力をしていかんと。

お前らが 90%しか収納率をもっていないで、何で値上げするとやって、100%取ればいいやねえかっていう理屈になるわけやけん、支え合っている人からすると。

だから、そこは幾ら予算を見込みで立てとるにしても、掛けている人からしたら、限りな

く100%取ってくれんと、不満は出ると思う。だから、そこは頑張るべきやっていう話たい。別に、それが赤字の原因とは思ってないけれども。

赤字の原因は、さっき言ったように、出たり入ったりしとる部分があるわけやから、医療費だけですべて語れるわけじゃないにしても、結局最終的には、一般会計から繰り入れるか保険料上げるかしか理屈の上では……、あと、国が面倒見てくれりゃ別だけれど。我々ができるところって言ったら、そこしかないわけじゃないですか。最終的には、自治体でできるとしたら。

そうなったときに、県内でも収納率が低いとなれば、お前らがちゃんと取らんでから、何で値上げするとかっちゅう話になるわけやん。

だから、そこはやっぱり努力していかんといかんし、きちっとそれなりに説明できる——外国人やから、ちょっと、追っかけて取りにいったら、取りにいくほうがお金かかりますもんねと。納得できるような、不納欠損であったりね、課税はされているけれど、この人、所得はもうなくなっているんですよ、と。

だから、もうしょうがないんですとかっていう、説明できるぐらいならいいけれど、いや頑張っただけですって、どんだけ頑張ったんですかって言われても、いや、頑張りましたぐらいじゃね。本当に頑張ってるのかってなると、もう保険税を上げていくとかなってきたときに、いかんので、そこはやっぱり赤字の原因であるかなしにかかわらず、かけているわけだから、税としてね、そこは基本的にとってくれんと、不公平感っていうのは出てくるから、努力をしていくべきだよってことを言ってるんですよ、尼寺さん。

#### **尼寺省悟委員**

結果としては、まともに払っている人は、今の場合でいくと払ってない人の上乗せをして払っているわけよね、最初の設定の段階でね。本来ならば1割分ね、上乗せして払っている。

それは、国保の場合、その歳出が先にあって、出るほう先にあって、後をしているからそういうふうになっていると思うんやけれども、こういった仕組みっていうのは国保だけで、あとの県民税、市民税というのは、そういったふうになってないわけでしょう。

#### **吉田秀利国保年金課長**

なっていないです。国保だけが歳出側で必要な額を算出し、それに見合う財源を確保するという、予算の組み方は国保だけでございます。

後期とか介護等は一緒でございますけれども、そういう特別会計のなかではございます。

以上です。

#### **飛松妙子委員**

御説明ありがとうございます。

関連するんですけれども、先ほどの外国人の方なんですけれども、今後、鳥栖市としてふえるのかどうかと、現在何人の方が対象で、何人の方が納付されているのか。その納付できている理由とかがわかればというか、その辺、教えていただければと思うんですけれども。

#### **吉田秀利国保年金課長**

外国人だけに限ったの資料は、まだ概算的なものでしか把握をしておりませんので、正確なところはまだ今のところわかっていない状況でございます。

また、外国人の方に対する対応につきましては、昨年度は市内の外国人向けの学校のところから出前講座等の要請がございまして、外国人の方に、国民健康保険制度はどういったものか、保険税を払わなくていけない、っていうようなことの講座を、開かせていただいております。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

多分、何年か前から外国人の方も対象に保険料の支払いが発生しているんだろうと思うんですけれども、ある方から聞いたお話で、これ、介護に携わってらっしゃる方が外国人の方を雇っていらっしゃるんですけれども、片言の日本語はできるんですけど、文章読めないとか書けない方が多いので、そういう学校とかを佐賀県とかにつくってもらえないかっていう御相談いただいたんですけれども、それを行政にどうのこうのじゃないんですけれども、そういう方が多いっていうことを考えたときに、やっぱり未納っていうのは多分、たくさんあるんだろうなって、今の話聞きながら想像したので。

先ほどのように、学校に行って御説明をするって、これすごく重要なことなので、本当に、わかりやすく、もっとこう、対象者には1件1件お配りし、お配りする資料もわかりやすいものに提供するとか。

何かそういうのがすごく必要で、収納率がアップできるんじゃないかなと思うんですけれども。

今後そういうことも考えていただけますか。

#### **吉田秀利国保年金課長**

国保全般について、制度の内容について簡単に記載した外国語版のやつをそろえてはおりますけれども、通知文書等に全ての外国の方に対応するというのも非常に難しいので、外国の方も一つ二つではございませんので、いろんな国の方がおられますので。

そういったものについては、今後、できる限りわかりやすいような形でお示しできるようなことを、考えていきたいと思っておりますので。

よろしくお願いします。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

できたら、現場の声を聞いて、どんなふうにしたらわかりやすくできるのかと、当事者の方にお話聞いていただいてのPR活動にしていいただければ、さらにいいんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

**古賀和仁委員長**

ほかにありませんか。（「もう1件あったんですけども、ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）

**飛松妙子委員**

済みません。

264 ページのところで御説明いただいたんですけど、前期高齢者交付金のところで加入者が多いと交付金があるとのお話でしたけれど、そのことを詳しく、何%以上だったとか、それによって金額が違ふのかとかいうのがあったら教えていただきたいんですけども。

**吉田秀利国保年金課長**

前期高齢者交付金でございますけれども、65歳以上の方、前期高齢者ですね、74歳までの方を対象にした事業でございます、簡単に申し上げますと、鳥栖市の前期高齢者の割合が、昨年度で申し上げますと約38%ございます。

それで、全国で申し上げますと、全国では14%でございます。だから、この差し引き24%分ですね。この分は、鳥栖市は負担しなくていいですよってというような形になります。その24%の分を交付金としていただく、簡単に申し上げればですね。

ただ、中に調整係数であったり、いろんな形での計算がちょっと複雑な形でありますので、簡単に申し上げますと、先ほどのような形で、鳥栖市の前期高齢者の割合が38%で全国が14%。それで、24%の分を交付金としてもらえるっていう形。これがこの制度の簡単な概要というようなところでございます。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

今後の見通しとかはどうなるかわかりますか。

**吉田秀利国保年金課長**

65歳の割合が、先ほど申し上げましたとおり、鳥栖市の場合は約38%程度。ちょうど今、

数年前まで 30% ちょっとだったのが 38% まで上がっておりますので、今後は前期高齢者に関しては、さほど変わらないんじゃないかというふうなことで、あとは若い世代がどういうふうな形になるのかということで全体的な割合、決まってくるので、今後、この 38% 程度で落ちつくのではないかなというふうなことでは見込んでおるところでございます。

古賀和仁委員長

〔発言する者なし〕

ごさいませんので、質疑を終わります。

議案乙第29号 平成26年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

次に、議案乙第 29 号 平成 26 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

ただいま議題となりました議案乙第 29 号 平成 26 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について御説明させていただきます。

平成 26 年度の歳入は 7 億 1,968 万 8,567 円、歳出は 7 億 1,826 万 6,083 円、歳入歳出差引額は、142 万 2,484 円の黒字決算となっております。平成 25 年度と比較いたしますと、歳入は 2,230 万 5,096 円、3.2%の増、歳出は 2,155 万 386 円、3.1%の増となっております。

歳入でございます。

歳入では、款 1. 後期高齢者医療保険が歳入総額の 78%を占めておりまして、平成 25 年度と比較いたしまして 1,646 万 1,450 円、3.0%の増となっております。

内訳といたしましては、項 1. 後期高齢者医療保険料、目 1. 特別徴収保険料、節 1. 特別徴収保険料につきましては、年金受給者からの年金天引きによる保険料収納額でございます。

す。

目 2. 普通徴収保険料につきましては、納付書または口座振替による保険料の収納額でございます。

次に、款 3. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、目 1. 一般会計繰入金、節 1. 一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算の一般管理費、賦課徴収費など、後期高齢者医療事務に要する経費及び佐賀県後期高齢者医療広域連合の共通経費、窓口端末実費負担分、被保険者証の郵送料など、佐賀県後期高齢者医療広域連合共通経費負担金につきまして、それぞれ一般会計から繰り入れをするものでございます。

その下の保険基盤安定繰入金につきましては、後期高齢者医療保険料の軽減分につきまして、県が 4 分の 3、市が 4 分の 1 の負担割合で負担いたします後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきまして一般会計から繰り入れするものでございます。

次に、款 4. 繰越金、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金、節 1. 繰越金につきましては、平成 25 年度の決算が歳入総額 6 億 9,738 万 3,475 円、歳出総額 6 億 9,671 万 5,697 円で、歳入歳出差引額は 66 万 7,778 円の黒字でありましたので、この額を平成 26 年度予算に繰り越したものでございます。

次に、款 5. 諸収入、項 2. 償還金及び還付加算金、目 1. 償還金、節 1. 保険料還付金につきましては、後期高齢者医療保険料の還付金が発生したものを県広域連合から受け入れたものでございます。

歳入については、以上です。

2 ページめくっていただきまして、291 ページ、292 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出では、款 2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1. 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1. 後期高齢者医療広域連合納付金、節 19. 負担金補助及び交付金の保険料等負担金が歳出総額の 99.6%を占めておりまして、前年度と比較いたしまして 1,735 万 7,024 円、3.1%の増となっております。

この負担金につきましては、市が徴収いたしました後期高齢者医療保険料などのほか、歳入の一般会計繰入金で御説明したところの、一般会計から繰り入れました広域連合に対する共通経費負担金及び低所得者の方の保険料軽減を補填する保険基盤安定負担金など、佐賀県後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

## 古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。



松隈清之委員

これ、150 万円返すお金として還付されたやつ、歳入で上がっているわけじゃないとかな。  
返さんでいいとかな。

吉田秀利国保年金課長

差引で申し上げますと、この差し引き分につきましては、広域連合に納付する分につきましては、保険料の分と延滞金の分でございます。

督促料につきましては、事務費の一部に補填をいたしますので、督促料を還付した場合につきましては、鳥栖市のほうで使わせていただいておりますので、その分の差額となっておりますのでございます。

古賀和仁委員長

〔発言する者なし〕

それでは、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩



午前11時24分開議

古賀和仁委員長



健康福祉みらい部

## 議案乙第27号 平成26年度鳥栖市一般会計決算認定について

### 古賀和仁委員長

これより、議案乙第27号の残りの質疑を行いたいと思います。質疑のある方。

### 尼寺省悟委員

同和問題について、きのういくつか質問したんですが、まとめて大きく3点質問したと思うんですが、その3点について、お答えはなかったということで、きょうということなので、その3点についてちょっと最初に言いましょうか。

### 古賀和仁委員長

質問の内容については、今、述べてください。

### 尼寺省悟委員

まず1点目ですけれど、収支決算書に明細を記載しろと、これについて、執行部のほうから運動団体と協議するというあいまいな答えであったんですが、そうではなくて、市としてきちんとした責任を果たすために、そのように同和会に指導すると。だから、次期からつけさせると。それで、もし従わなければ、補助金を廃止すると。

それから2つ目、地域改善対策特別措置法が平成14年に失効したと。そのときに、同和地区、同和関係者に対象を限定した特別対策は終了したというふうになったにもかかわらず、全日本同和会に補助金を出すのかという質問ずっとしてきたんですが、執行部は一貫して行政の補完的役割を果たしているからという答弁であったと。そして、2年前の決算委員会の中で、その中身として、地域実態調査、福祉実態調査、職業実態調査を行っている、これが補完的役割の中身なんだというような答弁がなされたわけ。

この補完的役割の説明について、市は、本来ならば市がすべき調査を、プライバシーの問題があるということだから、運動団体に任せていると。

これが、まさに補完的役割なんだという答弁であって、そうであるならば、市がこれらの調査をしなきゃならない法的根拠を示せということ。

それから、実際に運動団体がこういった調査をしたという証拠。文書による報告もなく、この団体が、補完的役割を果たしている判断をどうしてしたのか。それから、法的根拠もなく実施したという根拠がないと、そうであるならば補助はやめるべきだと。

それから3番目、生活指導員です。生活指導員を置く法的根拠を示せと。活動実績を示せと。文書による報告もなく、活動していると判断した根拠を示せと。法的根拠もなく、活動したという実績もないならば、ないということであるので、生活指導員を廃止しろというの

が私の質問です。

**岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

まず、収支決算書の明細の件でございますけれども、尼寺委員のほうから佐賀市の決算書ということで参考例としてお示しをされております。これにつきましては、私どもも充実した形での決算書の提出をしていただくよう申し入れていきたいと考えているところでございます。

特別法が廃止されてもなお、なぜ補助金を支出しているのかということでございますけれども、繰り返しになりますけれども、昨日お答えいたしました鳥栖市の場合、平成 21 年 3 月に、鳥栖市人権教育・啓発の基本方針というものを策定いたしております。その方針の中で、人権教育啓発活動を市として行っていくという方針を定めております。

また、全ての人々の人権が尊重される社会という公益を得るために、人権教育啓発の推進事業といたしまして第 6 次総合計画におきましても、「学ぶ意欲と豊かな心を育てるまち」を基本目標といたしまして、その取り組みの一環として「人権が尊重される社会をつくります」としております。その実現を図るため、市民、企業、あるいは関係団体と協働して人権教育啓発活動に取り組み、市民と行政が一体となって人権尊重の精神を育む、啓発なり教育を推進していくとしております。

補助金につきましては、人権教育・啓発推進事業の一つとして位置づけております。人権教育の推進を図るためには、市民の意識啓発という部分が非常に重要なものでございます。そのような人権啓発、意識啓発を促す団体の活動を支援するために、補助金の支出をいたしております。

また、差別や虐待、いじめ等人権に深くかかわる問題をなくすためには、市民への啓発活動につきましては、市民の中に入って行って、行政だけではなくて、市民が主体的に取り組むことが必要でございます。

このようなことから、そういった経験、実績を有している団体として、この団体を支援することが公益上必要であると判断いたしているところでございます。行政の補完的役割ということでございます。昨日お答えしましたように、四つの調査は、人権、差別、そういったものをなくすためにの方策の一つの手段として団体のほうが実施しているものでございます。それらの調査を通じて、生活の実態、市民の意識、また被差別部落出身者の意識、社会の情勢などを把握した上で、差別解消につなげていくものと考えております。

その調査自体は、市が行う一般的な広く薄く調査する部分ではなくて、個別の案件に深く入っていたところでの調査をしていただいていることと認識をいたしております。

概要についての報告につきましては、昨日答弁いたしましたように、甚だプライバシーに

深く立ち入る問題もございますので、中身については、こちらとしては報告を受けることとはいたしておりません。そういった実態調査なりを通じたところで、差別の解消につなげていくものと考えております。

次に、生活相談員でございますけれども、公的な根拠というものを御指摘いただいておりますけれども、生活相談員の設置委員につきましては、昭和 55 年の当時の厚生省の社会局長通知にあります地域改善対策対象地域における生活相談の設置要綱をというもの——鳥栖市の場合は地区指定というものはされておりますけれども——それを準用した形で設置をいたしております。任用については、鳥栖市臨時の嘱託等の任用に関する規程ということで、そういった形に基づいて任用をいたしているところでございます。

相談事業についての報告ということでございますけれども、そちらにつきましても、個人のプライバシーに立ち入った部分が多々ございますので、詳細についての御報告は、受けてはいないと申し上げているところでございます。

ただ、昨日お答えいたしましたように、内容については問いませんけれども、相談自体がどの程度あるのかということでは、案件については 37 件という報告を受けていると申し上げたところでございます。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

今の答弁ですけど、きのうの答弁と全く同じで、私の質問に対して全く答えてないということで、これでは答えにならない。

#### **古賀和仁委員長**

具体的にどういう。

#### **尼寺省悟委員**

まず、収支決算書明細やけれども、申し入れていきたいと、申し入れていったって、向こうがノーと言えどどうするのかと。

申し入れじゃなくて、私は、市として責任を果たすために明細を記載するようにしろと、そういったわけ。向こうと協議するって、何で向こうと協議する必要があるのかと。市が補助金を出す立場でしょう。説明責任を果たすために明細を書けと言えどいいことであって、何で協議せないかんのかと。申し入れていきたい、これじゃ、答弁にならんと。

それから、補助金の問題についてだけでも、こういった調査をしていただいております、市がしていただいているって言う。だから、さっき言ったように、なんでこういった調査をせんといかんのか。要するに、鳥栖市は地域指定もないし。だから、しなければならない法的根拠を示してないわけでしょう。したという証拠もないし。だから、きのうも言ったよう

に、証拠もなく、やったこともないし、やる法的根拠もないし。したがって、文書がないならば、この団体が補完的役を果たしているかどうかだって判断できやせんやろうもん。

それと、最後についてだけでも、活動していると判断した、文書による報告もなく。ただ、37件と言われたところで、それでやったと。そんなもんじゃないでしょうもん。

だから、法的根拠はなく、活動したという実績もない、そういうことであるならば、生活指導員も廃止と。それに対して、ちゃんとした答えを出してほしい。

### **篠原久子健康福祉みらい部長**

収支決算書に明細書を添付すべきと、指導すべきであるという、御意見につきましては、岩橋次長も申し上げましたように、そのような尼寺議員の御意見を真摯に受けとめ、申し入れをさせていただきたいということで、繰り返しになりますが、お答えさせていただきたいと思います。

また、補完的な役割等について4調査等についても、その実体がないというふうな御指摘につきましては、文書報告はございませんけれども、やはり団体自体が目的とされております差別撤廃、人権擁護というものと行政の目的が合致しておりますことと、同和問題という、非常に当事者のプライバシーの面からも微妙なところがございまして、行政では行き届かない部分もございしますので、その一定の部分を特定の団体に委ねて対応したほうが効果的であると判断をいたしておるところでございしますので、その辺の行政の責務を補完していただいているというのが、実情であるというふうに認識をいたしておるところでございします。

また、生活指導員につきましても、いろいろ、それこそ昼夜を問わず会員の生活全般について相談を受けつけていただいておりますところであり、これも女性の相談員であるというところで、非常にナーバスな問題についてもいろいろな対応していただいているということでございます。

相談件数及び相談事項の報告等につきましては、その相談内容自体が秘密事項のようなこともありますので、報告は受けておりません。したがって、尼寺議員御指摘の案件でございしますが、相談件数等につきましても把握しているところでございしません。

以上、お答えとさせていただきます。

### **松隈清之委員**

一個一個いきましょうか、三つずつと並列的いつてもあれやけん。

まず、収支決算書に明細をつけるということに関しては、申し入れをしていくという御答弁ございましたが、1つは補完的役割っていう説明がありましたよね、その4つの調査以外にもというところもあったんだけど。そもそも、どういう活動を……、調査も含めて。

きのうも申し上げたんだけど、例えば、役員会とか、研修とか、そもそもこの団体ち

ゅうのは、行政がこういう団体をつくってくれと言って、つくっているわけじゃなし、この団体にはこの団体の設立目的があって、そのために活動してあるんですよね。

だから、この団体が、個別の調査だけじゃなくて、存続していくことに行政の補完的役割があるというようなこと言うのであれば、この団体がこの団体として本来やるべきことってあるんですよ。本来やるべきことっていうか、この団体が主体的に、自主的にやっていることってあるんですよね。例えば、大会に行ったりとか。例えば、この団体が人権同和に関する講演会やると。だったら、広く市民も呼んで講演会をやりますというのだったら、そういうのは補助対象になるよねと理解できるんですよね。ただ、どここの大会に行きましたとか、集会やりました、集会というか、内輪の会議やりましたとかってずらっとあって。いや、これはそもそも自分たちが団体としてやつくことであって、さっき言った調査は、行政としてもやっていただいているという意識があるので、その分に関しては補助もしていこうとか。

じゃあ、400 万円ってそもそもどういうものを基準にして——前、500 万円でしたけれども——400 万円とか 500 万円という金額の根拠ってどこにあるのかなというのが、まずわからないわけですよ。

ここが一定の役割補完的役割を果たしているという前提にまず立ったとして、その 400 万円が妥当なのか、500 万円が妥当なのか、100 万円でもいいのか、あるいは 1,000 万円いるのかとか。

この団体が活動していく上で、そもそも市の補助金がなかったら全く自分たちの活動ができないような団体であれば、団体として基本的に存在自体が行政の補助金で成り立っているようだったら、自主的な団体とは言えないわけじゃないですか。

例えば、この決算書をそのまま見させていただくとして、事務局費って予算で 40 万円とかあるわけですね、決算 238 万円とか。

もともとどういう事務局の活動をしようと思ってこの金額が積み上がっていて、実際に、逆にそもそも 230 万円でもいいのみたいな。どんな活動しているの、成り立っているのとか。例えば、寄附金、その他の 200 万円の予算に対して、その半分の 90 万円ですよ。

だから、余りにもわからんのよね、実際。大会に関して、研修会も半分になっとるし、集会とかも大体半分とか、まあ予算に対して決算が大体半分近くだから、そんなふうになっているのもわかるんだけど、そもそもこの団体が、例えば、調査とか何とかっていう具体的な事業じゃなくて、その団体が存続して活動してもらうことが、行政が言う補完的役割だとするなら、最低限そこに対して維持できる部分は補助しましょうっていう考え方であるなら、そこがはっきりわからんと金額の根拠は何にもわからんわけですよ。

さっき言った補完的役割って何ですかって聞いたの僕だけれども、そのときに補完的役割がそれだと言われたから、じゃあ、それだったらそれに対しての事業補助でもいいじゃないかという話になったんであって。

今回、いや、それだけじゃないですよとするならば、別に予算がかかる事業じゃないにしても、日々存在していることでいろんな相談を受けられて、それで人権問題とか差別解消につながっているとするなら、最低限そこが必要な金額っていうのがあると思うわけですよ。だって、大会とか研修はもともと自分たちがつくっているわけだから。それは自分たちでやられていいと思います。自分たちのお金でね。

だって、基本的には補助金がなかったらこの団体、事務局費すら出ないんですよ、今のところ。金額が正しいという前提のもとに立てば。

この団体の自主的活動とか自主的運動とかっていう部分が、どこまであって、言ったら、8割は補助金なわけでしょ、これ。8割が補助金だったら、本来は極論するともう全ての、領収書から何から出せと言ってもおかしくないくらいの関係ですよ。一般的に考えると。

だからそこは、今までの答弁だと、聞いていてもそれはないんじゃないかなっていうふうに思うよね。

だから、今回の明細書云々にしても、基本的に、市がこの団体の存続に対して支援するっていうところが、補完的役割っていうのが存在しないとだめだとするなら、最低限、そこが必要な金額っていうのが示されないと、500万円が400万円になったわけだから。

そこは何か旅費を見直したとかって言っているけれども、そもそもその旅費っていうのは、会員に対するいろんな相談云々っていうのは、別に行かなければできんわけやないし、勉強は、自分たちがもともとそういう団体つくっているわけだから、基本的には自分たちの活動として研修とか大会とか行けばいいんですよ。

だって、市内で補助金もらっている団体、他にもあるかもしれんけれど、その活動に基本的には補助しないじゃないですか。

さっき言ったように、行政の目的と合致しているって言うけれど、例えば、ほかの団体が鳥栖市の、ある掲げているものに対して、同じ目的を持っています、それに活動します、だからお金ください、ただ、決算書の細かな内容とか事業実績出しませんって言ったら、絶対出ないんですよ。

やっぱりそこは、これだけ特別扱いをされると、どうしてもうがった見方をされちゃうわけだから、そこはきちっと説明できるようにしておかないといけないし、実際、佐賀市はこれでお金出ているけれど、俺は、自分たちが研修したり大会に行ったり集会したりするのは自分たちの活動であって、市民だったり会員に対していろんな相談を受けることっていうの

は別もんだから、そんなことは、別に自分たちでどうにかしてくださいよと。うちは、そんなことしてもらわんでもちゃんと会員さんの相談とか市民の人権に対する差別に対する相談に乗ってくれさえすればいいんやから、100 万円でもいいですよと、極論すると。そりゃわからんけれど。そういうふうになっちゃうんだよ。

もう一個言えば、さっき言った生活指導員なんかっていうのは、基本的にその団体の活動云々っていうのが、もともと生活指導員と同じような仕事になっているとするならば、尼寺委員言うように、要らねえじゃんってことですよ。

だから、整理していくと、そういう市民の相談とか会員の相談とか受けるのが生活指導員になるんだったら、もう団体としての存在に対して、その役割はこの生活指導員が事業として担うと。あとは調査の部分に対してやってもらっているっていうんだったら、その調査の部分だけ事業へ補助すればいいっていうことになっちゃうんだよね。いわゆる補助金の出し方とか、生活指導員っていう事業に対してとかっていうのをきちっと整理しないと方向性がよくわかんない。

とにかく、市の方針に合っているから、中はようわからんけれどお金出すって言われても、それはほかの事業では絶対にあり得ないから。例えば、僕は青年会議所にいたけれども、明るい豊かな社会つくっていいことじゃないですかと、鳥栖市で活動しているんだからと。

あるいは、市が掲げている方針に対して、うちはその方針でやりますと、その方針のために活動しますと。だから、事業の報告とかそんなことはせんけれども。うちの団体が存続するように 500 万円くださいと言われたら出すかっちゃうと、やっぱり出さないんですよ。

同じ理屈でほかの団体から言われたときに、断れますか。というか、受け入れられますか、部長。

ほかの団体が、今言った説明、市の方針、ある部分、人権だったり、人権教育・啓発っていう基本方針を持っていて、それに合致するからって言われたけれども、市の持っているある方針に対して、全くそれと合致する活動をしますという団体があらわれたときに、これと同じような取り扱いってできますか。

#### **篠原久子健康福祉みらい部長**

そのときの状況によるということで、申しわけございませんけれども、即答できません。

#### **松隈清之委員**

そのときの状況によるっていうのは、どういう意味なのかということですね。

前提を置きますよ、じゃあ。前提として、市の書かれてある方針に対して、言ってることです、こういうことのために活動しますっていう、実績じゃなくて言ってることは全く合致すると。



そこに対して、もしかしたら行政よりもそのほうが、もっとうまくやることができるだろうと思える。

そこに対して断る理由ないでしょう、だって今、そういう説明しているんだから。実績があろうと報告があろうと、市の方針に合っているというのに対して出すって言っている以上、ほかのところを断っちゃいかんはずなんです。

今言う、そのときの状況っていうのは、前提として、市の掲げている方針に 100%合致している。

その上で、同じように報告もない——口頭であるかもしれんけれど、そういうことができますか。

### **篠原久子健康福祉みらい部長**

大変申しわけございませんけれども、やはり、そのときにまた十分な検討及び判断をしなければならないというふうに思います。

ただ、現在できますかできませんかっていうことについては、やはり判断しかねるということでお返事をさせていただきます。

### **松隈清之委員**

でも、出すべきなんですよ。だって、そういう説明しているんだから。

たとえ報告書があろうと実績があろうとなかろうと、決算書の中身があいまいであろうと、それで出すって、今、説明をされているってことは、同じようなケースで同じようにしないとおかしいですよ。

それをある団体が、市はこういうふうに考えている、だからうちは逆に、市の方針に合わせて活動しようと。報告があろうと、実績があろうとなかろうと、決算があいまいであろうと、出すんでしょっていうことになっちゃうんですよ。

だから、人権教育・啓発の方針についても、きのうも言ったけれど、この団体って基本的には、広く市民に対してそれをやるっていうことってないじゃないですか。やっぱ会員なんですよ、中心は。

だから、会員の中にそういう差別事件だったり、あったときに、それをどう解消するためのことをしたのか。あるいは、それで解消できたのか。場合によっては、法的サポートが要るかもしれないですよ、それに対して。

それをどういうふうに解決するのかっていう、何の報告も受けなかったら、どういう差別事件があって、それが解決したのかどうかもわからないんだったら、金出しよるけれど何もわからん、差別解消につながっているかどうかすらわからないわけですよ。

プライバシー、プライバシーって言うけれども、基本的に公務員なんていうのは、プライ

バシーにどんどん入っているわけなんです。だから公務員としての守秘義務があるわけじゃないですか。

生活保護にしたって、プライバシーにどんどん入っていかないと、つけられんわけですよ。だからこそ、公務員には守秘義務があるんですよ、支援をするにしてもプライバシーに入っていかなざるを得ない仕事だから。

だから、この差別問題っていうのを解消しようと思えば、細かい名前だとか、そんなところは別としても、あるいは、場合によってはそこも聞いていいと思うんですよ。だって、あなた方には守秘義務があるんだから。

例えば、この団体が寝た子を起こすな論で差別が起こっていることを表に出したくないという考え方に立っているのであればそうなのかもしれんけれど、ほとんどの同和団体っていうのは寝た子を起こすな論じゃないんですよ。きちっと差別があっていることを知らしめて、それをなくしていかないかんっていうのが、恐らくほとんどの同和団体の考え方なんですよ。ね。

だとしたら、報告もしないなんていうことはあり得ないんですよ。これだけ差別事件がまた起きとるぞ、この市はと。だから、行政も含めてどうにかしていかないかんだろうとなってこそその同和団体だと僕は思うんですよ。

だから、報告も何もないっていうことであれば、口頭であつたと——その生活指導員なのかその団体なのかはわからんけれども——そういったことを説明されても、さっき言われた人権教育・啓発のためにやっているとは思えなくなるわけですよ。ね。

本当に人権教育・啓発のためにやっているんだったら、どんな差別事件が起きて、それに対するどういう対応をしたのか、それで解決したのかっていうことを把握していかないと、つながっていかないもの。問題に対して何の分析もできないでしょう。

だから、出すことの是非っていうのは、そういうことがあつた上で、なおかつその事業が我々がいいと思うのかいかんと思うのかっていうところであって、まだ審査の前提にすら立っていないんだよね、これに関しては、ずっと。

いろんな事情も、何となくは推察はしますよ。

ただ、いつまでもこのままでいいっていうことではないので。本来であれば、こんなの認められるかになっちゃうんですよ、毎年。こんなわけのわからん予算、決算で何をしたか報告もないような決算なんか認められるかってなるんだけど、そういう事情もわかっているんで、ちょっとずつでも正常化っていうか、少なくとも、説明に足りるぐらいの内容にしていけないかんのじゃないかっていうことで、時間を取っているんだよね。

だから、尼寺委員は言うけれども、一足飛びに全て解決しようと思ったら、とてもじゃな

いけれどできないのは本人もわかっているんですよ。

だから、ちょっとずつ正常化していかないかんやろうと。説明できる内容にしていけないかんやろうと。そして説明できないと、やはりやめろになるんですよ。だから、今までの答弁みたいなものを繰り返していったらいかな。

そりゃ気持ちはわかりますよ。わかるけれども、これが我々の仕事だからね、言っても、そして、きちっとチェックしていくのは。

もちろん、考えの違いはあるんですよ、個人でね。そういうのに、やっぱり出すべきだろうという人もおるかもしれん。ただ、それはそれなりに審査する資料があって、なおかつだめだっていう人もいれば、いいっていう人がいるわけだから。それは、いろんな議案全て。

だから、審査する前提に立つところまでは、やっぱりやってもらわんと、その是非の判断にもいかないよね。

そこは、今ここで答弁せんでいいけれど、ちょっと話してみたら。

だって、ここで聞いてもずっと考え方変えられんやん、二人で言ったって、この場で。同じことしか言えないわけだから。

やっぱり、少しずつでも前に進めることっていうのを考えていかんと。我々もいろんな立場はあるにしても、ずっとこのままでいいとは思ってないからね、ほとんどの人が。

#### **古賀和仁委員長**

今、松隈委員から執行部に対して、審査に耐えられるような資料を出す、出さないについて、一回庁内で協議をしていただくそしてそのあとに……、「（待つて、本来は今回それが揃ってないといけないんだけど、毎回ね。ただ、現時点でそうっていないから。ただ、それを今回の審査に間に合わせろとは言わんけれども、そこはもっと考えてもらわんと、このままはなかなか進めんよね、次回以降含めて）」と呼ぶ者あり）

次回のことも含めて何らかの協議をしていただいて、お昼からまた会議を開きますので、そのときに回答をいただけますか。

#### **篠原久子健康福祉みらい部長**

松隈委員の御意見については、ありがたく受けとめ、本当に真摯に対応してまいりたいというふうに思います。

ただ、昼から御返事をするということを言われても……、本当に何度もこのようなところで申しわけございませんけれども、回答できないのではないかというふうには思っております。

#### **古賀和仁委員長**

暫時休憩します。

午後0時1分休憩



午後0時6分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

暫時休憩をいたします。

午後0時6分休憩



**午後 1 時 9 分開議**

古賀和仁委員長

再開をします。

午前中に引き続き、質疑を行います。

**篠原久子健康福祉みらい部長**

午前中、松隈議員のほうで、今後やっぱりきちっと説明できるような資料とするように、努力すべきではないかということに対して、こちらのほうできちっと協議をしたもので答えるようにというふうな御指摘があったところでございました。

それにつきましては、こちらといたしましてももう少しきちっと説明のできるような資料になるように、きちんとした説明のできる資料の提出を求めているというふうに思っております。

以上でございます。

松隈清之委員

求めていきたいという表現がどうなのかっていうこともあるんですけど、ただ、午前中言ったのは、まず、市としてこの補助金の目的だとか、そこら辺は過去、補完的役割だとか答弁あったんだけど、もうちょっと具体的に示す必要があると思うわけですよ、先ほど答弁であった人権教育の啓発が目的とするならば、果たしてその事業目的にこの団体の活動が

合致しているかっていうと、この活動団体の活動自体は、広く市民に、そういうもののために活動しているとは、少なくとも思えないですよ。

この団体の活動っていうのは、例えば、講演だとかあるのかもしれないけれども、基本的には会員向けの差別問題解消にかかる活動をされていると私は理解しているんですよ。それでいいと思うんですよ、そういう団体なんだから。

だから、そうであるとするならば、その活動っていうのは市の求めているところのごく一部でしかないよね。特に、いわゆる同和問題に関する部分に関して、行政として入っていきにくくて、この団体が、数は限られているかもしれないけれども、そういう同和差別に対する解消に役立つとするならばですたい、プライバシーに関することとかっていうことはあるけれども、そこは行政としてプライバシーに関すること、ほかのことは全部やっているわけだから。そのための守秘義務もあるわけだから、そこはきちんと情報の共有をしながら、どのような差別が行われて、それに対してその団体がどう対応したのか。それは行政として踏み込む対応もあるだろうし、公的なサポートが必要な場合もあるだろうし、その解消に係るプロセスをきちっとわかって活動していないと、いつまでたっても差別があるあるっていうだけで、何も見えてこないよね。

だから、まずこの団体に対する事業で補助金を出すという、事業に関する目的っていうのをきちっと整理して、それが人権教育・啓発とするならば、僕は不足だと思うんですよ、これはごく一部にしか活動しないんで、基本的には。

だから、そういうところだけを特化してここにお任せするっていうことであるならば、それはそれでいいと思うよ。ただ、そうであるならば、もっと具体的に何がどうなっているのかっていうことを把握する必要があるよね。

だけん、答弁のなかであった人権教育・啓発の基本方針、これは市が掲げている人権問題全般に関する基本方針であって、この団体っていうのは、ごく一部を担っているにすぎんわけだから。そこは、全体的な人権問題に対する差別解消っていうものの取り組みと、ここが担っている活動っていうのはきちっと分けて事業として取り組まないかんと思うんですよ。

だから、そこも果たしてどうなのか、きちっと整理をして御回答をいただきたいね。

それとも、ここに人権問題、一般的な市民のものも含めて、そこをお願いをしているとするならば、その活動はそれに合う活動でなければならないし、ある特定の同和問題にかかわる人たちだけの問題を解消するんであればそれでいいけれども。じゃあ、それに対して具体的にどういう事件が起きて、それに対してどういう対応をして、解消に向かっているのかどうか分かるような資料も準備してもらわなくては。

だから、そこはまず考え方を一旦整理していただきたいよね。どういう趣旨で、どういう

目的でやっているのか。漠然と人権教育・啓発のためにやっているっちゃうのは通らんから。その一環であるけれども、ここの団体に補助金をつけるっていうことは、ここの団体に補助金をつける意義とか目的が必要だから。

それが、過去は四つの調査だとかいろいろ言われたけれど、ここをもう一回整理して、だから、この目的のためにその額が適当なのかどうか、出し方が適当なのかどうかも含めた審査が必要なんで、そこをもう一度整理をしていただきたい。

僕が午前中に言ったのは、そこが整理されたら、それが証明できる資料をきちっとつけてくれということよ。説明に足るっていうのは、説明する以前に何を目的としているのか、何を求めている、どういう状態を目指しているっていうのを整理した上で、これは多分、あるんだと思うんですよ、本当は。ちょっとぼやかしていろいろ言われているけれど、本当は多分、同和に係る関係者の差別を解消しようとするからその団体にお金つけているんだろうと思うんで、そこをきちっと整理して御回答いただきたい。

それは、きょう出なければ月曜でもいいんだけど、その回答をまずいただきたいっていうことね。じゃないと、入り口から一体何のために出しているのかっていう議論をずっとしていても始まらないので。

それで、そこがはっきりするんだったら、じゃあそれを証明するに必要な資料は何ですね、これは最低限要るよねっていう議論になったときに、そこは準備してくださいよっていう話ですよ。

おわかりになりましたでしょうか、部長。

#### **岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

御指摘があった部落問題の件が、どういった事業といいますか、効果といった部分かと思っています。

部落差別というのは、現実的に私どもは見えにくくなっているだけであって、部落差別については、現に存在しているということが前提にございます。部落差別の関係について、その問題について、さまざまな人権問題、本質的なものについては共通しているものと考えております。部落差別について知ることを通して、さまざまな人権問題に気がついていくもの、そのようなものの本質として部落問題というのが存在しているというふうに考えております。

その中で最も重要であるのは、差別は差別する人がいるから起こるのであって、差別される側に原因があるという考え方は、一部ありますけれども、そういう差別される側に原因があると、そういった思いこまれた、一般の中にそういった考え方が特に部落差別は、例えば、人種が違うとか民族が違うとか、そういった誤った知識が特に、よく教育の中で知られていない方については、誤った知識が広がっている。ものも多くあると考えております。そ

ういった差別する側に原因があるというのがそもそも誤った考え方があって、あくまでも差別するほうが、差別する人がいるから部落差別が存在すると。

したがって、そういった差別するほう、被差別部落というよりも差別する側の意識をどのようにして変えていくのか、そういった活動の一端を全日本同和会の支部のほうで、市民の中に入り込んで啓発活動をされているものと、そのためにこの団体の活動の存在が、公益上必要であるということで補助金を支出しているところでございます。

したがって、人の心の問題でございますので、それを書面で資料として求められるとしても、なかなかこれは紙面で証拠書類として出すような形態のものではないと考えております。

以上でございます。

### **松隈清之委員**

今、2つあるんだけど、報告する必要があるっていうのは、いわゆる起こったことですね。

例えば、相談であるとか、実際こういう事象が起こっているよということに関しては、把握しないとやりようがない、だから、今言われたのは差別される側ではなくて差別する側に問題があるとするならば、これはその団体云々じゃなくて、鳥栖市として市民全般にそういう人権問題だっただけに対して、知識を提供していかなければいけない。

ただ、それに対する情報が何もないわけですよ。だって、口頭で何件相談があった、中はよくわからんということなので。

だから、一つ、啓発に関してこの団体が活動しているとするならば、それはプライバシーの問題じゃないんだよね。相談はプライバシーが出てくるよ。

ただ、プライバシーがあったとしても、どういう内容で、それに対して本当にその団体だけで解決ができるのか。解決ができるような内容なのかどうかも把握せないかん。ここはもうお任せしたほうがいい内容だよね、これは行政として何らか支援が要るよね、あるいは、法的な手続が要るんじゃないかとかっていうのを含めて把握しないと、そこからの取り組みのしようがないんですよ。だから、まず、報告が必要なケースっていうのは、相談事だったり何かが起こったこと。

今、言われたのは啓発活動であって、啓発活動は心の問題だから報告しようがないというけれど、啓発活動だったら、例えば、会員向けにじゃなくて市民向けに啓発活動を行って、講演を行いましたとか集会をやりましてとかっていうのは、別に報告できるんだから。例えば、そこでアンケートとりまして。話を聞いてみて、自分が実は差別をすることがあったけれど、ここで気づきましたとかっていうアンケートをやるんだったら、この活動が市民の心に少しずつ届いているなということもわかるんで、啓発活動をやっているならね。ただ、

啓発活動をやっているという証拠がないので、そこは何とも言えないんだけど。

だから、啓発活動であれば啓発活動で、何人の方がいらっしゃって、アンケート調査の結果、こられた方の意識がちょっと変わりましたとかっていうのが把握できるのであれば、これまた別に報告できることなので。

だから、心の中の問題は報告できんかもしれんけれど、啓発活動で、集会とか講演とかだったら、それはそれで計り方はあるし、相談だったら相談でどういう趣旨の事件が起きている、差別が起きているっていうことも把握をせないかんので。いずれにしても、報告できるんですよ。

だから、報告できないっていう問題っていうのは、基本的にはないんだよね。

でも、差別されたという人が会員なり何なりいらっしゃって、これはもう全く、業者にも言わないでくださいとか、これこれこういう理由でとか、という理由でもない限りは行政としては何が起こって、どういうもので、それに対してどういう対応して、それが果たしているのか、もっとやるべきことはないのかっていうのはやっていかないと、いつまでたってもあるあるで差別なくなるないんですよ。

だから、なくそうっていう気があるかどうかなんだよ、まずは。

俺は、差別がないとは思わないよ、きっとあると思う。さっき言ったように心の問題だから、わかんないよね。だから、差別される側に問題があるわけじゃない、確かにそうだと思う。

でも、その差別の心っていうのは、それが表象として出てきたときに、表に出てきたときにわかるわけで、差別される人が感じるわけじゃないですか。

だから、心の中ってどうせはかれないんだから、差別された人が感じて、初めて差別というのが表に出るわけ。それを把握していかなければ、心の中の問題っちゅうのは、結局何もできんまま終わっていくよね。

本当に差別をなくす気があるんだったら、ちゃんとそれに対する取り組み、事業としてこれをやるべきだし、事業として効果が上がるようなやり方をしているのかどうかを、我々はここで審査しなきゃいけないんだよ。だから、報告は絶対にできるんだよね。

啓発活動だったらどんな啓発活動を、何人に対し何回行ったとか、アンケート調査の結果、市民の心が少しずつ変わってきている、アンケートではあるけれど。

ただ、何かはかる方法っていうのを考えていかないと、報告できない、報告できない、心の問題って言ったら、やっていることが何なのか判断できないじゃないですか。

だから、そこをちょっと考えて、はかれる方法もあるわけだから、一辺倒の……、推察はしますよ、いろいろなことを。ただ、推察はするけれども、それは決して正常な状態ではな



いので、そこを改善していく努力っていうのも同時にしていかなきゃいけないので。

それはあくまで、差別をなくすためですよ。事業の目的を果たさなければ意味がないんだから。この団体がその差別解消を目的としている団体で、そのとおりの活動をするならば、別になんら問題ないことになるわけだから。自分らの活動を証明するわけだから。その活動が行政の求めていることと合致しているかどうか、あなたたちはそれをきちっと把握しないといけないわけだから。そこはきちっと報告できるはずだと思うんだよね。

いかがでしょうか。

#### **篠原久子健康福祉みらい部長**

現在のところ、例えば、いろんなものの調査内容だったり、そういうものについてどういう調査をしているというふうなところと件数についても報告を受けているところでございます。

内容については、把握していないところでございますが、今後、議員のおっしゃるようなそういうふうな内容についても、報告してもらうようなことで求めていきたいというふうに思っております。

#### **松隈清之委員**

それは、求めるっていうか、要るよね。

まずは、さっき言ったように自分たちの事業としてこの事業をきちっと明確にすることだよな。

漠然とさっき言った、広く人権教育・啓発とか云々じゃなくて、具体的にこの団体にこのお金を出しているっていうのは、その一環かもしれんけれど、この事業の単体としてとらえたときの事業目的とか、目指すべき事業効果とかあるはずだから、そこをきちっと整理していただいて、それが、その事業目的に合致した資料よね、証拠が提出できるようにやってもらわなければ、審査の土台にすらつかない。毎年言っているんだけど、そこは一步ずつでもいいから、やっぱり進めていかないといいかなと思いますよ。

#### **篠原久子健康福祉みらい部長**

御意見、真摯に受けとめたいと思います。

#### **尼寺省悟委員**

毎議会やっているんで、やっぱり何か具体的に進展するというふうな状況でないと、なかなか私としては納得できないって。

それで、さっき話にあったけれども、事業報告出されて、見てみると、ほとんど内部向けでしょうが。支部長会議、支部役員会議、全国大会、県連何とかがあってから。

そして一番核心の実態調査、職業調査、対象地区調査、これも内部向けなんよね。

要するに、簡単に言ったら、13 世帯、43 人のケアをするために 400 万円、これは果たして、本当に適当なのかどうなのかという問題があるったいね。

それで、最初の明細の件に戻るんやけれども、佐賀市なんやけれども、知ってのとおり、今、あそこは団体の運営費補助をやめて、自立支援事業費補助、補助金制度に変えたったいね、2012 年に。

その発端になったのが、この明細。この明細を見てみると、これは、佐賀市内であるにもかかわらず日当が 3,000 円と。これはおかしいということで調べていって、佐賀市の旅費規程に準じて、日当を廃止したと。そして、6 年前には 2 団体で 1,800 万円だった補助金が、結果として 2 団体で 600 万円になったと。ここは基本的に、今までの団体補助をやめて事業費補助に変え、その結果として 300 万円に減らしていったと。そういったことを、もう 3 年前に佐賀市の場合やっているったいね。

だから、鳥栖市の場合、具体的にそういった方向を目指すとかとかといった考え方を、やっぱりあなた方が持ってもらわないといかんと思うけれども、その辺はあるとね。

もちろん、あしたやれだとか言わんけれども、今、400 万円やけれども、これを 300 万円とか減らしていくんだと。あるいは、団体補助を事業費補助に切りかえていくんだとか、そういった考え方っちゅうのはあるわけ。すぐできんでもいいんよ、それはもちろん、向こうとの協議でもいいけれども。

#### **篠原久子健康福祉みらい部長**

ただいまの、団体補助を事業費補助に切りかえるということを考えているのかということにつきましては、このまま団体補助ということでやっていくというふうに考えております。

#### **尼寺省悟委員**

いや、それだったら、何のためなんかってなってしまうっちゃんね。

これちょっと別の例なんやけれども、これは、本庄市というところなんやけれども、これ、朝ぱっと私、見てきたんやけれども、同和対策事業特別措置法が平成 14 年に失効したということだから、それからいろいろ協議して、結果として運動団体及びその上部団体が主催する話し合い、研修会、総会と一切の事業に対応しないと。それから、補助金は平成 25 年 3 月 3 日で廃止すると。

これは、ほかの自治体でもそうやけれども。結果として、そういった流れになってるったいね。

だから、さっき言った団体補助から事業費補助になるのは一つの過程として、最終的には、国のほうでは特別措置法はもうやめるといふふうに、そういった方向にしたから、これ以上特定団体に補助するのは意味がないと、あなたがさっきから何回も言っている差別の解消に

はつながらないと、逆になるんだっていうことを国が判断して、やめたと。

だから、各自治体もそういった流れで、すぐやったらいいけれども、やっぱり運動団体はあって、時間がかかっていると思うけれど、全体の流れとしてはこういった方向に行っているったいね。佐賀市の場合はその前段階として、その事業費補助になっているんだから。

少なくとも、そういった方向性を目指して協議するというようなことを、言ってもらわんといかんし、基本的に、私、そうやけれども。

もう一回聞くけれど、そういった考え方っちゅうのはないわけ。

#### **篠原久子健康福祉みらい部長**

現時点では、先ほどの繰り返しになりますけれども、事業補助金への切りかえてという予定はございません。

#### **尼寺省悟委員**

先ほど、なんでこの団体に補助金を出すのかと言ったら、補完的役割を果たしているんだと。そして、その中身としてこの四つがあるんだと。ほかにもあるとか言われたけれども、基本的にはこれだというふうなことを言われたったいね。

そして、やっていることに対して、効果的だと判断していると言われたけれど、その効果的だと判断する根拠がないったい。説明が一切ないやろう、報告も受けてないし。

さっきちょっと部長言われたけれども、内容については把握しとらんとも言われたったいね。

内容について把握していないにもかかわらず、そして報告を受けていないにもかかわらず、いや、この団体がこういった調査をやっているから補完的役割を果たしているというのは、よくも私、言えたもんだと思うけれどもね。そう思わない。

あなたは、地域実態調査、福祉実態調査、職業実態調査、これについて報告も受けてないし、そしてさっき、内容も把握してないと、聞いてないと。そう言っておきながら、その片方で、これをやっているから、効果的にやっている。そして、この団体が補完的役割を果たしていると。

そうならないやろうもん、幾ら考えたって。どこでそうなるわけ。報告も受けてないし、内容も把握していないにもかかわらず。部長が把握していないってことは全体的に把握していないわけでしょう。にもかかわらず、いや、ここは補完的役割を果たしていると。つながらんやろうもん、どこも。

いかがですか。

#### **篠原久子健康福祉みらい部長**

繰り返しになりますけれども、全日本同和会の活動の目的自体が、私ども行政の人権擁護

だったり、そういうふうなところに合致しているというふうに考えておりますし、その面では、きちんとした調査をしていただいているというふうに思っているところでございます。

そこで、今後この内容につきましては、きちんとした報告をいただくように求めていきたいというふうに考えております。

#### **尼寺省悟委員**

人権団体というと、ほかにも障害者団体にしても、男女差別をなくするという団体っていうのはいっぱいあるわけですね。その団体、43人とかよりもっと多いったいね。そういったところに対して、400万円も補助金、出している。そして、そこに何の報告書も求めんで、報告書もよ、こういったことが実績に、障害者団体でこういった活動しています、障害者の差別をなくすためこういったことをやっています、男女差別をなくすため、こういったことをやっています、ああ、それは市の目的と合致していると。400万円もやっているわけやん、報告も求めんで。ほかの団体には、絶対にそうしてないわけでしょうもん。

何でこの団体だけそうやるのかというのがわからないから、何回も何回も言っているわけですたい。そういったことであるならばもう、やっぱりやめるべきだと思うんですよね。

どうですか。

#### **篠原久子健康福祉みらい部長**

同じことの繰り返しになりますけれども、報告については、今後求めていきたいというふうに思っております。

#### **尼寺省悟委員**

今まで現実的に、ずっと500万円、400万円、全体ひっくるめたら1,000万円、今まで数十年間、合わせて1億円から2億円くらい出してきているわけですたい。

そのときの理由としては、何回も聞いた、補完的役割を果たしていると、もう何回もそういうふうに言ってきたわけよね。

実態として聞いてみると、もう、わけわからんと。

じゃあその辺の責任たいね。その辺のことが、今、単純に内容についてきちんと報告させていきますと言われたとしても、それだけじゃ、やっぱり納得はできん。

もう少し具体的に、今後どうやっていくとか、さっき言ったように、もう事業費補助に切りかえていくとか、こういったところについては、補助金はなくしていくとか、そういった方向性を目指しますというようなことも言わなければ、単純に内容についてはきちっとしますと言われたところで、今までとまったく変わらんと。そういったことの答弁がないと、私としては答えになってないと思いますけれど。

#### **篠原久子健康福祉みらい部長**

古賀和仁委員長

**午後 1 時40分休憩**

~~~~~

午後 4 時 5 分開議

古賀和仁委員長

小石弘和委員

その内容と経過等について、委員長に報告を求めたいと思います。

古賀和仁委員長

その中で、執行部のほうから、この案でどうだろうかということで、副市長のほうより答弁ということでどうだろうかということで、現在、資料をもらっております。

これについて、皆さんに、事前にお諮りをしたいと思います。

松隈清之副委員長

今、委員長が説明されたことなんですけれども、いろんなやりとりの中で、基本的には審査をする場なので、審査をするのに足る資料の提出は、委員会としては必要だと。個人的な委員さんの見解は別としても、是非を判断するための資料の提出は必要だろうと。委員会として、議会というのは、執行部から審査をお願いされている立場ですから、お願いをされる以上は、それにふさわしい資料の提出は、当然、執行部が提出する義務があると思っていますので、それに対しては、委員さんの賛成、反対とか見解は別として、審査にとってはそこは必要なので、そこは執行部に対して、これまでの答弁ではなかなか前に進まないと。

ですから、審査に対する資料の提出のあり方として、提案者——市長もしくは副市長でも結構ですが——に審査をするための資料の提出についての考え方をきちっと明確に示してくれということを申し上げておりました。

やりとり中で、来客中とかっていうことで時間がかかりましたことはおわびを申し上げますが、今回、執行部として審査に対する資料のあり方、資料提出のあり方についての見解を求めるということで、正副委員長で話をさせていただきました。

ここが、この時間の協議の中身でございます。

以上です。

古賀和仁委員長

それでは、審査の過程で質問、答弁等っておりますが、審査の資料として求める部分の資料については、十分でないと思われます。

そこで、資料等の提出について、市としての考え方、見解をお尋ねしたいと思います。

この件に関し、市長あるいは副市長の出席を求めたいと思います。

篠原久子健康福祉みらい部長

委員会の総意としての御意見かどうかをお尋ねいたします。

古賀和仁委員長

委員長として求めています。

篠原久子健康福祉みらい部長

それでは、休憩をお願いいたします。

小石弘和委員

今の報告、審査を進行するための協議と私は聞き及んでおりますので、要するに執行部がしっかりと答弁すれば、出席を求める必要はないんじゃないかと、私は思います。

わざわざ市長と副市長まで呼んで、内容的なものを要請すると。執行部がしっかりと答弁を

すればいい。

今まで協議されたんでしょう。

松隈清之副委員長

部長の答弁に対して、じゃあ協議して、ころっと今度からこうしますということではなくて、あくまで議案の提案書は市長なんです。ですから、審査を我々はお願ひされているわけですから。

提案理由の説明がありますよね、よろしく御審議賜りますようにと。だから、審査をする上で、個人的な委員さんの意見としては別としても、少なくとも審査に足るだけの資料は出ていないと判断をいたしました。個人的な賛否は別としても、審査に十分な資料の提出は委員会として必要だと。

だから、そこに対しては、部長がこれまで答弁していることでは不足なので、きちっと提案してある市長もしくは副市長からその資料提出のあり方についての考え方を、トップ、その補佐という立場の人間からきちっと申し上げてくださいということを申し上げたんですよ。そもそも今までの部長の答弁で納得できるんだったら、こんなことにはなっていないですよ。

だから、委員会として、この議案がいい悪いとかっていう議論の前に、審査に足るだけの十分な資料っていうのは、委員会としてきちっと求めたいと。今、このやりとりの中で当然、出てこないわけだから。

だから、このあり方について市長、副市長、言うたらトップですよ。市長、どう考えておられるんですかということを、考え方を聞きたいと。最終責任者は市長ですから。

小石弘和委員

それはわかりますよ。

今までの休憩は、そういうふうなお話をされたんでしょう。審査に必要な書類を、結局、執行部に求められたんでしょう。その結果がここでしょう。

古賀和仁委員長

資料等の提出に対する考え方を、提案者にお尋ねをするということで、そのところで調整をしてみいました。

松隈清之副委員長

補足しますけれど、資料を求めて出てくるんだったら出てきているんですよ。出てこないから、出てこないんですよ。それはもう、今までのやりとりから、あるものなら出るんですよ。出てこないわけじゃないですか。出てこないものに対して、今後もこういう審査が続くのであれば、これは委員会として、議会としてよろしくないんで、審査に足るだけの資料

資料の提出等についての見解を、求めたいと思いますので、市長か副市長に出席を求めたいと思います。

〔「意見ありません」と呼ぶ者あり〕

篠原久子健康福祉みらい部長

古賀和仁委員長

午後 4 時33分休憩

~~~~~

午後 4 時 34 分開議

古賀和仁委員長

審査の過程で、質問に対して答弁等がっておりますので、審査の過程の資料等につきまして、市としての見解を委員会として求めたいということで、種村副市長の出席をお願いしておりますので、答弁を求めたいと思います。

**種村昌也副市長**

答弁整理のためにお時間をいただきまして、申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

厚生常任委員会におきまして、全日本同和会補助金につきまして始終、御意見をいただいているところでございますが、今後はできる限り、説明できる資料の提出に努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、御答えとさせていただきます。

古賀和仁委員長

委員長から確認をしたいと思いますが、資料の提出等については、審議のなかで御案内の資料ということでしょうか。



平成27年10月 5 日 （月）



## 1 出席委員氏名

委員長 古賀 和仁

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明員氏名

健康福祉みらい部長 篠原 久子

健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 岩橋 浩一

社会福祉課地域福祉係長 八尋 茂子

こども育成課長 石橋 沢預

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

文化芸術振興課長 村山 一成

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 石丸 健一

スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 大石 泰之

スポーツ振興課スポーツ振興係長待遇 時田 丈司

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長 宮原 信

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室長兼相談係長 天野 昭子

市民課長 岡本 昭徳

国保年金課長 吉田 秀利

税務課長 平塚 俊範

市民環境部次長兼環境対策課長 榎原 聖二

## 4 議会事務局職員氏名

議事調査係主任     大塚   隆正  
議事調査係主査     武田   隆洋

## 5    審査日程

### 議案審査

議案乙第27号   平成26年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第28号   平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第29号   平成26年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

〔総括、採決〕

報   告（健康福祉みらい部スポーツ振興課）

（仮称）健康スポーツセンター整備に伴うアンケート調査報告書について

（仮称）健康スポーツセンター整備に伴う子ども向けプール配置案について

## 6    傍聴者

な     し

## 7    その他

な     し

午前 9 時 56 分開議

古賀和仁委員長

時間前ではございますけれども、本日の厚生常任委員会を開きます。

~~~~~

自由討議

古賀和仁委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託された議案を含めて議員間で協議したいことがございましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、自由討議を終わります。

総括に入ります前に、環境対策課より、尼寺委員の決算審査の質疑に対して資料の提出が
 っております。お手元の「資源回収実績について」でございます。御確認ください。

この資料に対し、確認したいことや意見等がありましたら受けたと思います。ありませんか。

〔発言する者なし〕

ないので、以上で提出資料については終わります。

次に、議案外でございますが、スポーツ振興課長から報告を行いたい趣旨の申し入れがありますので、お受けしたいと思います。（「総括やろうもん」と呼ぶ者あり）

訂正をいたします。

暫時休憩します。

午前 9 時58分休憩

午前 9 時 59 分開議

再開します。

再開します。



(仮称)健康スポーツセンター整備に伴うアンケート調査報告書について

古賀和仁委員長

次に、議案外でございますが、スポーツ振興課長から報告したい趣旨の申し出がっておりますので、これをお受けしたいと思います。

それでは、お手元のほうに議案外資料として9ページ、それから全部で10枚の資料をお配りさせていただいております。

順次御説明をさせていただきます。

まず、(仮称)健康スポーツセンター整備に伴うアンケート調査報告についてでございます。この調査は職員が市民プール、まちづくり推進センター、市民体育館トレーニングルームに出向きまして、市民の皆様の意識、ニーズの傾向を把握し、施設内容やソフト事業を今後検討する際の参考の一つとするために、市民の方々を対象に、ことし8月に実施しております。

主な内容につきましては、これまで市外及び民間施設を含め、何らかの形で温水プールを利用したことがあると答えた方が全体で 53%、利用したことがないと答えた方も全体の 47% で、どちらも約 5 割でございました。

一方、温水プールが整備された場合、利用したいかという回答が全体で 78%を占めております。

また、25メートルプール以外に併設してほしいプールについてお尋ねしたところ、屋内幼児プールや、屋外幼児レジャープールの併設を望む声が、全体でそれぞれ 27%、ジャグジープールの併設を望む声が 21%、さらには 25メートルプールのみの整備でよいと答えた方も 22%と意見が分かれまして、新しい施設に対する多様な考え方があらわれた結果となっております。

特に、その他の割合が非常に多うございましたけれども、その内容は、浴室の設置が最も

多く、中にはサウナ、歩行用の専用プール、それから波が出るプールなどさまざまな回答が
あっております。

今後、屋内 25 メートルプール及びトレーニング等の健康づくりを核とした施設整備を図る
とともに、子供向けのレジャープールについても建設予定地内で整備を行うことが必要であ
ると考えております。

以上、報告とさせていただきます。

次に、7 ページからお願いいたします。

(仮称) 健康スポーツセンター整備に伴う子ども向けプール配置(案)についてござい
ます。

現在、施設それからソフト面の検討しておりますけれども、プール平面配置イメージ図が
できましたので、お示しさせていただいております。A と B と 2 つの案ということで上げさ
せていただいておりますけれども、まず、A 案は屋内型、B 案が屋外型でございます。検討
内容のところに簡潔に示させていただいておりますけれども、A 案、B 案それぞれメリット、
デメリットがございます。今後、方針を固め、基本設計の素案をつくっていくこととなりま
すけれども、それぞれの部分を十分に検討し、作成していきたいというふうに思っております。

非常に簡単でございますけれども、説明については以上でございます。

古賀和仁委員長

ありがとうございます。

この際ですので、確認したいことや意見等がありましたらお受けしたいと思います。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

7 ページの A 案、B 案でお示しをいただいておりますが、この A 案、B 案をどのくらいの
期間をかけて検討なされ、どれくらいのうちに、実際、固めていこうということでお考えな
のかをお願いいたします。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

次の 12 月定例会には、基本設計の素案をお示しできたらというふうに思っております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

その間は、庁内でいろいろ意見をまとめていかれるということですね。

外部的に、いろんなことを情報収集とか意見収集をさらにされるということはないという

ことでよろしいでしょうか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

改めてアンケート等を行う予定にはしていませんけれども、今回この分について、初めて敷地内にイメージとしてこういう感じになるということでお示しさせていただいておりますので、いろんな意見が今後出てくるかと思います。

そういう御意見もお聞きしながら、先ほど申し上げたように基本設計の素案をまとめてまいりたいと思っております。

以上でございます。

伊藤克也委員

わかりました。ありがとうございます。

以上です。

松隈清之委員

よく聞くんですよ、今回のこのプールの件で。今のプールにかわるのができるということで期待されている方もいらっしゃると思います。

ただ、子供をお持ちの方とかに聞くと、今のやつみたいなのができると思っている方、結構いるんですよ。誤解をされている方、結構いらっしゃると思うんですよ。

だから、そこら辺をきちっと説明をしておかないと、今後、こんなのできても子供行けないじゃないかという声が当然……、今までの説明は、ずっと、老朽化したし、現在の市民プールにかわる施設というふうな説明をされているので。

前の資料にありましたけれど、利用者はほとんど小中学生ですよ。ですから、そういったもののかわる施設として思っているとすれば、今度の施設っていうのは、まあ小中学生、もちろん使えんということはないにしても、これまでどおりの目的でこられるっていうことは基本的にないんですよ。

だから、そこら辺の説明をきちんとしておかないと、これじゃあ子供が行く所がないじゃないかと、今のプールを残せというような声にもつながると思うので、そこは十分に説明をする必要が、理解を得なければならないと思いますけれどね。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

今まで説明した中で、不十分な点、それから説明不足の点がある部分もあるかというふうに思います。

今、御指摘いただいた部分については、私どもとしても非常に大切なことだというふうに思っておりますので、説明等を十分行ってまいりたいと思っております。

松隈清之委員

具体的にはどういうふうに説明をされるんですかね。そこだと思っんですよね。

例えば、今回、案だとしても、12月の時点で基本的な形、決まるんですよね。その時点で、どうですかって聞いて、なんじゃこりやみたいな話になってもいかんと思うので、もし12月に出されるのであれば、それまでにどういった形で、今度のプールはこういうもんですよということを、どういう手段で御説明をされるということですか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

これまで、パブリック・コメントの部分については、ホームページ等で回答についても公表をさせていただいております。

それで今後、基本設計の前の素案の段階で、お示しをしてまいりたいというふうに思っております。その際に御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

松隈清之委員

その手段ですよ、説明ってだれにどうやってされるんですか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

今、こういう形でというのは、具体的にはお示しできませんけれども、もちろん市民の皆様、それから議員の皆様のほうに御説明をしてまいりたいと思っております。

松隈清之委員

議員はどういうプールかっていうことをあらかじめイメージできているんですよ。今回、子供向けのプールをどうつくるかっていう議論はあるにしても。おおむねどういう方々がどういう目的で利用されるだろうってというのは、あらかじめ見えているんですよ。

ただ、一般の方ってというのは、パブリック・コメントを出したから知っているでしょう、ってというのは、申しわけないけれどもなかなか通じないですよ。

ですから、例えば、こういう感じでプールを今、計画していますってことを市報に載せるとか、広くお示ししなければ、恐らくできるという直前になって、いや、そんなだったら今の市民プールを残してくれ、みたいな話になる可能性もあるんですよ。だから、そこら辺は十分説明していかないと、今んところって言っても、多分、ホームページに載せましたとかだけだと、恐らくそんなに見ている人いないですよ、なかなかね、市のホームページなんか。

そこは手法も含めて検討しておいていただきたいなと思います。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

今回の分については非常に大きな事業でもございますので、いろんな形でお示ししながら進めてまいりたいというふうに思っております。

古賀和仁委員長

〔発言する者なし〕

これより、総括を行います。

午前10時12分休憩

~~~~~

再開をします。

こども育成課より報告があるということで、これを受けたいと思います。

10月1日の決算委員会におきまして、飛松委員と尼寺委員から質問をいただいております。この件について、資料不足でその場でお答えができなかった分を、今、お答えをさせていただきます。

まず、飛松委員からの、子どもの医療費助成制度について受診科別で把握が可能かという御質問につきましては、子どもの医療費助成制度につきましては、入院、通院、調剤の別は管理されておりましたが、受信科につきましては管理がなされていない状況でしたので、受診科別に分類してお答えをお示しすることは困難な状況でございます。

続きまして、尼寺議員からの御質問について3点。

まず、保育所における正規職員と非正規職員の比率と賃金格差について御質問がございました。

公立保育所における状況についてお答えをいたします。正規保育士は 38 名、嘱託の保育士は 34 名となっております。賃金につきましては、正規保育士につきましては市の一般行政職

と同額でございます。5年目の職員の本俸が18万9,500円。嘱託の保育士につきましては、一律月額15万6,870円でございます。

2点目、平成27年4月と直近の待機児童等の状況についてでございますが、本市における待機児童等の状況につきましては、平成27年4月が待機児童3人、入所待ち児童176人、平成27年9月時点では、待機児童が4人、入所待ち児童が173人となっております。

3点目、保育所入所児童における第1希望の入所率についてでございますが、平成27年度における保育所等入所申込者のうち、新規入所児童は563名でございます。

そのうち、第1希望への施設への入所者は360名でございますので、第1希望施設に入所された児童の割合は、64%となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

#### **古賀和仁委員長**

報告、終わりました。

これに対して、質疑は終わっておりますので、確認したい事や意見があれば受けたいと思います。

#### **松隈清之委員**

できれば、そういうときは資料を出してくれんかな。今、言われてもなかなかみんな、ね。書くのも大変だから。

特に質疑ないので、わかればいいっていうことであれば、いよいよ資料出しとってもらえばいいんで、次から……、次からでいいんですかね、皆さん。（「はい」と呼ぶ声あり）

お願いします。

#### **古賀和仁委員長**

では、皆さんいいですか。

資料出していただくということで、ようございますか、皆さん。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

#### **石橋沢預こども育成課長**

では、次回から資料の提出ということでさせていただきたいと思います。

#### **古賀和仁委員長**

ありがとうございます。

ほかにはないですか。

〔発言する者なし〕

なければ、こども育成課の分については、終わりたいと思います。

## 総 括

### 古賀和仁委員長

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ、総括的に御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

### 尼寺省悟委員

今回も同和問題について、かなり時間を割いて質疑がなされたわけですが、執行部の答弁を見る限りは前回と比べて、私はあんまり進んでいるとは思いません。

必要な書類で、当然、提出すべき書類については出されなかった。出されなかったというのは、ないから出されなかったのか、その辺はようわかりませんけれどね。

ただ、最後の段階で、副市長のほうから、次回からは、ということで、必要な書類、議員から求められた書類については提出すると、そういった旨の発言があったので。ある意味、当たり前のことなんですけれど、それは一歩前進かなと思っております。

御承知のように、平成 14 年で国の特別措置法が廃止された。何で廃止されたのかというと、同和対象地域、同和関係者に対象を限定として実施してきた特別措置は終了すると。

どうしてかっていうと、特別対策は本来、時限的なもの、それから、特別対策を続けていくことは差別解消に必ずしも有効ではないと。それから、人口移動が激しい状況の中で同和地区、同和関係者に対象を限定した政策を続けることは事実上困難だと。こういったことから、平成 14 年ですので、いまから十数年前に廃止なった。

これを受けて、後でまた説明しますけれども、少なくない自治体が、補助金を廃止するとか見直しとかしているわけですね。

にもかかわらず、鳥栖市がいまでもって続けていくと。

続けていく限りは、こうだというきちとした説明がないといけないけれども、やっぱりその説明について一言も聞かれなかったと。

私が今までの勘定してみると、今回 400 万円、関連予算含めると約 900 万円ですかね、今までで恐らく 1 億 8,000 万円くらいあったと思いますので、関連予算とすると倍ですので、3 億円から 4 億円もの金が投下された。本来ならば、これに対してきちとした効果、出さなければならないのに、それは一切示されなかった。

どうして続けていくのかというふうに聞いてみても、ただ一般的にインターネットでこう

だ、差別が残っているからといいますけれども、私が聞きたいのは、何で運動団体にそれを丸投げするのかという点については、ついぞお答えがなかったと思います。

それで、今まで言われてきたのは何かと言うと、補完的役割を果たしてもらうということで、この補完的役割について2年か3年くらい前の決算委員会の中で、4つのことを言われたわけですね、地域実態調査等々について。

今回、それ以外にもあるというふうな言い方もされつつたんですけれども、前回のときには補完的役割というのは4項目だけで、それ以外あるのかと言われても、ないというふうにはそのときは言われておって、今回は何かあるようなことを言われたんで、ちょっとその辺についてはもう一回、改めて別の場所で聞きたいと思います。

それで、この4項目について簡単に質疑の中で言ったら、勝手にやっていると。市がこの調査を本当やったらそこに求めて、プライバシーの問題があるので市ができないからそこにやってもらっているといったならまだしも補完的役割というのはわかるんやけれども、どうも聞くと、市がそれをやれというふうに言ったということもないと。だから、ある意味では勝手にやっていると。そして、そのやることについての法的根拠についても示せと言ったら、言っていないと。どうして、法的根拠もなく、ある意味では勝手にやっていることに対して、それが市の補完的役割を果たしているのかってということについては、誰もそれは納得できないと思います。

したがって、法的根拠もなく、実施したという実績の報告もない、そういった補助というのは、私はやめるべきだと。

生活指導員についてもそうです。これについても、生活指導員を置かなければならないという法的根拠もないし、やったという文書による報告もない。活動していると判断した根拠を示せと言っても、出ない。そういった意味で、法的根拠はなく、活動したという実績もない、こういったことが行政の中でやられていること自体、私はあるまじき行為だと思います。

今回400万円、関連予算含めると900万円、これはまさに市民の血税で、これをこんないかげんなやり方で執行しているということは、私は、決して許されるべきものではないし、この2つについて廃止することを求めると同時に、こういったことが含まれている本決算については同意できないといったことを言っておきます。

以上です。

#### **古賀和仁委員長**

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、総括を終わります。







午前10時28分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 古 賀 和 仁

